

製品安全行政を巡る動向

令和4年3月25日

産業保安グループ製品安全課

目次

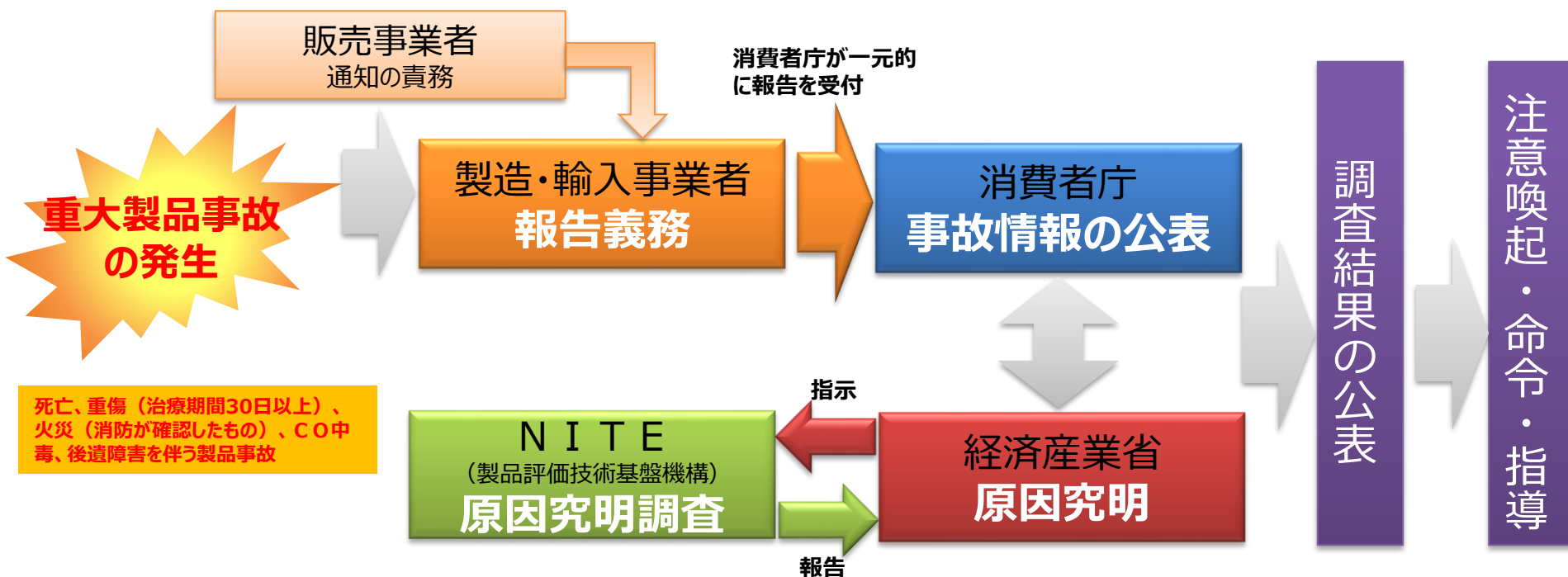
1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

重大製品事故報告・公表制度（消安法の制度）

- 製造・輸入事業者は、重大製品事故の発生を認知してから10日以内に消費者庁に報告することが義務付けられている。（消安法第35条）
- 販売事業者等が認知した場合には、製造・輸入事業者へ通知する責務がある。（消安法第34条第2項）
- 消費者庁は当該事故情報を迅速に公表。経済産業省は、NITEに対して原因究明調査を指示。（消安法第36条）
- 調査結果は改めて公表し、注意喚起や命令・指導を行うことによって、再発防止を図る。



※平成21年9月より、重大製品事故情報の収集・公表を消費者庁が担当、事故原因究明等を経済産業省が主に担当。

2021年の重大製品事故受付件数

- 2021年（1月～12月）に受け付けた重大製品事故件数は、**合計1,042件**。
- うち死亡事故は34件。製品別で最も多いのは電気製品。

	死亡	(うち火災による死亡)	重傷	(うち火災による重傷)	火災	一酸化炭素中毒	後遺障害	計
燃焼器具	8	(5)	8	(5)	113	0	0	129(12.4%)
ガス製品	2	(1)	7	(4)	53	0	0	62(6.0%)
石油製品	6	(4)	1	(1)	60	0	0	67(6.4%)
電気製品	9	(8)	31	(0)	657	0	0	697(66.9%)
その他製品	17	(0)	162	(0)	37	0	0	216(20.7%)
合 計	34 (3.3%)	(13)	201 (19.3%)	(5)	807 (77.4%)	0 (0%)	0 (0%)	1,042 (100%)

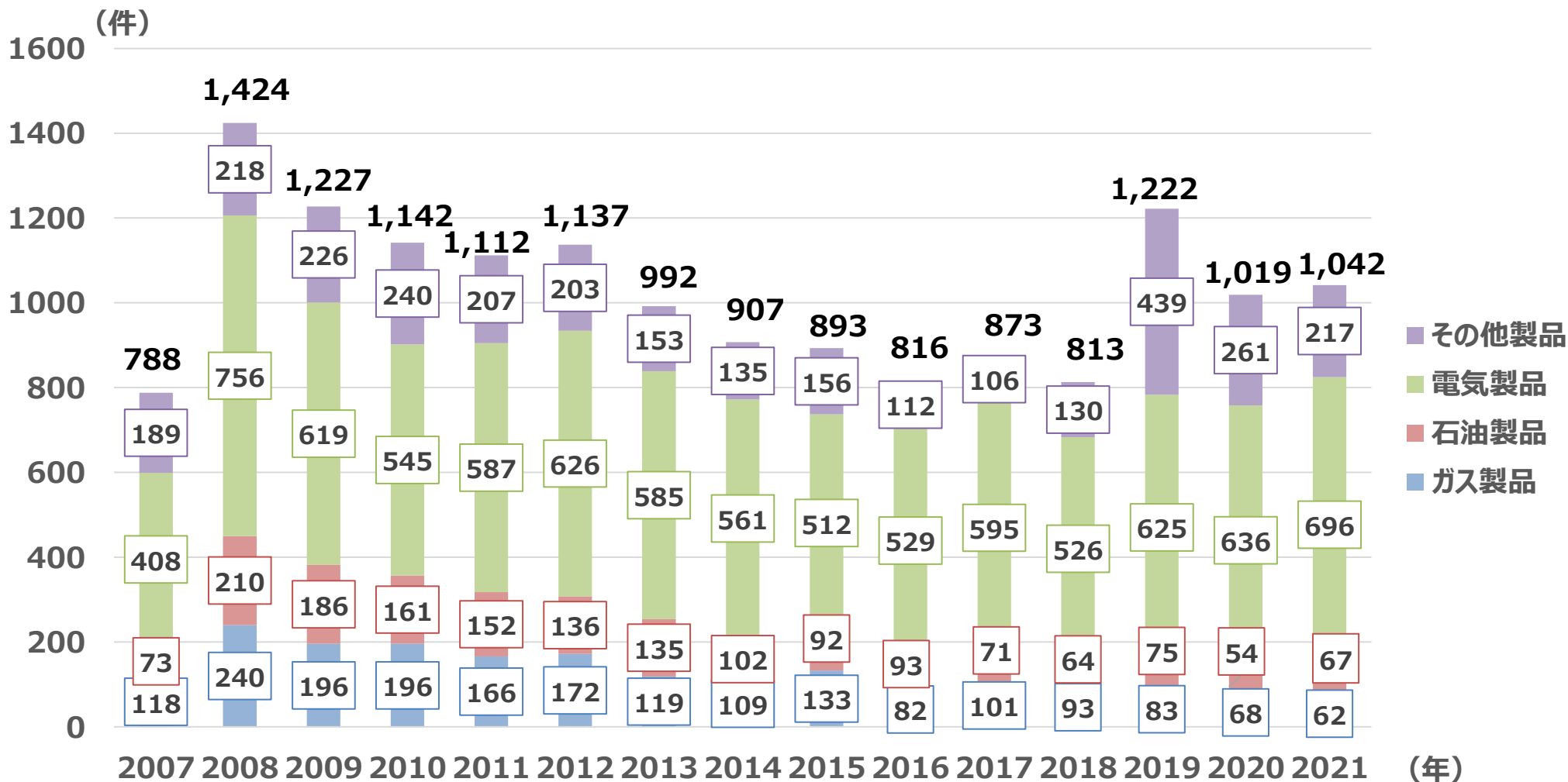
注）：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」（13件）、「火災」かつ「重傷」（5件）の件数を差し引いている。火災事故として報告された件数は825件となる。
- ・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」（4件）の件数を差し引いている。
- ・死亡者のほかに重傷者も発生した事故（1件）は、「死亡」として計上している。重傷事故として報告された件数は202件となる

重大製品事故件数の推移

※年（1月～12月）別重大製品事故報告の受付件数ベース

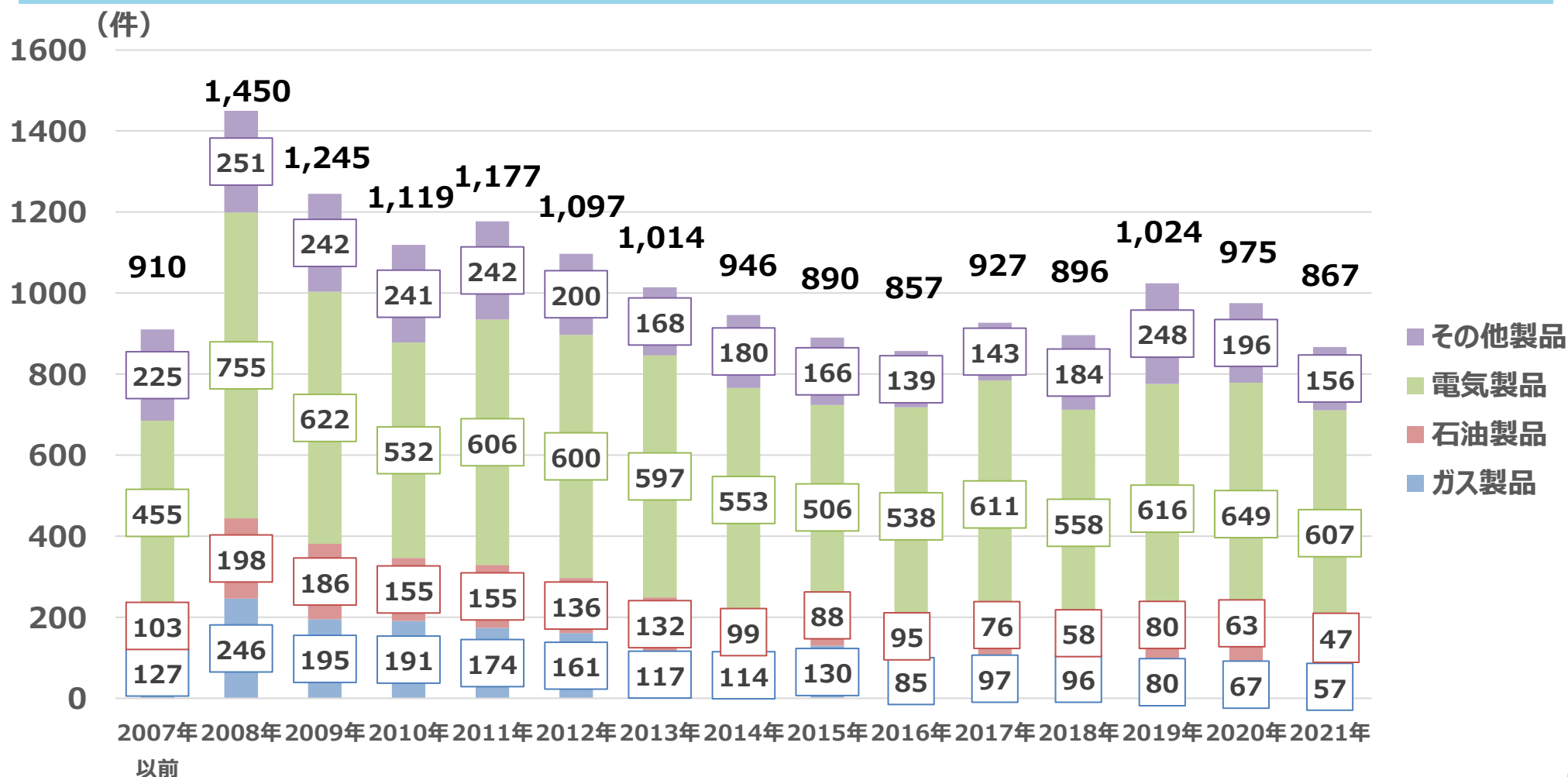
- 2021年の重大事故受付件数は**1,042件**となり、**前年比で23件の増加、前々年比で180件の減少**
- 2019年に多く報告されている自転車製品等に代表される「その他製品」の事故は前年比で44件の減少
- 電気製品に関しては前年比61件の増加。



(参考) 重大製品事故の発生年ベースでの事故件数推移

- 過去に発生した事故の受付が2019年以降発生しているため、事故発生年ベースで再集計したところ**2020年及び2021年の事故件数は例年に比べ大きな変動がない**ことが確認できた。

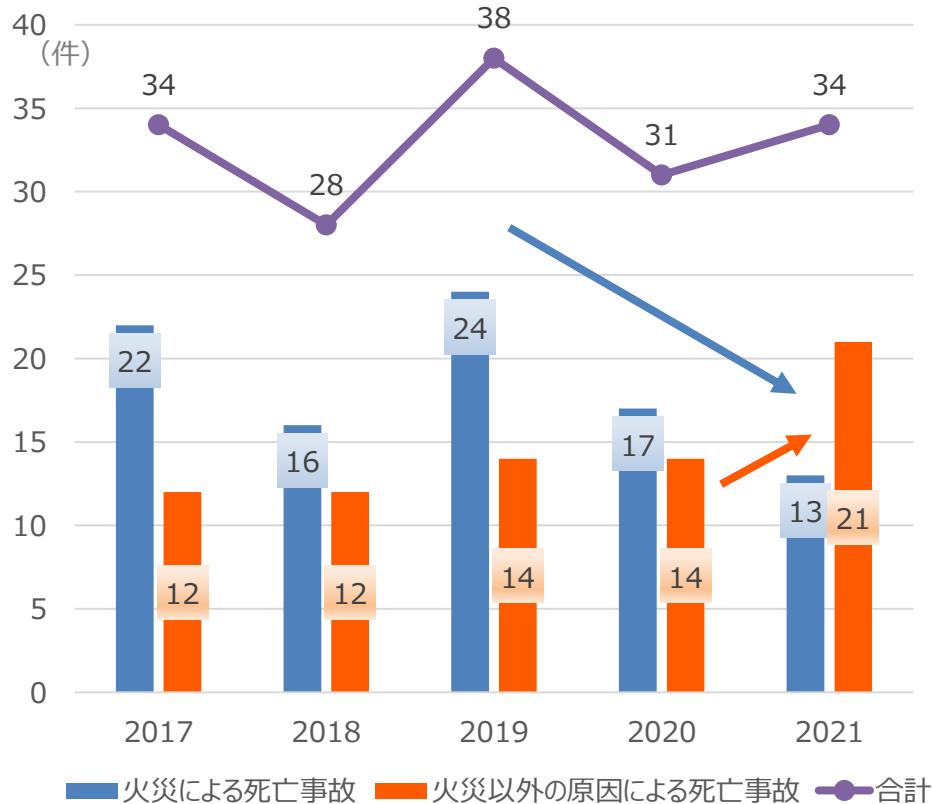
(ただし、事故報告は事故発生日から数ヶ月から半年程度遅れて報告されるケースもあり、今後も2021年に発生した事故が一定数は報告されるため、発生年ベースの事故件数は今後増加することに留意。)



重大製品事故（死亡事故）の製品別受付件数遷移

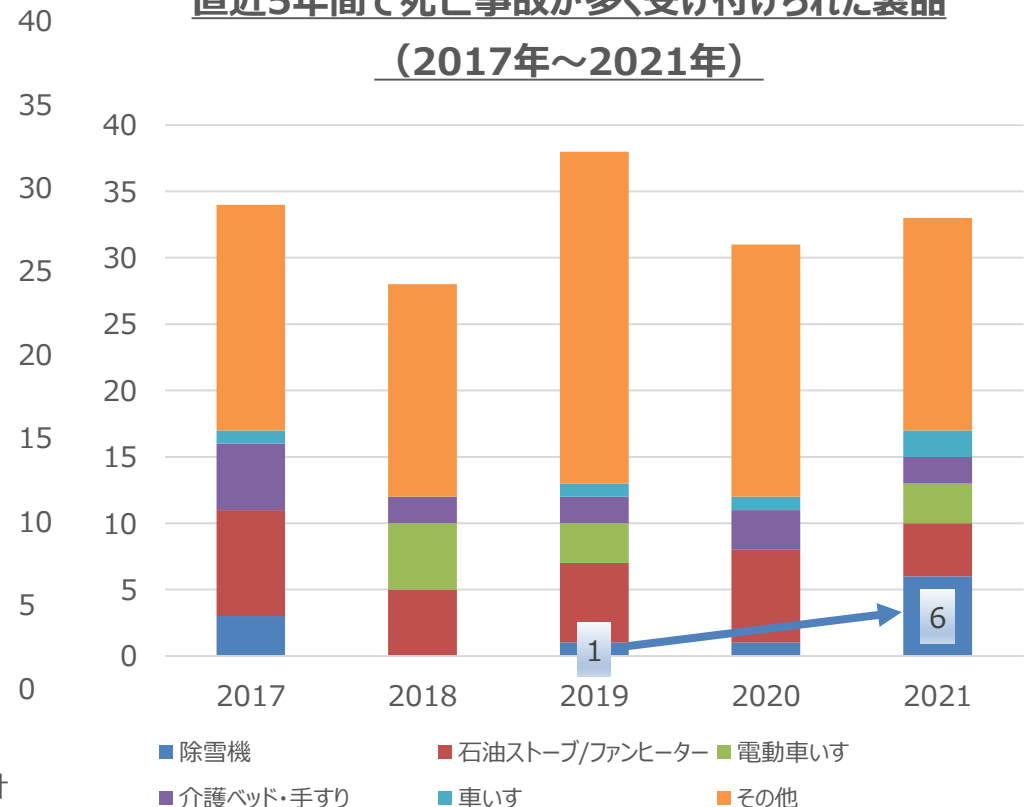
- 重大製品事故のうち死亡事故件数は2017年以降30～40件程度で推移しており、「火災による死亡事故」件数は近年減少傾向にある。
- 一方で「火災以外の原因による死亡事故」は増加傾向。2021年受付件数では「火災による死亡事故」の件数を超え21件（「火災による死亡事故」の件数は13件）
- 2021年の「火災以外の原因による死亡事故」の増加は、除雪機による死亡事故を背景とするもの。

重大製品事故（死亡事故）受付件数遷移



※その他に分類している製品は2021年の死亡事故受付件数が1件の製品

直近5年間で死亡事故が多く受け付けられた製品
(2017年～2021年)



除雪機による死亡事故の発生状況について

- 2011年度から2020年度までの直近10年間で除雪機による事故は40件発生
- 40件の事故のうち**死亡事故が25件**（約6割）、被害者が**60歳以上**の事故が**31件**（約8割）

【事故事例紹介】

(1) 除雪機の下敷きになった事故

事故発生年月日 2019年2月（新潟県、80歳代・男性、死亡）
除雪機を使用中、下敷きになり、1人が死亡した。

(2) 後ろの壁と除雪機の間挟まれた事故

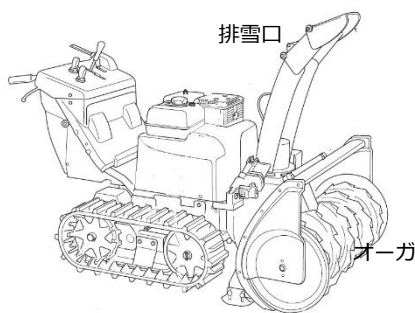
事故発生年月日 2016年2月（岩手県、70歳代・男性、死亡）
除雪機と小屋の柵に挟まれ、病院に搬送後、死亡が確認された。

(3) オーガに巻き込まれた事故

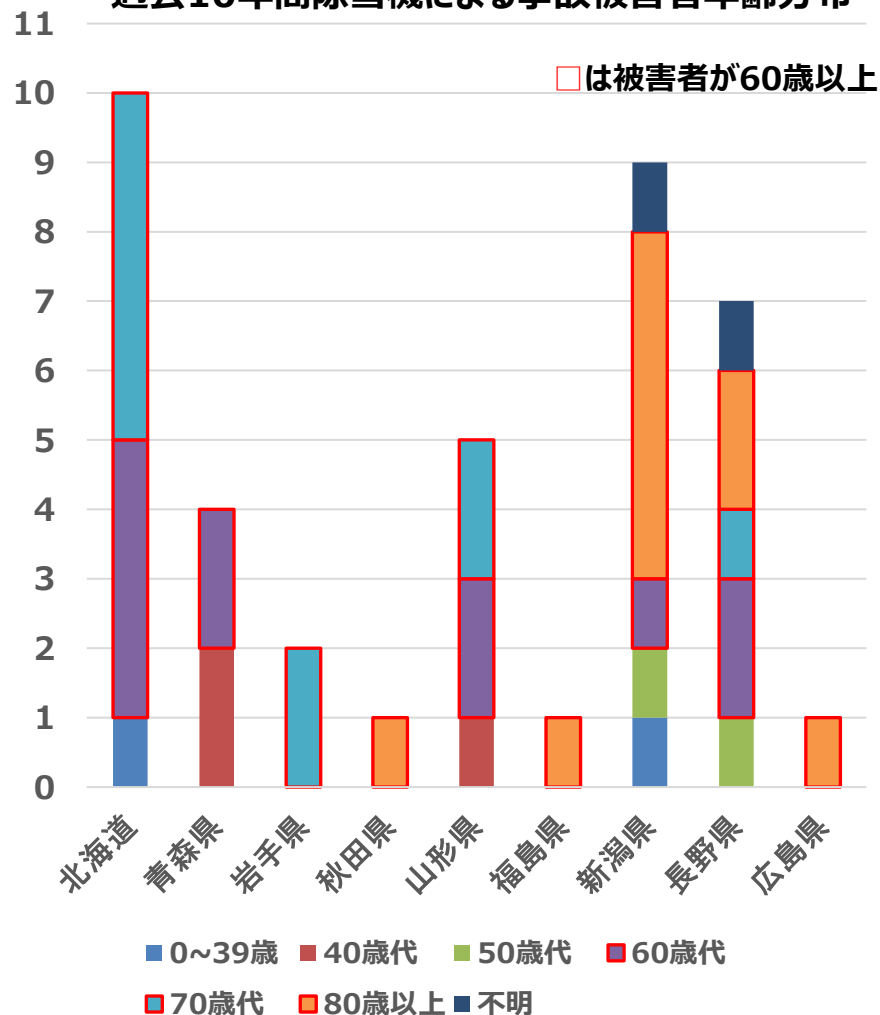
事故発生年月日 2020年2月（北海道、60歳代・女性、死亡）
除雪機のオーガに巻き込まれた状態で発見され、死亡が確認された。

(4) 詰まった雪を取り除こうとしてけがを負った事故

事故発生年月日 2019年1月（新潟県、60歳代・男性、重傷）
除雪機の排雪口に詰まった雪を取り除こうとしたところ、右手指を負傷した。



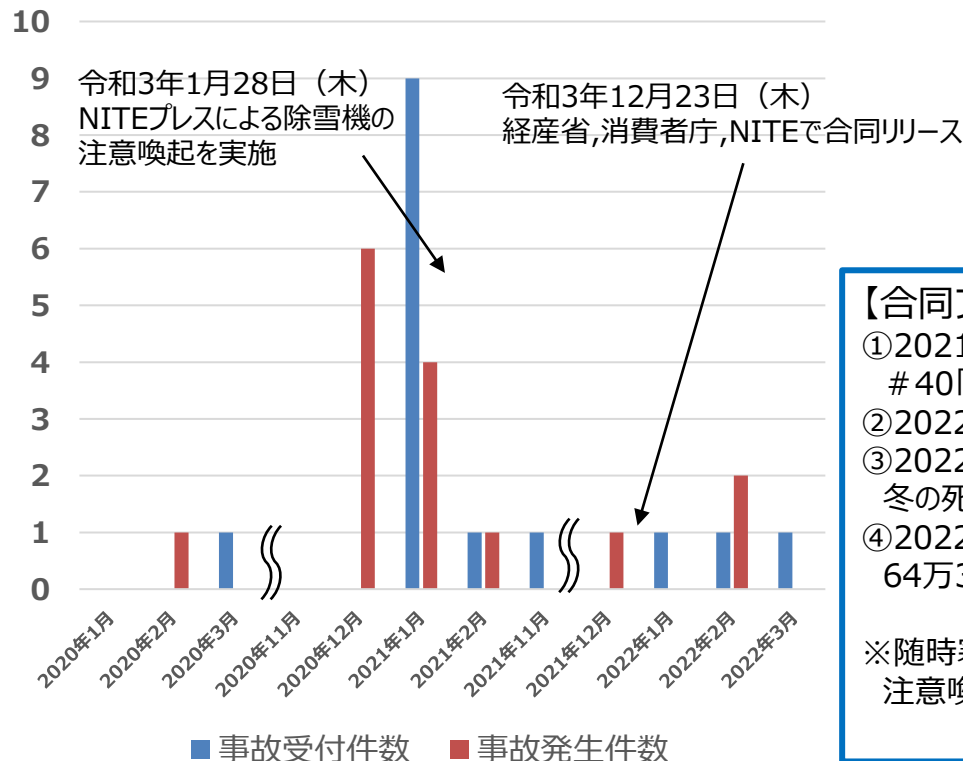
過去10年間除雪機による事故被害者年齢分布



除雪機による死亡事故への対応状況

- 2020年冬季に除雪機による死亡事故が多発したことから、2021年冬季には積極的な広報を展開。
- 2021年12月23日に消費者庁、NITEと合同で注意喚起を実施したことで前年に比べ4.5倍以上のメディアで報道。豪雪地帯を中心とした地方新聞社関連のWeb記事が多く見られた。
- 2022年に入ってから除雪機の事故情報を確認したため、1月14日に、豪雪地帯を含む地方局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国）と連携し再度、注意喚起を実施。
- ⇒ これらの取組の結果、2021年冬季（2021年12月～2022年3月）の除雪機による死亡事故の件数は前年に比べ低い水準といえる。

除雪機の事故による事故受付年月・発生年月



【プレスリリース取り上げ状況（令和2年度）】

○2021年1月28日（木）**報道件数：40件**
テレビ報道13件、Web記事23件、新聞4件

【プレスリリース取り上げ状況（令和3年度）】

○2021年12月23日（木）**報道件数：188件**
テレビ報道24件、Web記事159件、新聞5件

【合同プレス以外の除雪機に関する注意喚起取組】

- ①2021年12月31日BS朝日「宇賀なつみの そこ 教えて！」（お知らせコーナー）#40「除雪機による事故に注意」
- ②2022年1月2日 政府広報ラジオ「除雪機による事故に注意」
- ③2022年1月9日政府広報ラジオ【青木源太・足立梨花Sunday Collection】冬の死亡事故に注意
- ④2022年1月14日～21日 Google広告による注意喚起
64万3千回の広告表示、3,600件のクリックあり

※随時寒波前などTwitterによるタイムリーな注意喚起ツイートを実施



(参考) 除雪機による死亡事故への対応状況

- NITEにおいて、死亡事故につながる可能性のある、危険なポイントをわかりやすくまとめた注意喚起動画を作成、今シーズンの広報活動において活用している。

(1) 除雪機の下敷きになった事故

(2) 後ろの壁と除雪機の間挟まれた事故

【注意喚起事項】

- 走行する際には、転倒したり、挟まれたりしないよう、**周囲の状況に十分注意**する。
- 除雪作業をする場所の周辺に特に子どもを近づけないよう、気をつけてください。
雪を飛ばす先にも人がいないことを必ず確認してください。



(3) オーガに巻き込まれた事故

【注意喚起事項】

- デッドマンクラッチなどの安全機能を正しく使用する。

安全機能を無効化することで、使用者が転倒などした際に除雪機が停止せず、除雪機にひかれたり、巻き込まれたりするおそれがあります。デッドマンクラッチを固定するなどして無効化したり、緊急停止クリップを装着しない状態で使用したりすることは非常に危険です。



(4) 詰まった雪を取り除こうとしてけがを負った事故

【注意喚起事項】

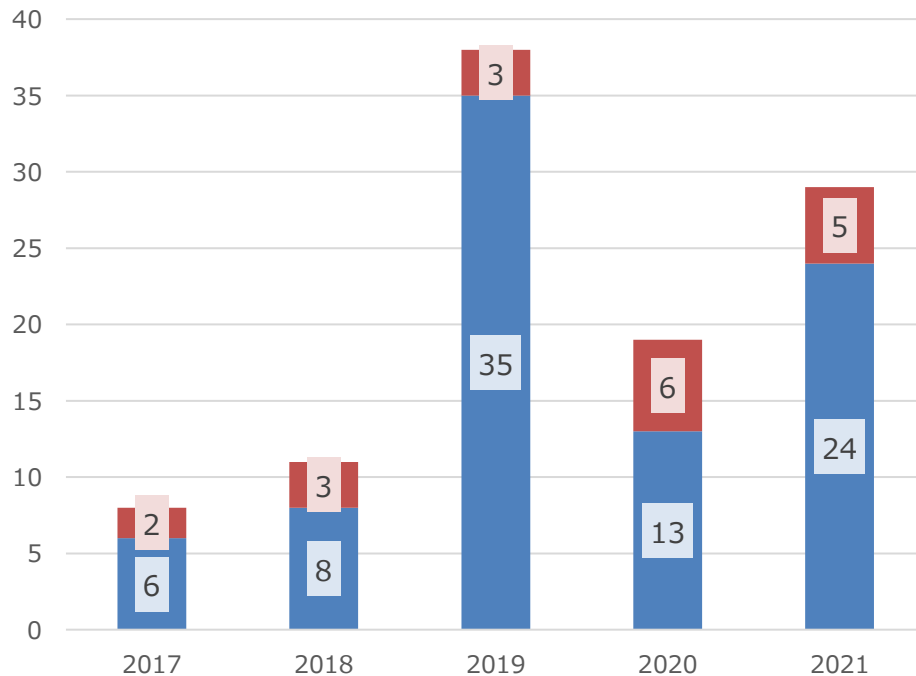
- 雪詰まりを取り除く際は、エンジン及び回転部の停止を確認し、雪かき棒を使用する。



非純正品バッテリーによる事故の傾向

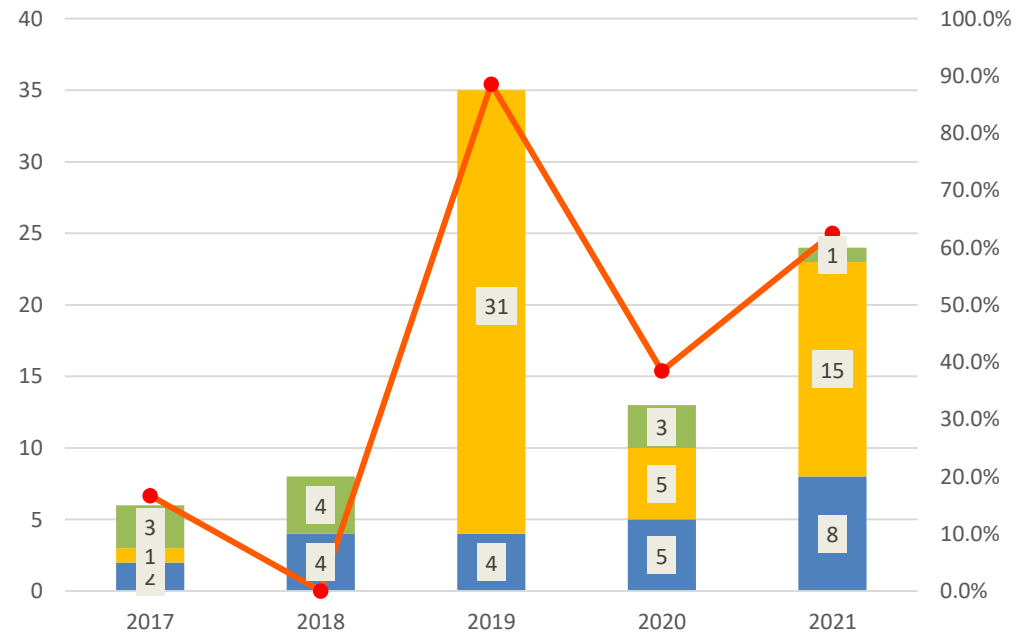
- 電気掃除機（充電式）における事故の中でも特に掃除機メーカーとは異なる事業者が製造した**非純正品バッテリーの事故**が2019年以降多くなっている。
- 2019年に掃除機用の非純正品バッテリーによる事故が多く報告されたため、注意喚起を実施した。2021年に再び増加しているが、原因としては、有限会社すみとも商店、ロワ・ジャパン有限会社の事故が多く発生したことが挙げられる。

電気掃除機による火災事故発生状況（2017～2021年受付）



■ 電気掃除機（充電式） ■ 電気掃除機（充電式以外）

電気掃除機（充電式）における搭載バッテリーごとの件数（2017～2021年受付）



■ 純正品バッテリー搭載 ■ 非純正品バッテリー搭載
■ 搭載バッテリー不明 ● 非純正品バッテリー割合

2021年に発生した非純正品バッテリーによる重大製品事故について

- 有限会社すみとも商店、ロワ・ジャパン有限会社が輸入した、ダイソン株式会社のコードレス掃除機に取り付けできる**非純正品バッテリー**から、出火した火災事故が現在までに**11件**報告を受付(※令和4年1月21日時点)
- **充放電をしていない保管状態であっても発火のリスクがある危険な製品のためリコールを開始**

輸入事業者	有限会社すみとも商店(倒産)	ロワ・ジャパン有限会社
対象型式 (型番・対象ロット)	Orange Line DC60 20001 V6 2200 Orange Line DC60 20006 V6 2200 Orange Line DC60 20007 V6 2200	(型番) DC62-J (対象ロット番号) A010、A012、B101、B103、B104
販売期間	2020年11月1日～2021年4月23日	2020年11月20日～2021年8月3日
リコール開始日	2021年8月16日	2021年10月1日
対象台数/開始日	9,850台	5,286 台
回収・廃棄台数	6,294(63.9%)※2021年10月19日(倒産)時点	3,441(65.5%)※2022年1月17日時点
重大製品事故件数	7件 (+ 消防からの報告で把握した倒産後の事故8件)	4件
製品外観	 バッテリー本体 表示部	 バッテリー本体 表示部

2021年に発生した非純正品バッテリーによる重大製品事故の対応について

- 経済産業省では2021年10月29日に、保管状態であっても発火の恐れがあることから安全な運搬方法が確定するまで保管を依頼する旨をプレスリリース
- その後、NITEによる調査によって、掃除機運転による放電を行うことでバッテリーパックは安全な状態となり、発火に至らないことが確認されたため、2021年12月17日に経済産業省のプレスリリースで所有者に放電作業を依頼（※2021年12月24日には、掃除機による放電方法（簡潔版）を公表）
- 今回の対象製品はネットモール事業者等を通じて販売されており、全ての購入者が特定できているため、各リリース時には、**DMも送付**



※すみとも商店については、倒産していたことから、購入者への連絡についてネットモール事業者に協力依頼



Rakuten

YAHOO! JAPAN

amazon.co.jp



※経済産業省のリリースから時差が生じないように事前にメール内容などを調整、迅速に購入者へ案内を実施



対象製品購入者

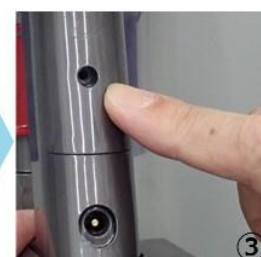
有限会社すみとも商店、ロワ・ジャパン有限会社のコードレス掃除機用**非純正**のバッテリーパックの放電方法



①水を張ったバケツを準備※



②バッテリーを掃除機に装着



③ビス留めは行わない



④手のひらをバッテリー底面指をバッテリー上面にあてがう

※水を張ったバケツは**念のために用意**するものであり、電池切れまで放電した場合は、**バッテリーをバケツの中の水につけない**ようにお願いします。

電池切れまで放電したら、**有限会社すみとも商店**のバッテリーはお住まいの市区町村の廃棄方法等に従って**廃棄**の対応を御願います。**ロワジャパン有限会社**のバッテリーは同社による**回収**となりますので、同社からのメール案内に従って下さい。



⑤バケツの上で、電池切れになるまで掃除機を運転

運転中、パイロットランプは「点灯」します。電池切れになると、パイロットランプが「点滅」状態になります。

※なお、パイロットランプが点滅状態になってもしばらく掃除機が稼働する場合があります。その場合は、掃除機が動かなくなるまで続けて下さい。

本件にかかる詳細については、以下をご覧ください。

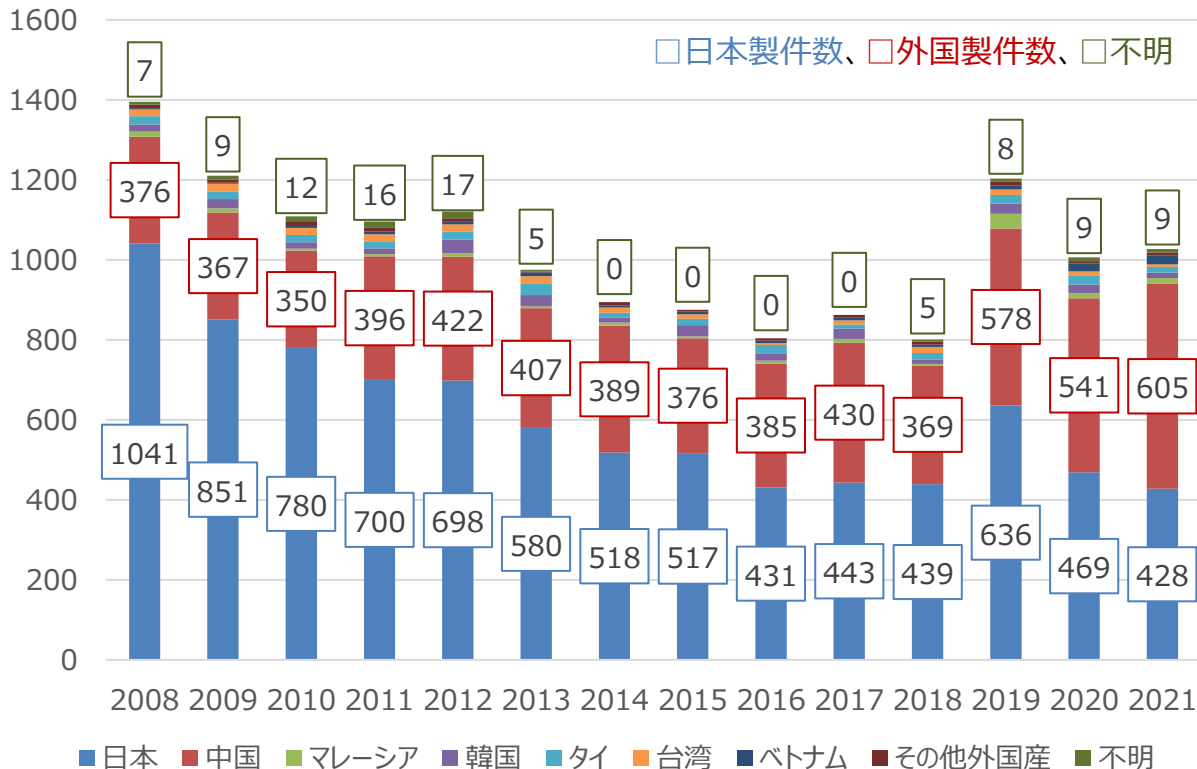
<https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211217005/20211217005.html>

※掃除機による放電方法（簡潔版）：https://www.meti.go.jp/product_safety/download/kouhyou211224_2.pdf

輸入製品の重大製品事故報告件数

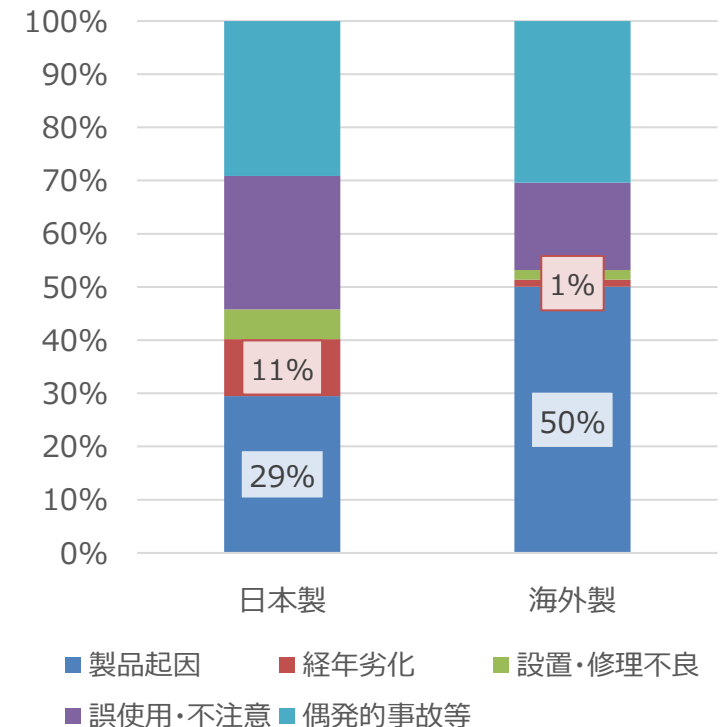
- 国産製品の重大製品事故が減少傾向。なお、2019年は自転車の過去事故報告という特殊要因があった。
- 2020年、2021年と2年連続で輸入製品の重大製品事故受付件数が国内製品を上回った。国別では中国からの輸入製品による事故が多い。
- 輸入製品では国産製品に比べ、製品起因の割合が高く、50%が製品起因となっている。一方、経年劣化による事故が少ない（1%）。

生産国・地域別重大製品事故報告件数



日本製と海外製の製品事故原因

※2007年以降に報告された重大製品事故の累計

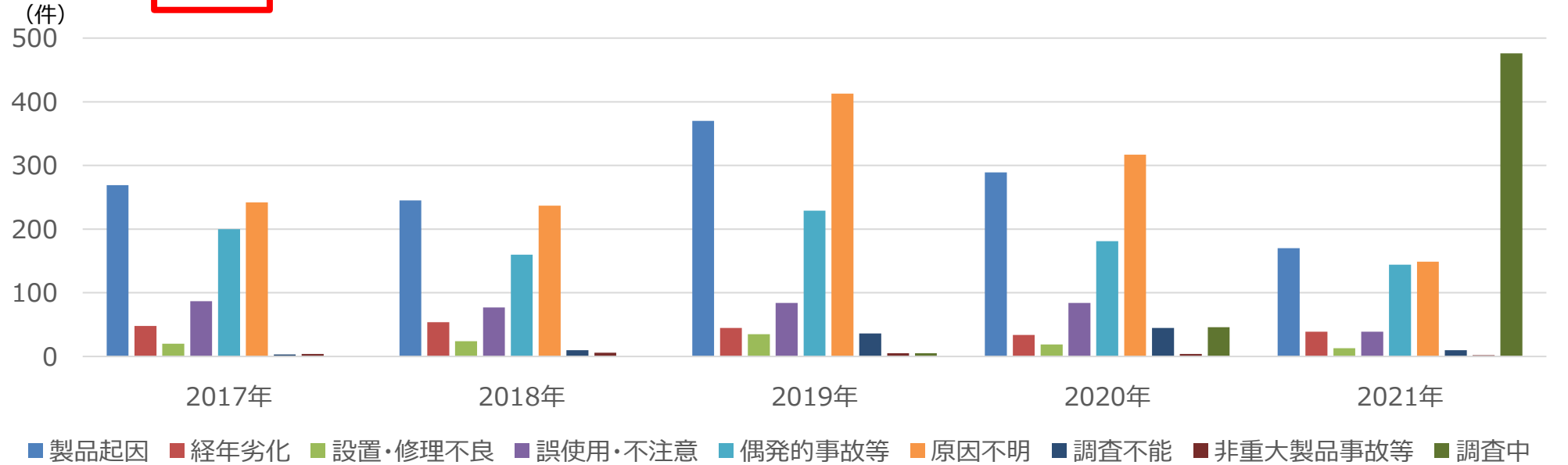


重大製品事故の原因分析について

- 製品起因による事故は約3割。必要に応じて事業者に改善やリコール等の対応を促している。

重大製品事故の原因分析と経年変化 令和3年12月末時点の調査結果

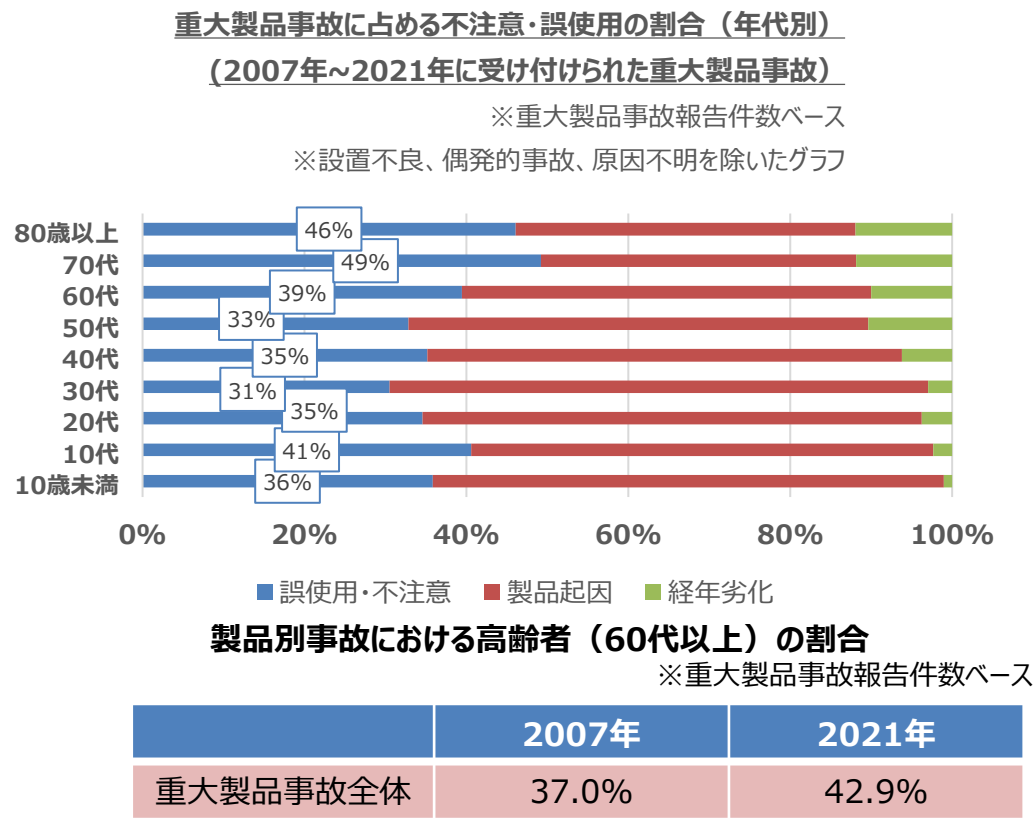
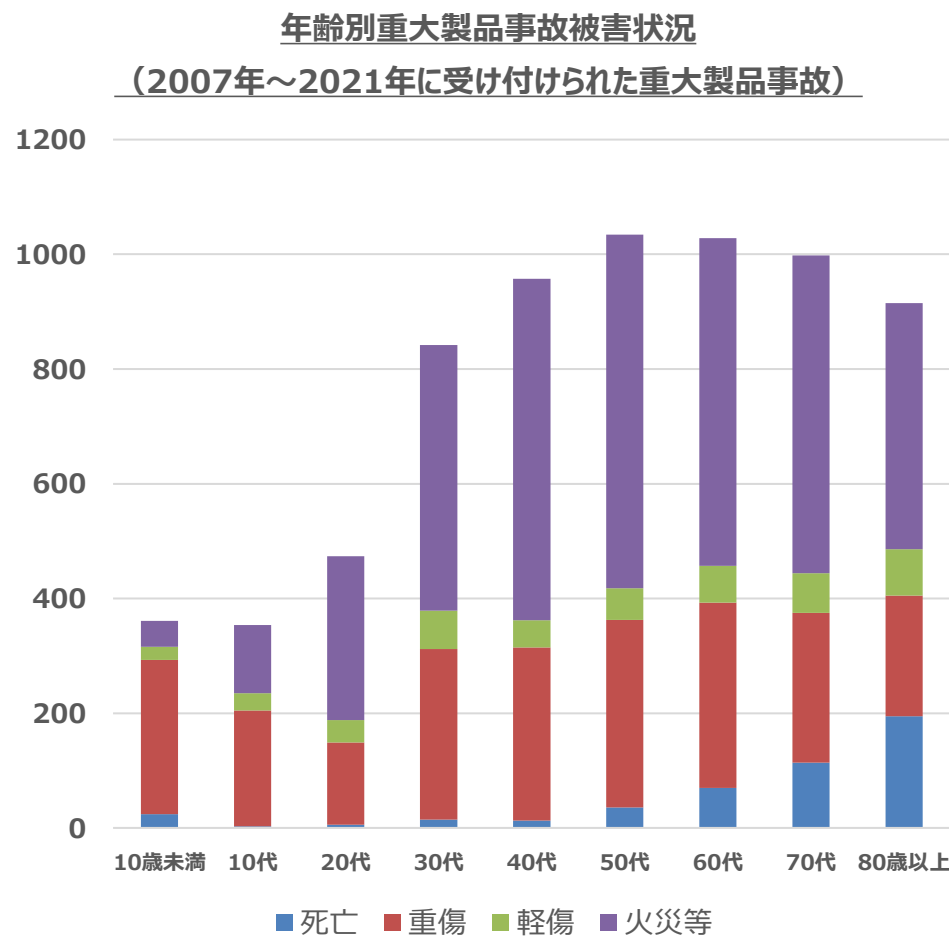
受付年	製品起因	経年劣化	設置・修理不良	誤使用・不注意	偶発的事故等	原因不明	調査不能	非重大製品事故等	調査中	合計
2017年	269件	48件	20件	87件	200件	242件	3件	4件	0件	873件
	30.1%	5.5%	2.3%	10.0%	22.9%	27.7%	0.3%	0.5%	0%	100%
2018年	245件	54件	24件	77件	160件	237件	10件	6件	0件	813件
	30.1%	6.6%	3.0%	9.5%	19.7%	29.2%	1.2%	0.7%	0%	100%
2019年	370件	45件	35件	84件	229件	413件	36件	5件	5件	1,222件
	30.3%	3.7%	2.9%	6.9%	18.7%	33.8%	2.9%	0.4%	0.4%	100%
2020年	289件	34件	19件	84件	181件	317件	45件	4件	46件	1,019件
	28.4%	3.3%	1.9%	8.2%	17.8%	31.1%	4.4%	0.4%	4.5%	100%
2021年	170件	39件	13件	39件	144件	149件	10件	2件	476件	1,042件
	16.3%	3.7%	1.2%	3.7%	13.8%	14.3%	1.0%	0.2%	45.7%	100%



(注)「偶発的事故等」とは、製品に起因しないか（ただし誤使用と言い切れない）、又は 使用者の感受性に関係すると考えられるものをいう。

高齢者関連の重大製品事故について

- 製品事故の被害は高齢になるほど死亡・重傷が多く、70代、80代の高齢者では死亡事故が特に多い。超高齢社会において高齢者の事故対策は喫緊の課題。
- 2021年には重大製品事故全体のうち、60代以上の高齢者の占める割合が約4割と高水準。
- 一般的に年齢が高まるにつれ身体・認知機能の低下することから、不注意・誤使用による重大製品事故が70代、80代では約5割程度と他の年齢層より高くなっている。



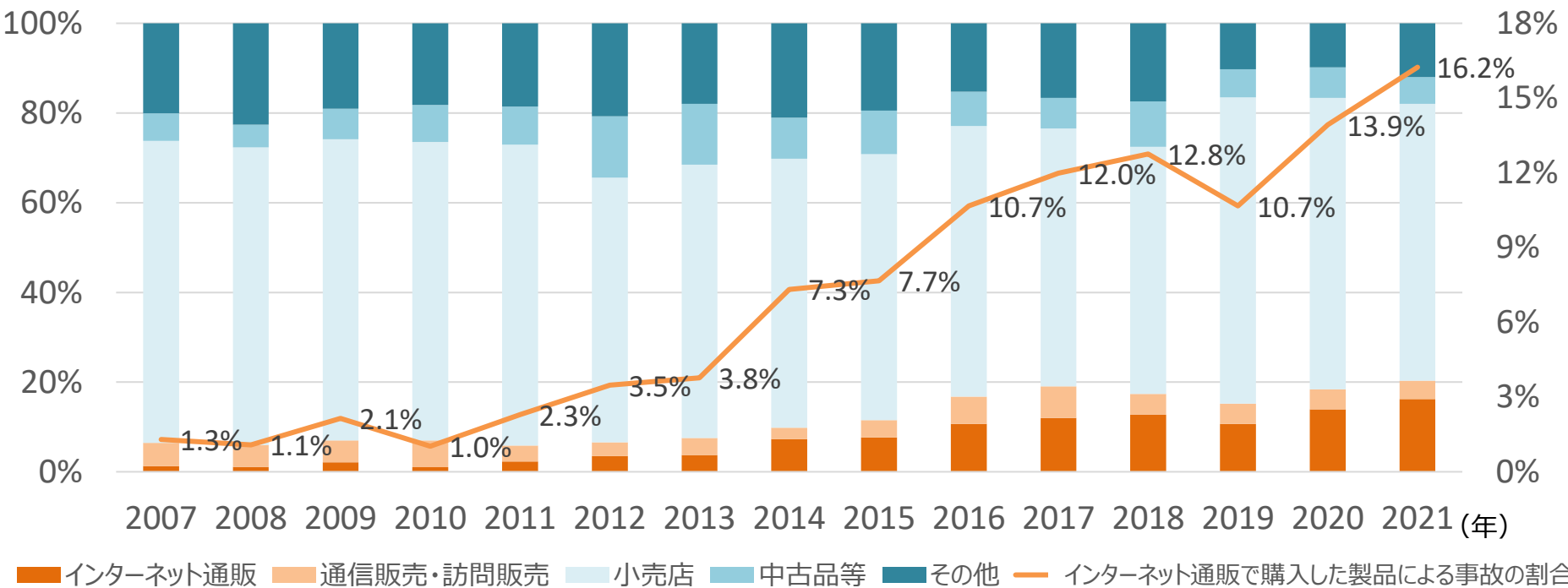
(参考)
高齢者人口の割合 2005年：20.2%→2021年：29.1% (総務省統計局)

重大製品事故が起きた製品の入手先

● 重大製品事故に占める、インターネット通販で購入した製品による事故の割合は年々増加。

重大製品事故の製品入手経路

※重大製品事故報告を分類しているため、消費者が製品を入手してから事故が発生するまでの期間分のタイムラグがある。
※重大製品事故報告のうち、入手先が判明している事故を分類しており、製品の入手先不明の事故については除外してある。



	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
インターネット通販	4	6	11	5	11	17	17	32	30	35	44	44	73	78	76
通信販売・訪問販売	16	27	25	29	17	15	17	11	15	20	26	16	31	25	19
小売店	209	368	349	319	324	290	276	262	232	198	211	190	468	364	289
中古品等	18	28	35	40	41	67	61	40	38	25	25	35	43	38	28
その他	62	126	99	87	89	101	81	91	76	50	61	60	70	55	56
不明	479	869	708	662	630	647	540	471	502	488	506	468	537	459	574
計	788	1,424	1,227	1,142	1,112	1,137	992	907	893	816	873	813	1,222	1,019	1,042

目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

2021年に開始されたリコール件数

- 2021年に開始されたリコールは93件。そのうち、重大製品事故契機が17件、重大製品事故契機以外のものは76件であった。

リコール開始件数

※2021年1月～12月までに公表されたリコール件数

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
重大製品事故契機	17	23	15	22	14	21	12	18	16	13	17
重大製品事故契機以外	72	72	68	69	77	67	43	54	65	76	76
計	89	95	83	91	91	88	55	72	81	89	93

2021年に開始された重大製品事故契機のリコール（17件）

①2021年1月26日 電動アシスト自転車用バッテリー
(ヤマハ発動機、ブリヂストンサイクル、丸石サイクル)

②2021年2月10日 バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）
(株式会社泰成商事)

③2021年2月16日 シュレッター
(アコ・プランズ・ジャパン株式会社)

④2021年4月1日 ポータブル除菌脱臭機
(カルテック株式会社)

⑤2021年4月22日 イヤホン（コードレス式、バッテリー内蔵）
(株式会社大創産業)

⑥2021年5月27日 電気毛布
(株式会社プラスプラン)

⑦2021年6月9日 高圧洗浄機
(株式会社丸山製作所)

⑧2021年7月5日 リチウム蓄電池
(オムロンソーシアルソリューションズ株式会社)

⑨2021年8月16日 バッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）
(有限会社すみとも商店)

⑩2021年10月1日 バッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）
(ロワ・ジャパン有限会社)



バッテリー本体

表示部

⑪2021年10月1日 リチウム電池内蔵充電器
(株式会社アベル)

⑫2021年10月7日 携帯型電気冷温庫
(株式会社ノジマ)



⑬2021年10月27日 電気ストーブ（カーボンヒーター）
(小泉成器株式会社)

⑭2021年11月1日 バッテリー（リチウムイオン、電動リール）
(グローブライド株式会社)

⑮2021年12月1日 トーチバーナー
(GreedFactory株式会社)



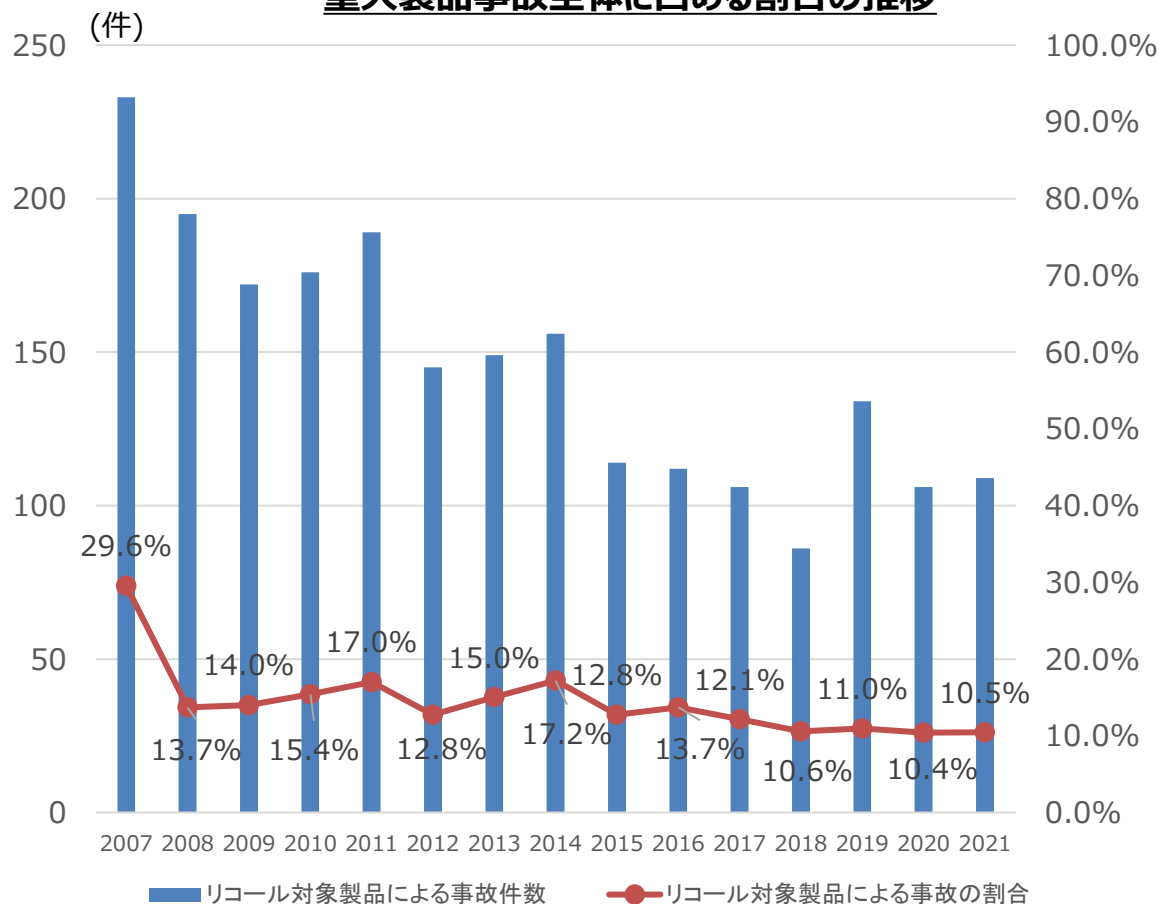
⑯2021年12月1日 インターホン（モニターテレビ付）
(パナソニック株式会社)

⑰2021年12月12月13日 イヤホン（コードレス式、バッテリー内蔵）
(株式会社オウルテック)

リコール対象製品による重大製品事故の発生状況分析

- リコール対象製品による重大製品事故は重大製品事故全体の約 1 割を占める傾向にある。
- リコール未対策品による重大製品事故が発生した場合は、経済産業省と消費者庁が当該重大製品事故を公表する際に、共同でリコールに関する特記事項を掲載して注意喚起を実施。

リコール対象製品による重大製品事故発生件数及び
重大製品事故全体に占める割合の推移



リコールに関する特記事項公表（例）

6. 特記事項
アイリスオーヤマ株式会社が輸入した電気温風機（セラミックファンヒーター）について（管理番号：A201901119、A201901168）

① 事故事象について
アイリスオーヤマ株式会社（法人番号：3370001006799）が輸入した電気温風機（セラミックファンヒーター）を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。
調査の結果、当該製品は、電源基板の配線接続部にはんだ付け不良があったため、接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと考えられます。

② 再発防止策について
同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2020 年（令和 2 年）3 月 24 日にウェブサイトに情報を掲載し、対象製品について無償製品交換を実施しています。

③ 対象製品：製品名、型式、JANコード、販売期間、対象台数

製品名	型式	JANコード	販売期間	対象台数
セラミックファンヒーター	PCH-JS12	4967576247351	2016年10月 ～ 2018年7月	9,826

2020 年（令和 2 年）3 月 24 日からリコール（無償製品交換）を実施
回収率：71.8%（2021 年 12 月 31 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>
対象製品におけるリコール対象の内容によるA201901119、A201901168を含む。）の件数は、活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき

年度	事故件数	被害状況	台数
2021年度	0	—	20
2020年度	0	—	20
2019年度	2	火災	20

<対象製品の外観及び確認方法>
正面 背面

人感センサー付セラミックファンヒーター
PCH-JS12-W

定格電圧 AC100V
定格消費電力 50/80W
定格出力電力 1200W
電源用コード 50℃ 電圧用コード SA
Serial No. (2017年製) 171000018

対象型番 PCH-JS12
対象製品年 2016年、2017年

④ 使用者への注意喚起
対象製品をお持ちで、まだ事業者が行う無償製品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】
アイリスオーヤマ株式会社 セラミックファンヒーター専用アイスコール
電話番号：0800(919)2020
受付時間：9時～17時（月～金曜日）
9時～12時、13時～17時（土・日・祝日）
※事業者指定休日を除く。

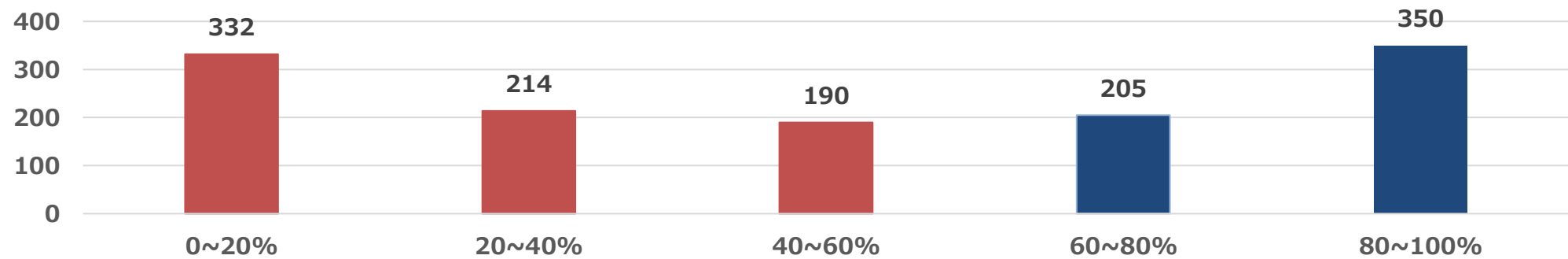
ウェブサイト：
<https://www.irisohyama.co.jp/safetyinfo/ceramic-fh-pch-js12.html>
※上記問合せ先のフリーダイヤルにご連絡いただくと、宅配業者が商品の回収に伺います。
もしくは、事業者ホームページの専用お問い合わせフォームからもご連絡いただけます。
専用お問い合わせフォーム：
<https://www.irisohyama.co.jp/support/contact/products/>

リコール経過年数と回収率の関係

- リコール経過年数ごとに回収率をみると、開始後まもなく高い回収率を達成している案件も一定数ある一方で、相当年数（4年以上）経過してもなお回収率が低い案件が多くある。

リコール案件の回収率別分布

※2021年12月末までに進捗報告の提出があったものに限る



リコール経過年数ごとの回収率の分布

リコール開始 経過年数	回収率 20%未満	回収率 20~40%	回収率 40~60%	回収率 60~80%	回収率 80~100%	合計
2年未満	146件	108件	98件	102件	131件	585件
2~4年	34件	21件	30件	23件	42件	150件
4~6年	23件	16件	13件	14件	26件	92件
6~8年	36件	18件	13件	16件	32件	115件
8~10年	25件	12件	12件	11件	36件	96件
10年以上	68件	39件	24件	39件	83件	253件
合計	332件	214件	190件	205件	350件	1291件

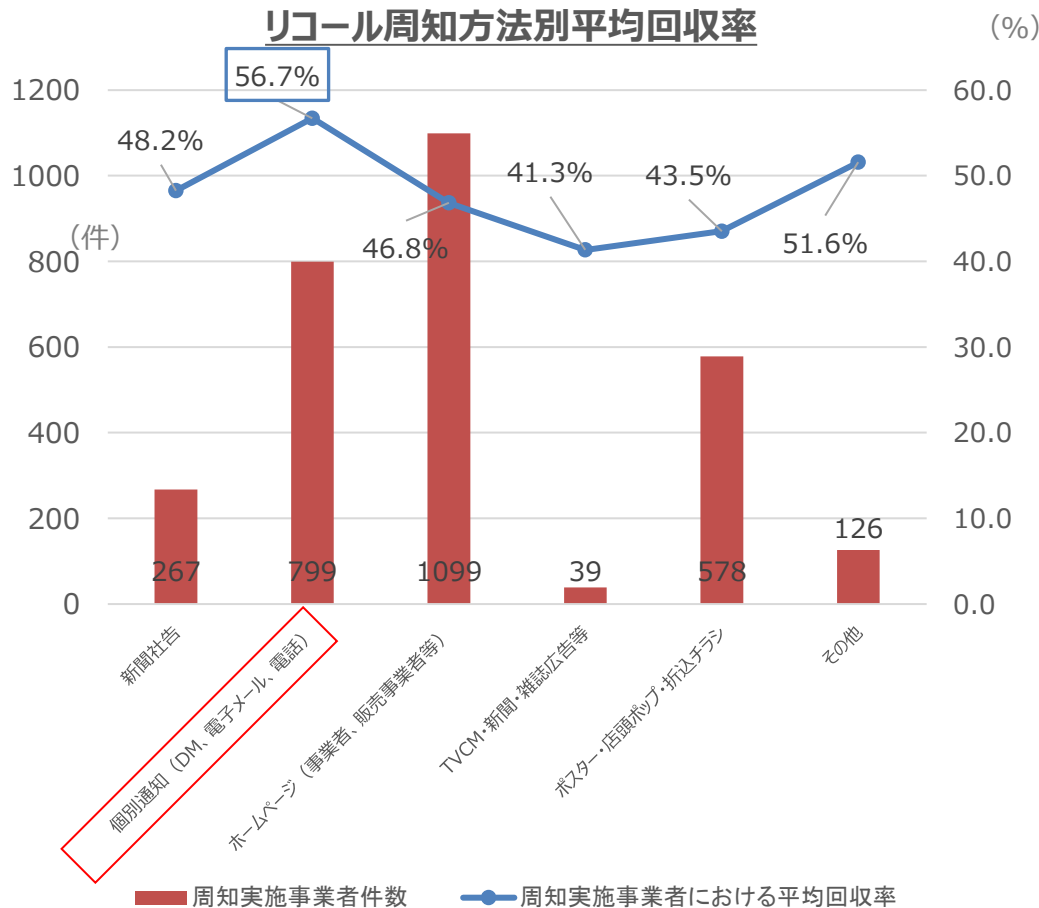
短期間で高い回収率に
達した案件（10.1%）

相当年数が経過しても
回収率が低い案件
（299件23.2%）

リコールの取組に関する実態調査

- 今年度、リコール等製品安全広報効果実態調査事業（委託事業）においてリコール回収率の高い事業者を中心に71社に対してアンケート調査を実施し、その中でも**特に回収率向上のために全社的に取り組んでいる事業者やリコール関連協力事業者等15社**に対して**ヒアリング調査を実施**。
- 調査の結果得られた、回収率向上に資する取組等を事例集という形で取りまとめ予定。

リコール周知方法別平均回収率



【回収率向上における重要なポイント】

- ①**小売事業者との連携**：顧客情報をポイントカードや専門店アプリ等で保有している場合は購入者情報の取得が可能のため連携は必須
- ②**マーケティング情報の活用**：ユーザーの属性を推定してアプローチルートを検討・展開するために製品製造時のマーケティングの情報等を活用することも検討
- ③**進捗に影響を与える経営の関与**：リコールは重要な経営判断を伴う事項であり、どの企業も経営者が率先して意思決定し、対応を進めているものと思われる。しかしながら、リコール活動に対して、経営者が単に理解があるだけなのか、進捗率向上を本気で進める意思を持っているのかといった、内外に示す「経営者の姿勢」がリコールの進捗に影響

ヒアリング実施事業者の回収実績一例

リコール 開始年月日	製品名	新聞 社告	DM	HP	TV等 広告	ポスター チラシ	進捗率 (%)
2020/4/16	自転車		済	済		済	92.71
2020/3/7	電源プラグ		済				80.39
2019/4/4	自転車		済	済		済	100
2016/6/10	ベビーカー		済	済		済	83.5
2012/2/4	空気清浄機		済	済		済	87.08

回収率が上がらない原因として、①販売から相当年数経過してリコールが開始され、市場における残存台数がそもそも少ない。②販路が複雑で、製造事業者が購入者を特定できない。③販売事業者の顧客名簿の提供が得られない等が考えられる。

今後のリコールに関する課題

- 事業者による様々な取組により、早期に回収率を上げている事例もある一方、ひとたびリコールが長期化すれば消費者の安全が早急に確保できないだけでなく、長期的に企業の経営負担を強いることにもなる。
- リコール開始からできるだけ早期に対象製品の回収等を行い消費者の安全を確保するためには、より合理的、効果的なリコール対応（資金投入等）が必要。
- 現状、行政によるリコール指導においても特に客観的基準等をもうけていないが、各リコール案件の客観的なリスクレベルを明確化（見える化）し、事業者における対応の指標及び行政による指導基準とすることを検討中。

リコールリスクレベル（仮称）のイメージ

・重大/非重大製品事故発生件数
・販売経路（購入者を特定しやすいかどうか）
・対象台数
・製造販売～リコール開始までの年数
・市場残存数（推計できる場合）等
からRを算定。
その値からリスクレベルを判断。

R	リスクレベル
3～10	I
11～30	II
31～50	III
51以上	IV

どの要素をどのように考慮し、リコールリスクレベルの数値に反映するべきか、慎重な議論・検証が必要。

製品：ミキサー
重大・非重大製品事故件数：10件
R-map：10件中最高リスクの事故はB1
販売経路：全国家電量販店（顧客把握0%）
製造販売年：10年前
現在回収台数：0件

※これらの要素条件はあくまでも例示

R：65 → 《リスクレベルⅣ》



製品：ハイヒール
重大・非重大製品事故件数：1件
R-map：1件の事故リスクC
販売経路：インターネット販売（顧客把握100%）
製造販売年：1年前
現在回収台数：85%

※これらの要素条件はあくまでも例示

R：10 → 《リスクレベルⅠ》



行政

リスクステージに応じたきめ細やかな行政指導によって、**より重要なリコール案件について徹底した市場対応を求めていく**ことができる。

事業者

リスクステージに応じた広報周知や、回収対応人員の動員数などの決定、また、リスクステージを下げるという定量的な**目標値**による対応意識の向上等、**効率的なリコール対応**に資する。

消費者

よりリスクの高いリコール案件に対する**危機意識の高まり**、行動変容が期待される。

目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
- 3. 製品安全関連法の執行状況等**
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

製品安全 4 法の概要

- 製品安全 4 法では、危害発生のおそれがある製品を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付け。
- 製造・輸入事業者は、自主検査を行い技術基準に適合した製品にPSマークを表示（○PSマーク）。
- 危害発生のおそれが高い特別特定製品等（◇PSマーク）については、自主検査に加え、国に登録した検査機関の適合性検査を受検する必要がある。
- 販売事業者等はPSマーク表示がない製品を販売・陳列してはならない。

<製品安全4法>

消費生活用製品安全法（消安法）（10品目）



ライター、レーザーポインター、乳幼児用ベッド、石油ストーブ等

電気用品安全法（電安法）（457品目）



LEDランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等

ガス事業法（ガス事法）（8品目）



ガス瞬間湯沸器、ガスこんろ、ガスふろがま 等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（16品目）



カートリッジガスこんろ等

<長期使用製品安全点検制度>

- 長期使用製品安全点検制度は、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知し、所有者が点検を受けることで経年劣化による事故を防止するための消安法上の制度。対象となるのは2009年4月以降に販売した特定保守製品。

※2021年8月1日に対象品目を9品目から2品目へ変更

特定保守製品【2品目】



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



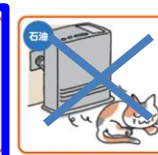
屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)



石油給湯機



石油ふろがま

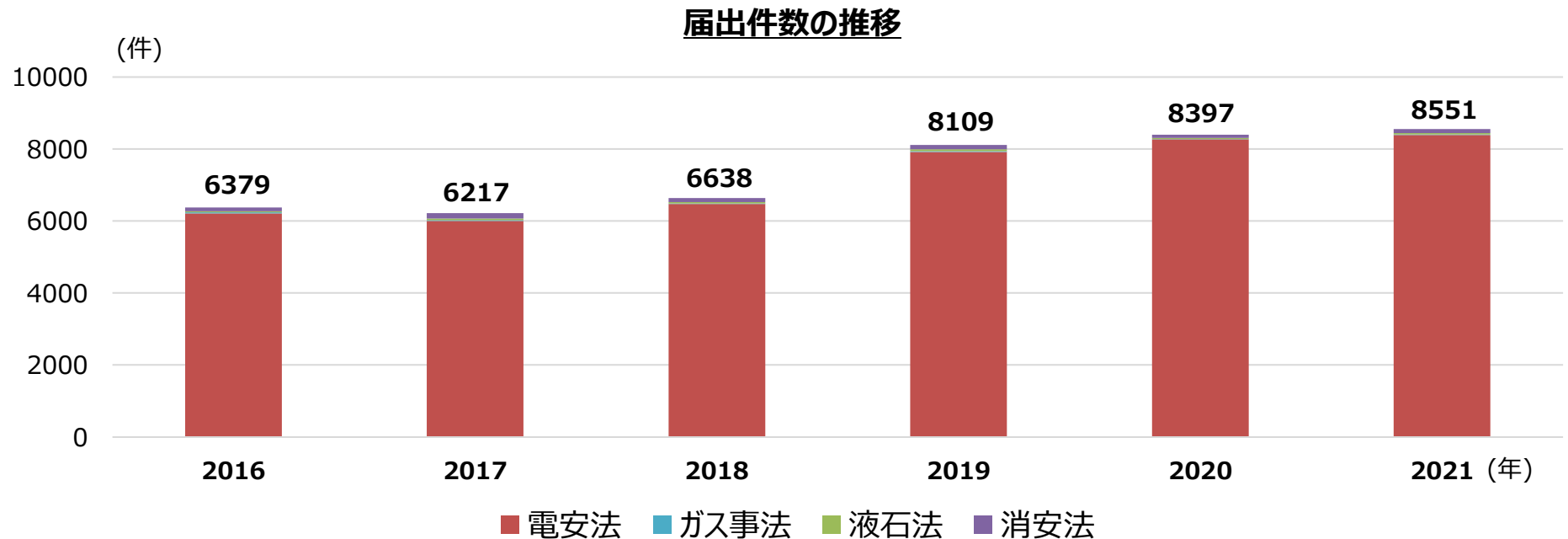


FF式石油温風暖房機

届出件数

- 2021年における、製造・輸入事業者に義務付けられた届出数は計8,551件。前年の8,397件より154件増加した。

	事業開始	変更	承継	廃止	計
電安法	1,610	6,462	91	226	8,389
ガス事法	0	12	0	0	12
液石法	4	37	1	2	44
消安法	23	75	2	6	106
計	1,637	6,586	94	234	8,551



違反件数（国の対応によるもの）

- 2021年、製品安全4法に抵触するものと経済産業省が確認した違反件数は計311件。
- 違反事業者に対し、ヒアリングや立入り検査を実施し、口頭での注意や、改善を促す文書を発出する等により、違反状況の解消に向けた指導を行った。

違反件数の推移

	電安法	ガス事法	液石法	消安法	計
2016年	315	4	9	34	362
2017年	359	1	16	33	409
2018年	361	0	37	106	504
2019年	484	0	62	63	609
2020年	268	0	96	96	460
2021年	296	1	9	5	311

違反情報の入手端緒（2021年）

試買テスト	NITE立入検査	自治体立入検査	情報提供	自己申告	その他
53	56	2	44	96	60

主な違反品

（電安法）直流電源装置、リチウムイオン蓄電池
（消安法）乗車用ヘルメット
（液石法）カートリッジガスこんろ、屋外式ストーブ

製品安全 4 法における令和元年度試買テスト結果について

- 経済産業省は、届出事業者の法的義務の履行を確認するため、毎年、市場で流通する特定製品について「試買テスト」を実施。購入に際してはインターネットモールからの購入が多い。
- 違反が確認された場合、事業者への通知及び事実関係の調査等を経て、再発防止対策を講じるよう指導を行うほか、類似の違反事案の未然防止等の観点から、結果を公表。

試買テストの実施内容及び結果（令和元年度）

電気用品安全法

- 直流電源装置
- リチウムイオン蓄電池 等

32品目
137機種

技術基準の不適合	53機種	空間距離、アース機構、 平常温度 等
表示の不適合	4機種	PSEマークなし 届け出事業者名なし

消費生活用製品 安全法

- 乗車用ヘルメット
- 携帯用レーザー応用装置 等

6品目
36機種

技術基準の不適合	10機種	衝撃吸収性、突出物、 レーザ出力 等
表示の不適合	4機種	PSCマーク、届出事業者 名、検査機関名 等

ガス事業法

- 密閉燃焼式ガスストーブ
- 屋外式ガスバーナー付きふろがま 等

2品目
3機種

技術基準の不適合	0機種	不適合なし
表示の不適合	0機種	不適合なし

液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適 正化に関する法律

- カートリッジガスこんろ
- 密閉式ストーブ 等

3品目
11機種

技術基準の不適合	3機種	連続不点火、耐食性材 料の不使用 等
表示の不適合	0機種	不適合なし

(参考) 各法の違反事項詳細 (国の対応によるもの)

(注) 違反件数 1 件で複数の違反事項があるケースがあり、
また全ての違反項目を網羅していないため、
前頁の違反件数と下表の違反事項合計は一致しない。

電安法	事業開始・ 変更等の届 出義務違反	技術基準 違反	検査義 務・保存 違反	P Sマーク 表示違反	合計
2016年	99	209	103	134	545
2017年	101	164	84	142	491
2018年	97	140	61	179	477
2019年	114	147	73	294	628
2020年	48	77	48	162	335
2021年	155	84	96	118	453

ガス事法	変更等の届 出義務違反	技術基準 違反	検査記録 保存義務 違反	P Sマー ク表示違 反	合計
2016年	1	3	0	0	4
2017年	1	0	0	0	1
2018年	0	0	0	0	0
2019年	0	0	0	0	0
2020年	0	0	0	0	0
2021年	1	0	0	0	1

液石法	変更等の届 出義務違反	技術基準 違反	検査記録 保存義務 違反	P Sマー ク表示違 反	合計
2016年	2	3	2	4	11
2017年	5	3	2	12	22
2018年	0	3	0	34	37
2019年	0	1	0	61	62
2020年	0	2	0	96	98
2021年	1	0	0	9	10

消安法	変更等の届 出義務違反	技術基準 違反	検査記録 保存義務 違反	P Sマー ク表示違 反	合計
2016年	2	18	5	11	36
2017年	3	11	2	19	35
2018年	11	5	2	90	108
2019年	60	4	1	14	79
2020年	2	7	0	87	96
2021年	2	3	1	1	7

(注) 電安法とその他の法律で集計の項目が異なるのは、違反の根拠となる条文の構造が異なるためである。

違反件数（自治体の対応によるもの）

- 2020年度に行われた立入検査は計8629件。
- 2020年度、各自治体の立入検査により判明した製品安全4法の販売事業者による違反件数は計7件。
- 各自治体は違反事業者に対し、口頭での注意や、改善を促す文書を発出する等により、違反状況の解消に向けた指導を行っている。

違反件数の推移（各自治体による販売事業者への対応）

	電安法	ガス事法	液石法	消安法	計
2016年度	11	0	0	4	15
2017年度	4	0	0	4	8
2018年度	4	0	0	2	6
2019年度	7	0	1	0	8
2020年度	6	0	1	0	7

目次

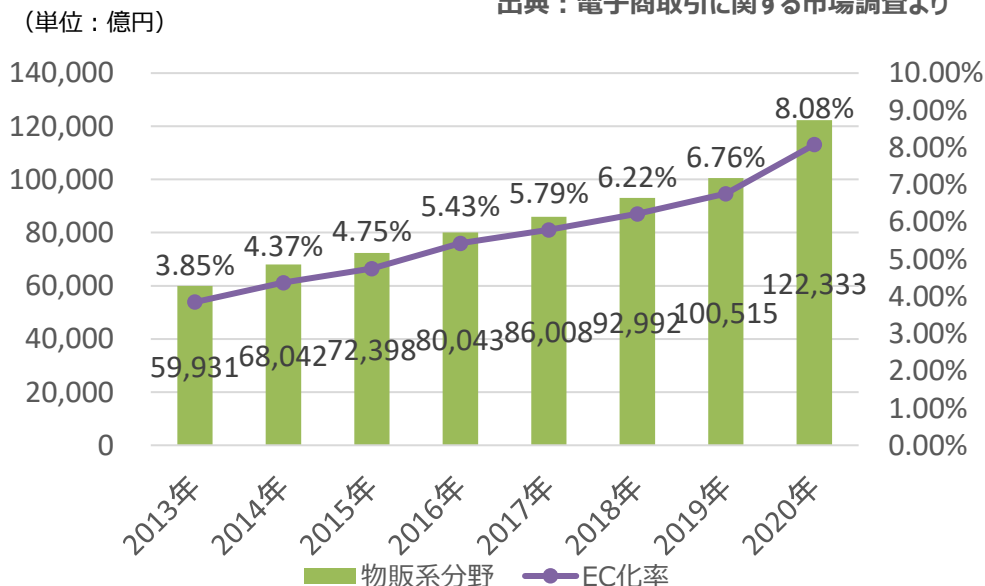
1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
- 4. インターネット取引における製品安全**
5. 高齢者の製品事故対策
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

インターネット取引における製品安全の現状と課題

- 2020年の物販系BtoC取引は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、市場規模は12兆円を超え、EC化率は8%台となるなど、EC市場の存在感は一段と高まっている。
- 他方で、近年、インターネットモールや自社ECサイトで販売された製品による**重大製品事故の増加**や**必要とされるPSマーク表示が付されていない製品の販売等による違反も確認**されており、出品を行う事業者等に規制遵守、事故の再発防止策を求めることの重要性は一段と増している。
- 今後、インターネットショッピングモールを中心としたEC市場は一層拡大していくことが予想されるなか、**これまで以上に消費者の安全を確保するとともに、健全な市場として成長することが必要**。

BtoC-EC市場規模およびEC化率の経年推移（物販系分野）

出典：電子商取引に関する市場調査より

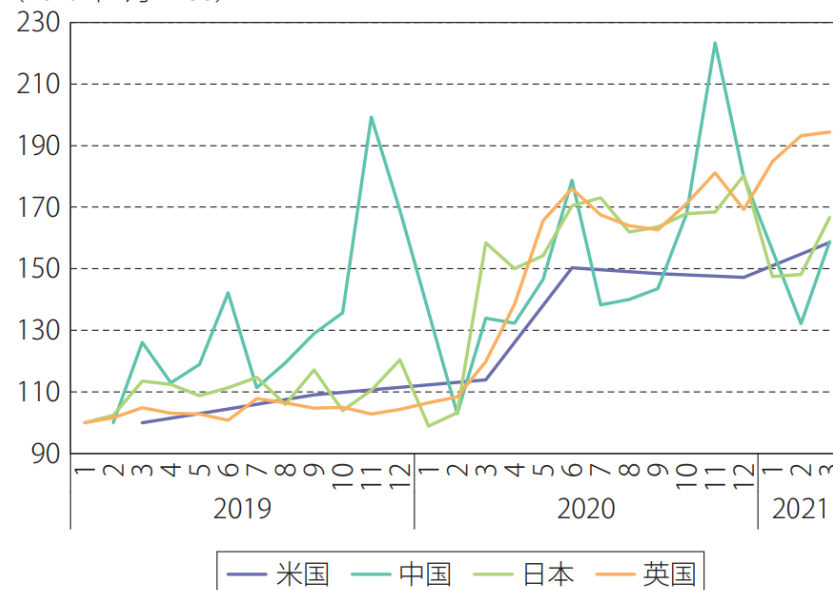


※本調査におけるEC化率とは、全ての商取引金額（商取引市場規模）に対する、電子商取引市場規模の割合を指す。（電子商取引に関する市場調査より）

各国のEC小売上の売上げ水準（指数化）

出典：通商白書2021より

（2019年1月=100）



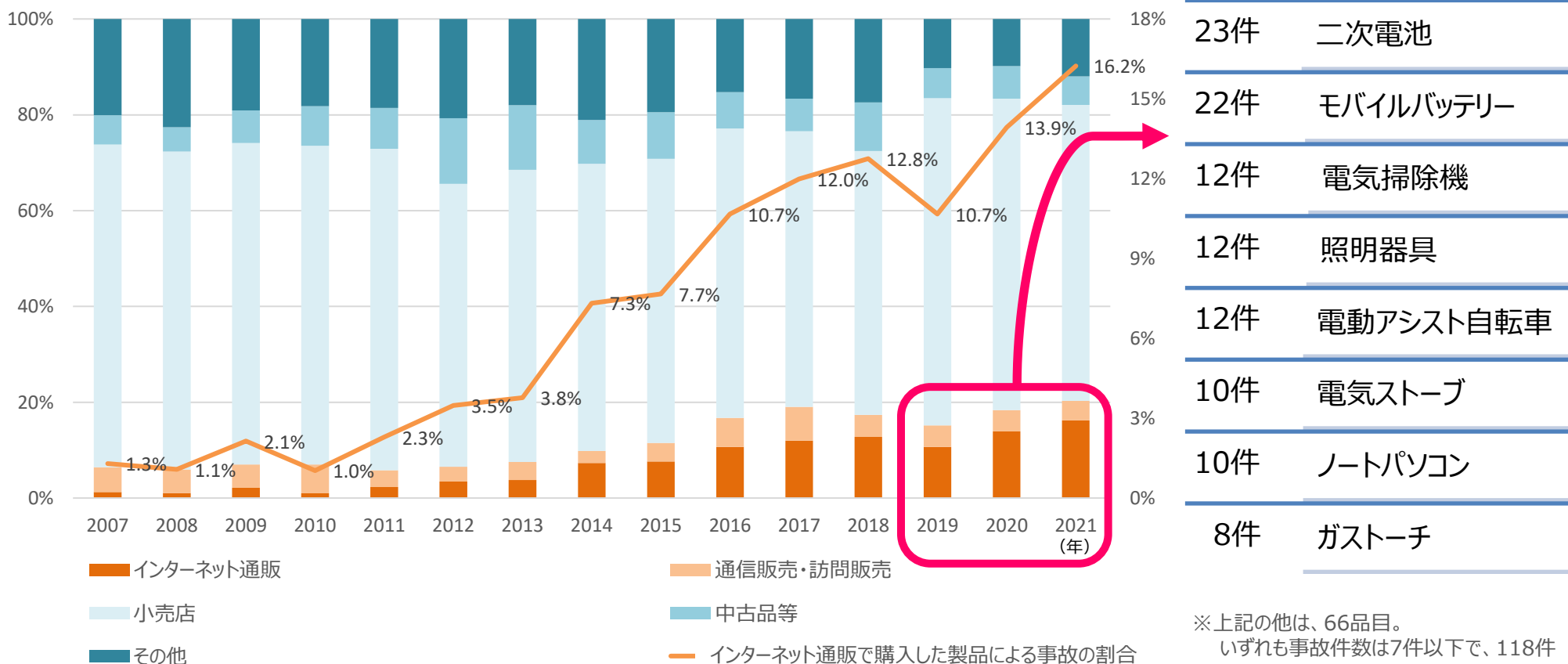
重大製品事故が起きた製品の入手先【再掲】

- 重大製品事故に占める、インターネット通販で購入した製品による事故の割合は年々増加。

重大製品事故の製品入手経路

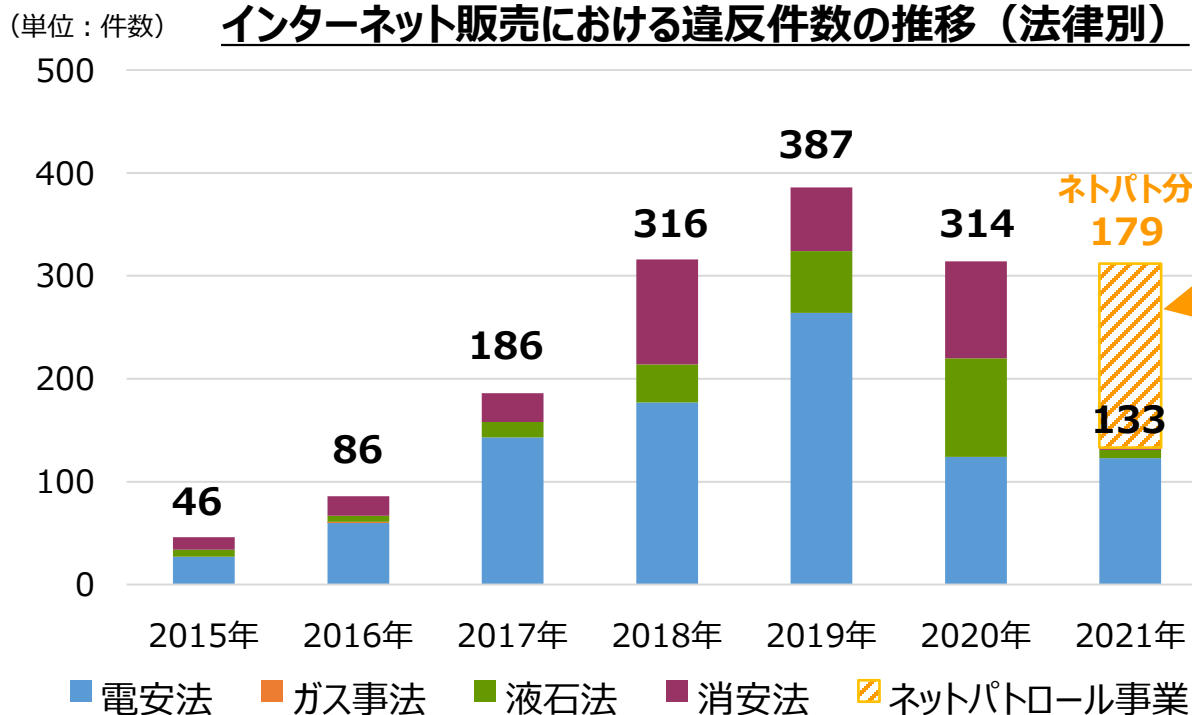
※重大製品事故報告を分類しているため、消費者が製品を入手してから事故が発生するまでの期間分のタイムラグがある。
 ※重大製品事故報告のうち、入手先が判明している事故を分類しており、製品の入手先不明の事故については除外してある。

2019年～2021年でみると、227件。
 このうち上位8品目で109件（48%）
 を占めている。



インターネットを通じた違反品販売の現状（推移）

- 電子商取引の拡大に伴い、製品安全関係法に抵触するものと経済産業省が確認した件数のうち、インターネット販売における件数は近年増加傾向であったが、ネットパトロール事業（後述）による出品削除を早期に実施した効果により減少がみられる。※国内取引に限る。



ネットパトロール事業の結果について

- 令和2年度よりネットパト事業をスタート。
- 規制対象製品のうち違反が多い**8品目**に対し大手インターネットモール上で**PSマークの表示の有無等に関するパトロールを実施。**
- その結果、**179件**の表示違反等について**速やかに出品削除を行うことにつなげた。**

・PSマークの表示が疑わしいもの…127件

【法律別】

電安法：48件、消安法：40件、液石法：39件

【品目別】

電安法＝LEDランプ：5件、電気温風機：17件、
リチウムイオン蓄電池：11件、電気天火：1件

電気髪ごて：2件、直流電源装置：12件

消安法＝乗車用ヘルメット：40件

液石法＝カートリッジガスこんろ：39件

・PSマークの表示がないもの…52件

【法律別別】

電安法：43件、消安法：5件、液石法：4件

【品目別】

電安法＝LEDランプ：14件、電気温風機：7件、
リチウムイオン蓄電池：19件、直流電源装置：3件

消安法＝乗車用ヘルメット：5件

液石法＝カートリッジガスこんろ：4件

インターネット販売における違反件数の推移（販売形態別）

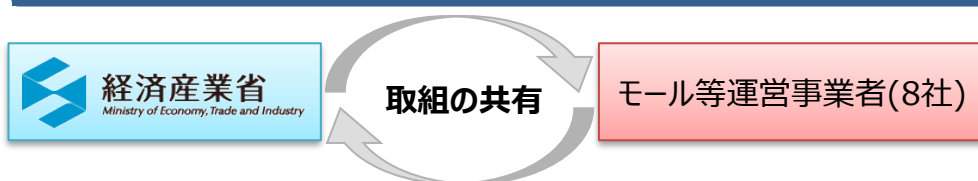
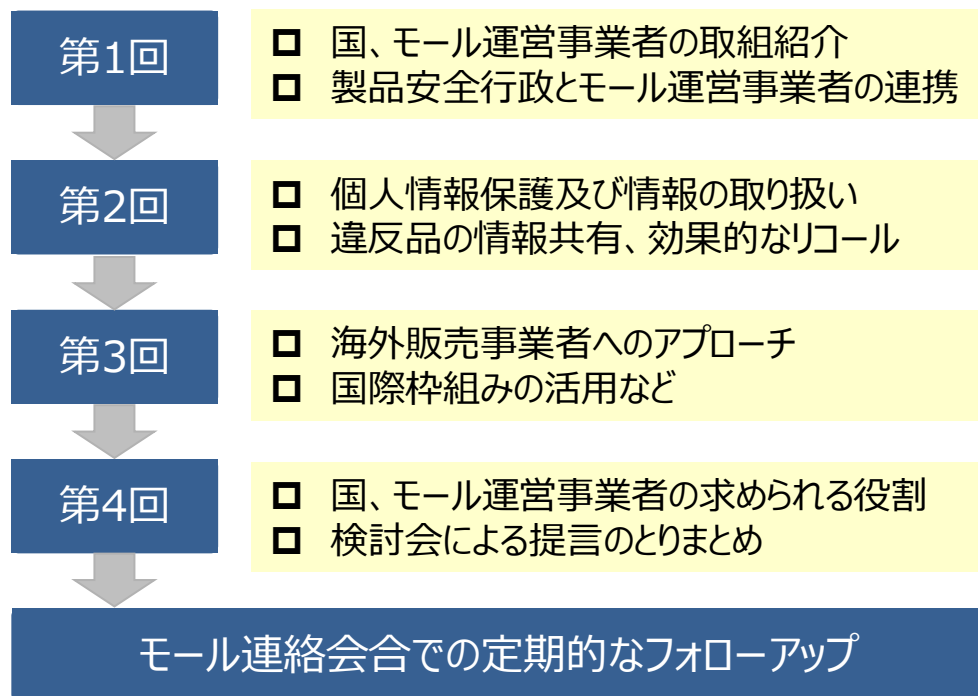
(単位：件数)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
モール	33	68	149	300	365	294	115
自社HP	13	18	37	16	22	20	18
合計	46	86	186	316	387	314	133

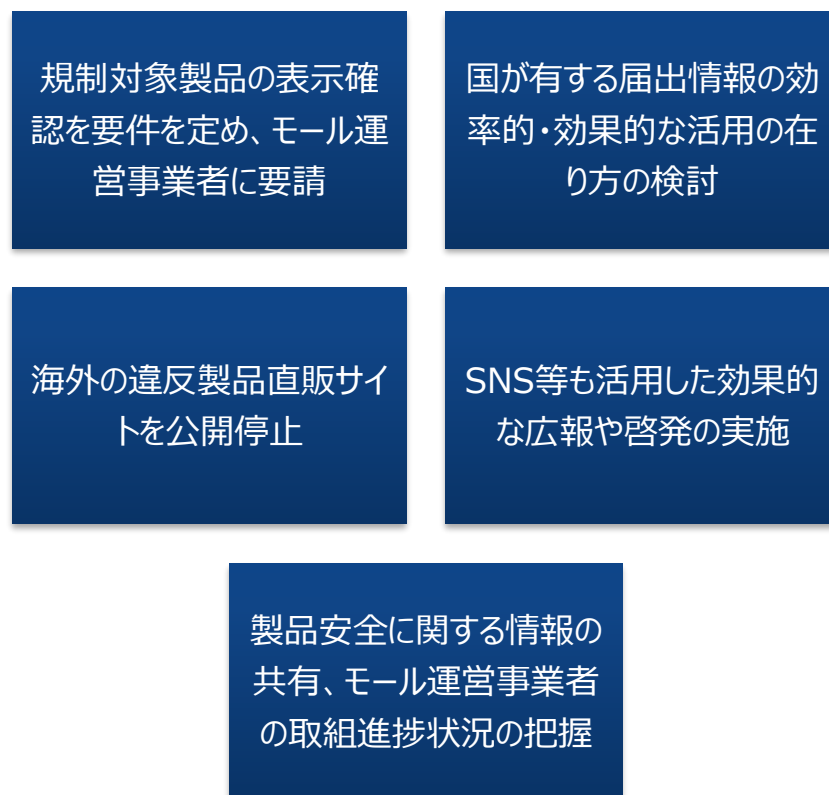
インターネット取引における製品安全に関する検討会と提言、フォローアップ

- 有識者による「インターネット取引における製品安全に関する検討会」を開催し、2020年6月、国・モール等運営事業者・消費者に求められる取組について、提言を公表。
- 現在、モール等運営事業者との「製品安全の確保に向けたインターネットモール等運営事業者との連絡会合」を通じて、提言に掲げられた各取組のフォローアップを実施中。

【過去の検討会における議論の状況】

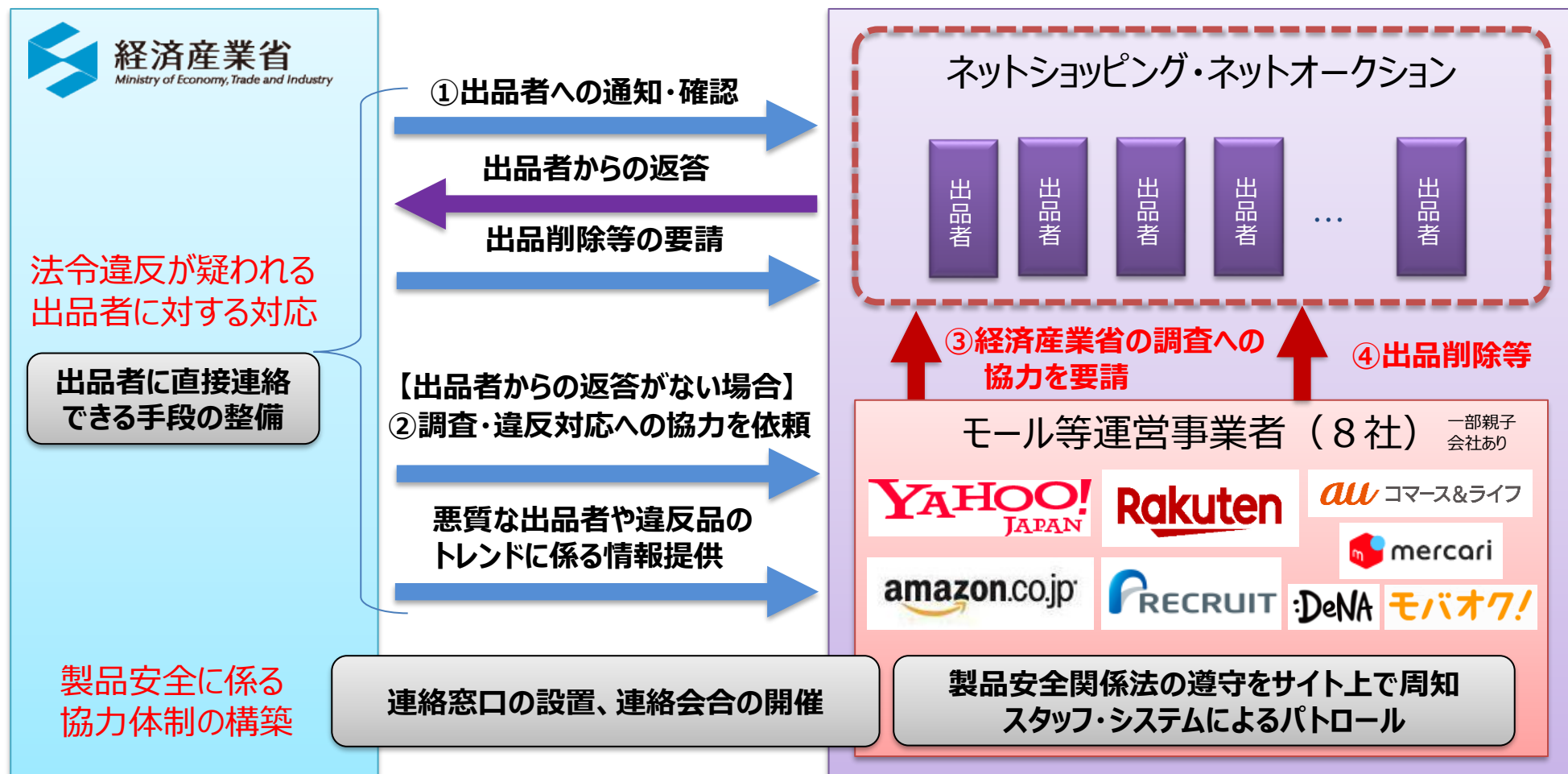


【提言における国の取組 主な具体的検討事項】



モール等運営事業者との協力体制の構築

- 現在、経済産業省とモール等運営事業者 8 社の間で、協力体制を構築。
- 経済産業省が行う出品者に対する調査・違反对応への協力、製品安全関係法の遵守をモール運営事業者のサイト上で周知、連絡窓口の設置及び連絡会合の開催などの取組を進めている。



要請に基づくモール等運営事業者による出品前審査の実施

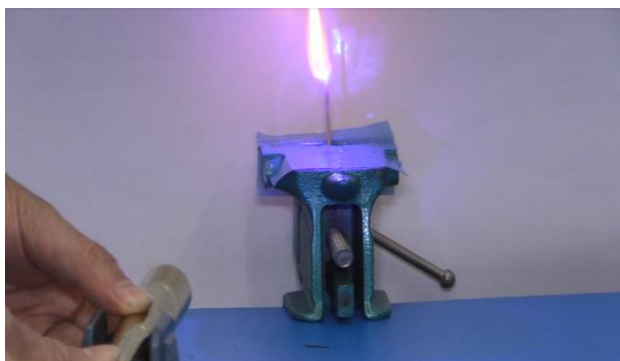
- 2020年7月、モール等運営事業者に向けて、「消費生活用製品安全法等の規制対象製品に係る法定表示の確認等の要請について」を発出。
- 特に、違反や事故報告の多いリチウムイオン蓄電池、カートリッジガスこんろ及び携帯用レーザー応用装置の3品目について、モール等運営事業者は出品者に製品画像の提出を求め、PSマークの表示の確認を実施中。PSマークの表示のない製品は、出品者のサイト上では販売を停止。
- 規制対象製品における違反件数等の状況を踏まえ、乗車用ヘルメットの新規追加を検討中。

【リチウムイオン蓄電池】



リチウムイオンバッテリーのセルが発火した様子

【携帯用レーザー応用装置】
(レーザーポインター)

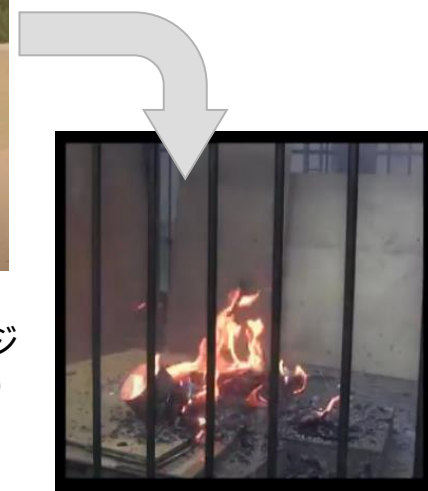


高出力のレーザーポインターによってマッチに火が点く様子

【カートリッジガスこんろ】



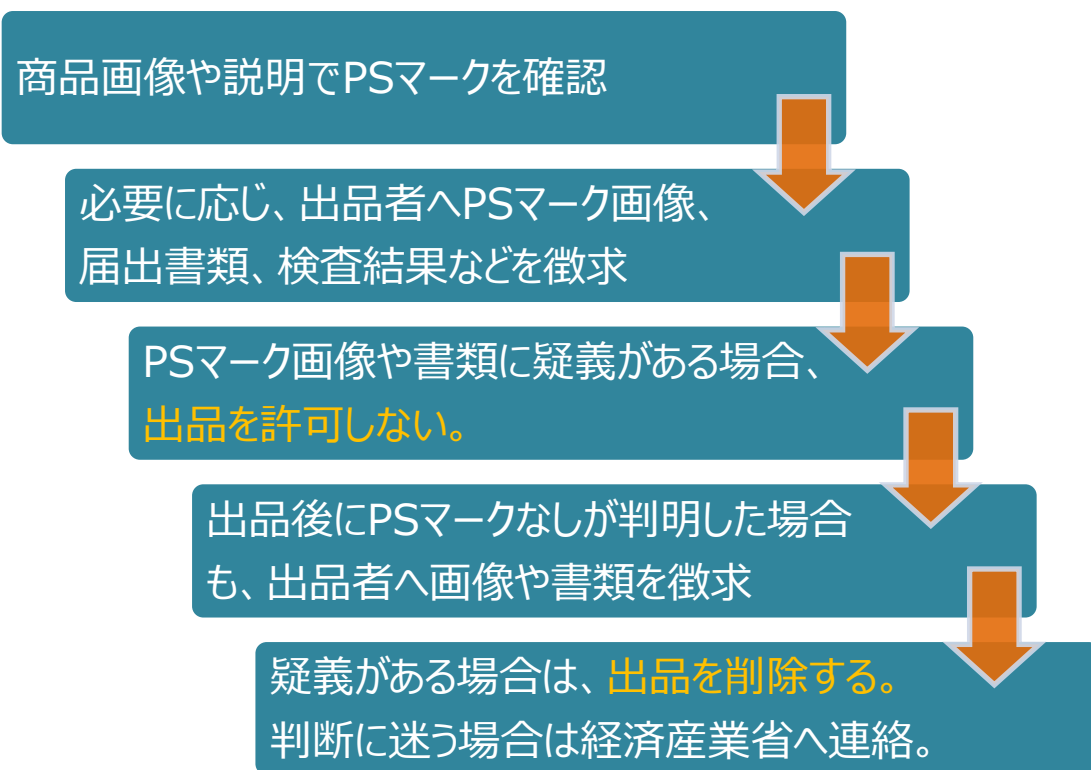
倒れた直結型カートリッジガスこんろの破裂事故の再現映像



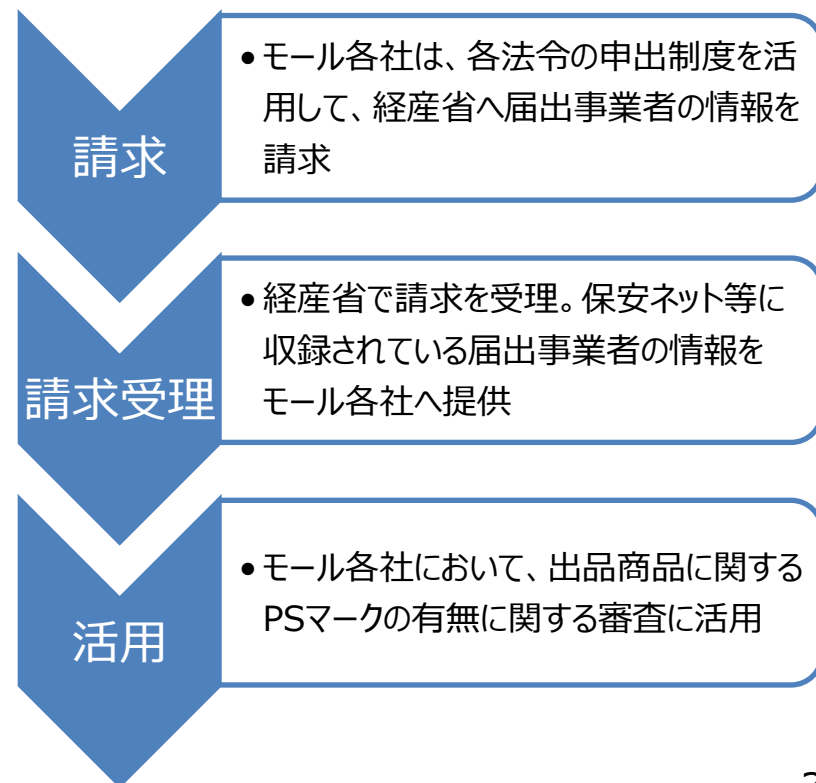
国が有する届出情報の効率的・効果的な活用

- 3品目の出品前審査では、モール上の商品出品者はあくまで販売事業者であるものの、PSマークの確認を法的エビデンスと突合させ、審査の精度向上を行えることから、モール等運営事業者より、**国が有する届出情報を活用したいとの要望が寄せられている。**
- 現在、電安法、消安法、液石法に基づく請求制度を活用して、モール等運営事業者からの請求を受け、情報提供の対応を開始。

モール等運営事業者が行う出品前審査の流れ（例）



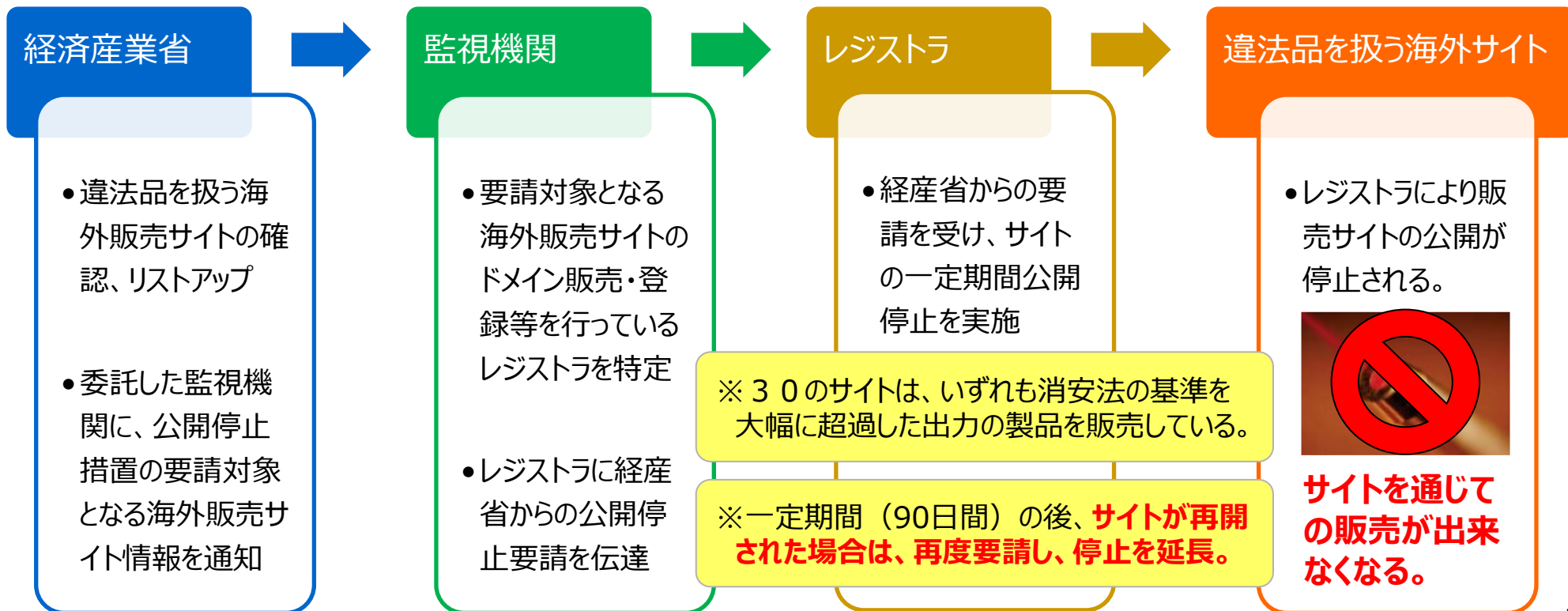
届出情報の請求・提供



違法品を扱う海外販売サイトに対する公開停止要請

- 高出力かつPSCマーク表示のないレーザーポインターが、日本語のみで構成された海外事業者が運営している販売サイトにて取り扱われている事例を確認。
- 現在、監視機関を通じて、ドメイン販売・登録等を行うレジストラに対し、違法な製品を意図して日本向けに販売する販売サイトの公開停止措置を要請する取組を開始。
- 令和3年度では30件の海外販売サイトについて販売サイトの公開停止状態を保持。

＜海外販売サイトの閉鎖要請を行う流れ＞



市場監視におけるネットパトロール事業の実施

- 2020年11月より、製品が流通した後の違反製品の有無について、主にインターネットモール上で販売される製品を市場監視する目的で「**ネットパトロール事業**」を新たに開始。
- モール各社の協力を得ながら、**出品者への事実照会、販売停止等の行政措置を実施**。

事前規制

届出制度

- 製造又は輸入事業者が経産本省又は局へ届出を行う

令和2年7月～

出品前審査

- インターネットモール大手に対し、3品目の出品前審査を要請

※37ページ

**令和2年度以降、
2つの新規取組
を実施中**

製品が実際に市場で流通

製造、輸入、販売

- 届出をした型式の範囲で製品を製造、輸入、販売をし、市場で流通

市場監視等

試買テスト

- 市場から規制対象製品を買い上げ、基準適合状況を確認

令和2年11月～

ネットパトロール事業

- webサイト上の出品者へ法令遵守状況（PSマークの有無）等を照会

立入検査

- NITE及び経産省が製造又は輸入事業者へ対し実施
- 自治体が販売事業者へ対し実施

違反対応

- 違反事実に基づいて、指導等の対応を実施

情報提供受付

- 外部より法令違反疑義の情報を受付、対象の事業者へ事実確認等を実施

ネットパトロール事業について

- インターネット販売される規制対象製品について、PSマークや届出事業者名の表示が無い商品を販売する出品者（販売事業者）の存在が確認されている。
- これまでの立入検査、試買テスト、情報提供等による受動監視から、国が自ら検索して販売事業者の法令遵守の確認を行うことによる能動監視及び検証実施に着手。

ネットパトロール事業の主な内容

- 違反が疑われる商品に対して、モール各社の協力を得て**出品者へ連絡及び法令遵守状況の照会を実施。**
- その結果、**179件について出品削除に至ったことを確認。**

違反が疑われる商品に対する出品削除対応

所在地不明違反事業者の調査

- モール上の販売者で、連絡先不明により法令遵守状況の確認ができないケースについて、サプライチェーンの実態を把握。

出品された商品に対する表示の確認

海外直販違反品の公開停止

市場監視

※39ページ

- 令和2年度では、規制対象製品のうち違反が多い**8品目※**に対して、大手インターネットモール上で**表示に関するパトロールを実施。**

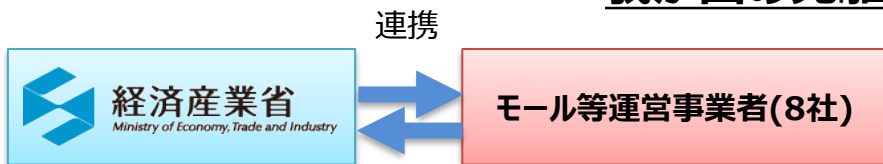
- 違反品を直販する海外事業者に対し、そのドメイン販売・登録等を行うレジストラへ、監視機関を通じて販売サイトの公開停止を要請。

※エル・イー・ディー・ランプ、電気温風機、リチウムイオン蓄電池、電気天火、電気髪ごて、直流電源装置、乗車用ヘルメット、カートリッジガスこんろ

製品安全誓約（Pledge）に向けた取組の開始

- 昨年のOECDによる製品安全誓約に向けたコミュニケ（声明）発表や他国における誓約の動きを受け、今後、我が国においてもモール各社との誓約締結へ向け、オーストラリアなどの例を参考に原案及びガイドラインの作成等の取組を開始。
- 経産省とモール各社は、他国に先駆けて規制対象製品の出品前審査等の連携関係を構築してきたが、今後の誓約締結により、新たな製品安全の確保に向けて取り組んでいく。

我が国の先駆けた取組と製品安全誓約



課題

- 法令違反が疑われる出品者に対する対応
- 製品安全に係る協力体制の構築

出品者に直接連絡できる手段の整備

対応

連絡窓口の設置、連絡会合の開催

製品安全関係法の遵守をサイト上で周知
スタッフ・システムによるパトロール

現在、EU、オーストラリアなどでモール各社による誓約が実施されている。



・リコール製品
・安全ではない製品

これらに関する情報
も通知をもとに、出
品削除による安全
を確保

例:オーストラリアの製品安全誓約

これまでの連携関係

製品安全誓約

新たな製品安全の確保

(参考) 製品安全誓約 (Pledge) の主要内容

- 製品安全誓約 (Pledge) は、規制当局へ向けた文書に対して、モール等運営事業者の代表者により署名が行われるもの。
- その結果、モール等運営事業者の自主的な取組により、リコール製品や安全ではない製品の出品削除が実施され、その取組について規制当局とともにフォローアップが行われる。

オーストラリアのPledgeの例

(仮約、主要内容に抜粋)

- 定期的に製品安全規制当局のリコールサイトや他のリコール製品・安全でない製品の情報を確認し、見つけた場合は適切に対処する。
- リコール製品・安全でない製品を通知し、削除要請できるよう、オーストラリア規制当局に専任コンタクトポイントを提供する。
- コンタクトポイントがオーストラリア規制当局からの削除要請を受けて 2 営業日以内に、見つかった安全でない製品を削除する。当局に採られた措置と関連結果を通知する。
- 販売者がオーストラリア製品安全規制法を遵守することを促進する措置を実施する。規制当局 (ACCC) のウェブサイトへのリンクを含め、コンプライアンス研修・ガイダンスの情報を販売者と共有する。
- オーストラリア規制当局や販売者と協力し、関連するリコールや安全でない製品の是正措置について、消費者に情報提供する。
- オーストラリア規制当局との協力も含め、安全でない製品の販売を繰り返す違反者に対して執る合理的な措置を実施する。
- 既に出品削除された安全でない製品の再出現を阻止するための措置を執る。

Pledgeにより期待されること

広い範囲で、出品削除に取り組むことができる

規制当局とともに取組の定期的なフォローアップが行われる。

販売事業者に対して法令順守を促す機会が拡大できる。

リコール製品の再出品や悪質な出品者へ措置を講じる。

(参考) モール等運営事業者に係る新たな法律について

- オンラインモールなどの「取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）」においては、危険商品等の流通や販売業者が特定できず紛争解決が困難となる等の問題が発生。
- これに対応し消費者利益の保護を図るため、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」が昨年の国会において可決。
- 消費者庁による政令、府令、指針等の整備を経て、2022年5月に施行予定。

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律の具体的内容

取引デジタル・プラットフォーム企業の努力義務

- 販売業者と消費者の間の円滑な連絡手段の確保
- 苦情の申出を受けた場合の必要な調査等の実施
- 販売業者に対し身元確認のための情報提供を求める。

販売業者に係る情報の開示請求権

- 消費者が損害賠償請求等を行う場合に必要
な範囲で販売業者の情報の開示を請求できる
権利を創設

商品等の出品の停止

- 商品を使用する際の安全性等の表示に著しい虚偽・
誤認表示があり、販売業者が特定不能など個別法の
執行が困難な場合、大臣が販売停止等を要請。

官民協議会・申出制度

- 行政機関、事業者団体、消費者団体からなる官
民協議会を組織し、取組事項を協議
- 消費者等のための申出制度を創設

目次

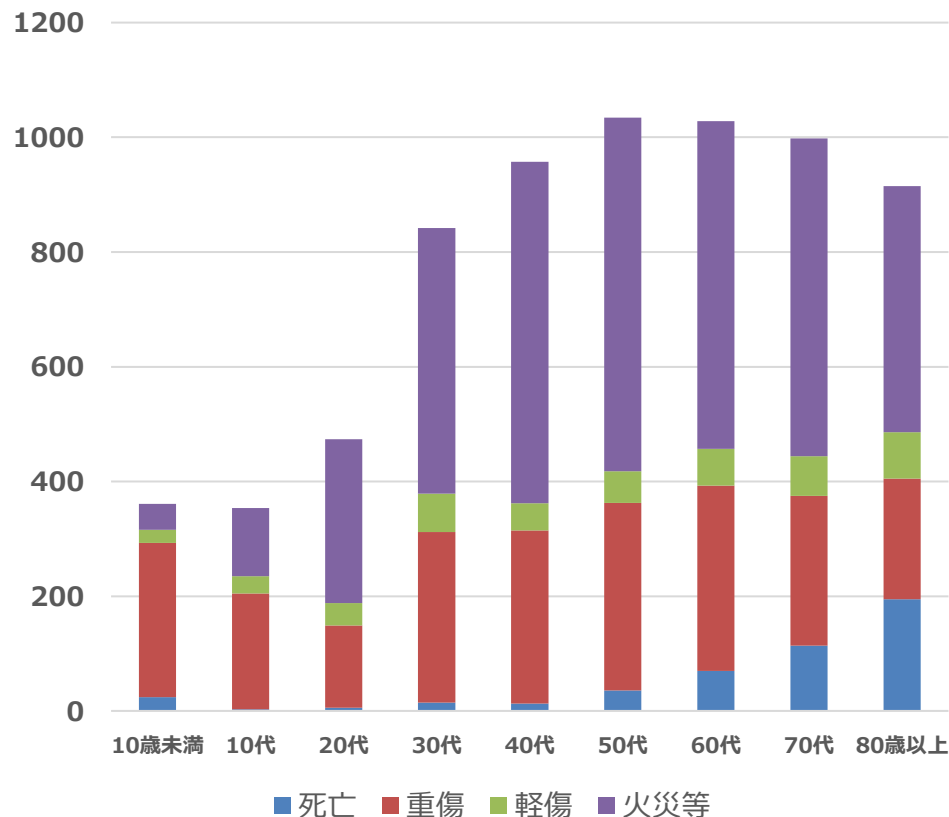
1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
- 5. 高齢者の製品事故対策**
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

高齢者関連の重大製品事故について【再掲】

- 製品事故の被害は高齢になるほど死亡・重傷が多く、70代、80代の高齢者では死亡事故が特に多い。超高齢社会において高齢者の事故対策は喫緊の課題。
- 2021年には重大製品事故全体のうち、60代以上の高齢者の占める割合が約4割と高水準。
- 一般的に年齢が高まるにつれ身体・認知機能の低下することから、不注意・誤使用による重大製品事故が70代、80代では約5割程度と他の年齢層より高くなっている。

年齢別重大製品事故被害状況

(2007年～2021年に受け付けられた重大製品事故)

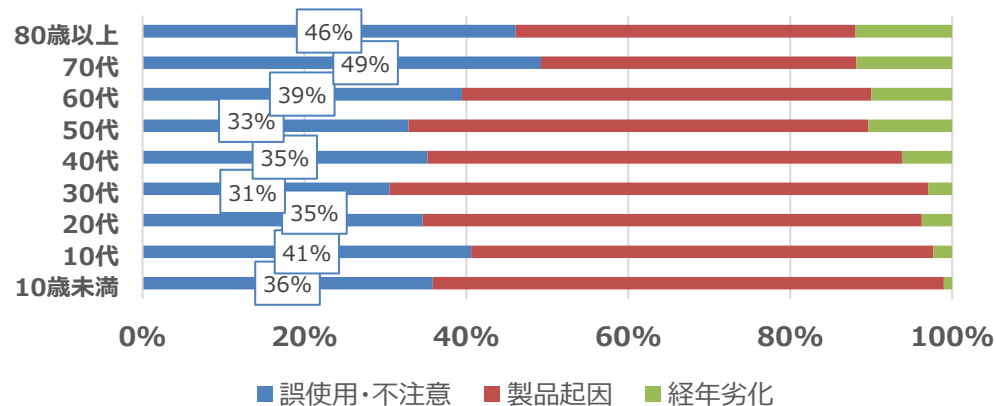


重大製品事故に占める不注意・誤使用の割合（年代別）

(2007年～2021年に受け付けられた重大製品事故)

※重大製品事故報告件数ベース

※設置不良、偶発的事故、原因不明を除いたグラフ



製品別事故における高齢者（60代以上）の割合

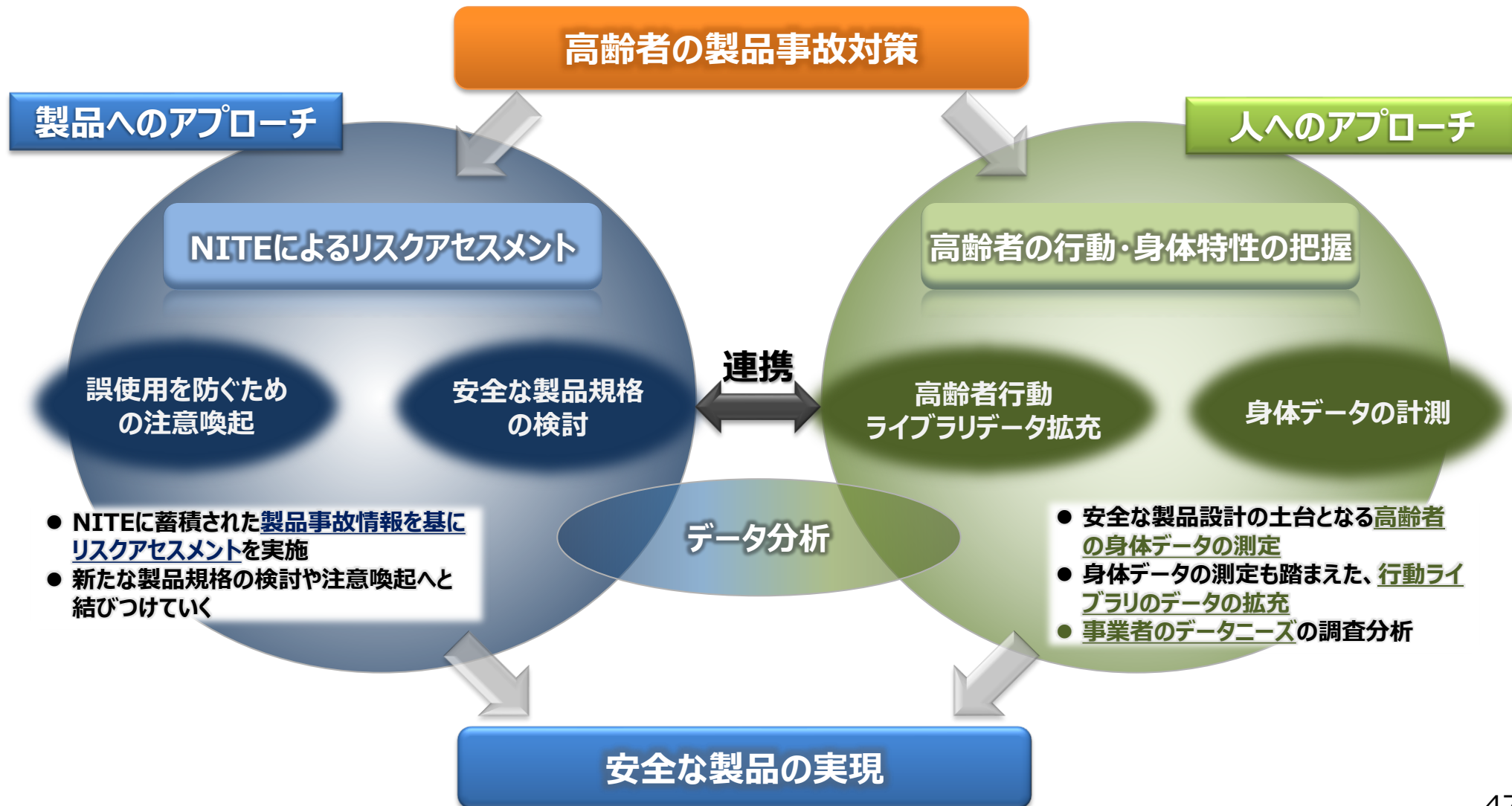
※重大製品事故報告件数ベース

	2007年	2021年
重大製品事故全体	37.0%	42.9%

(参考)
高齢者人口の割合 2005年：20.2%→2021年：29.1%（総務省統計局）

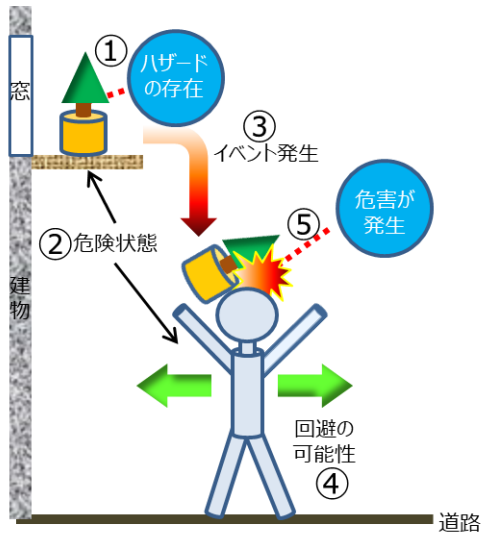
高齢者の製品事故対策の取組の方向性

- 高齢者の製品事故対策については、「NITEによるリスクアセスメント」と「高齢者の行動・身体特性把握」の両輪で取り組むことが必要不可欠。

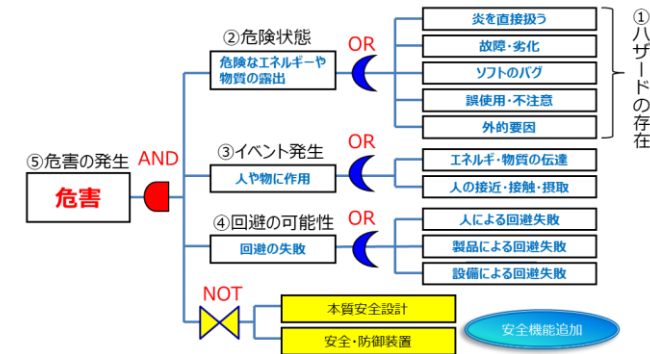
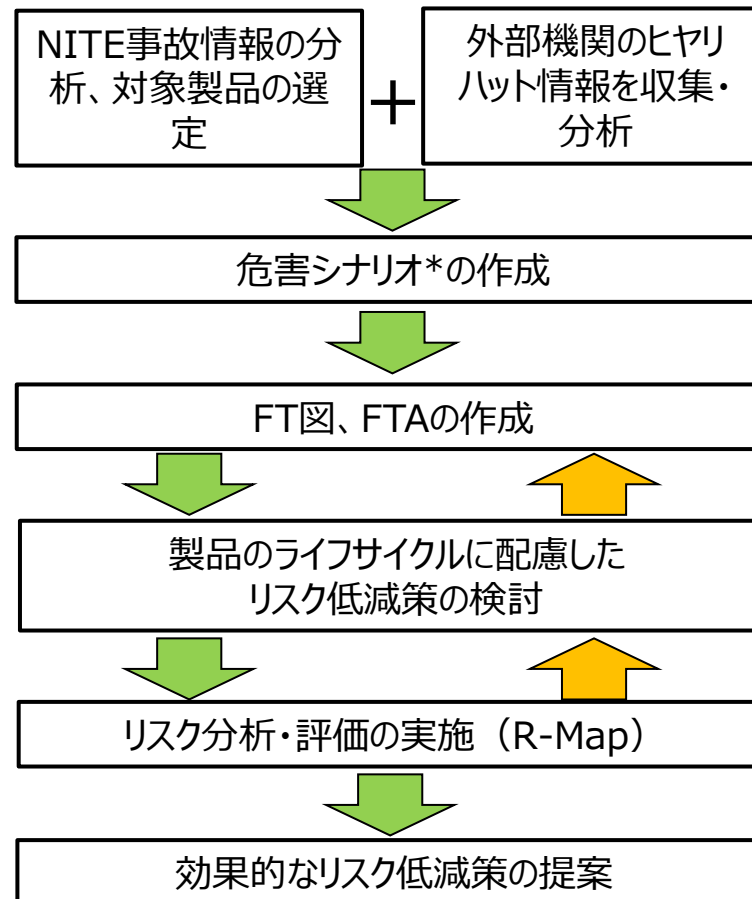


高齢者関連製品のリスクアセスメント

- 高齢者の重大製品事故が発生している製品群について、NITEにおいて、事故情報等を元にしたリスクアセスメントを実施。
- 一見すると誤使用・不注意による事故であっても高齢者の行動特性が関係していた可能性があり、製品側で更なるリスク低減が可能かを検討。必要に応じ関連基準の改定に繋げる。併せて利用者側でのリスク低減策についても検討。



*：危害シナリオ：ハザードから危害に至る具体的なシナリオ（筋書き）



FTA (Fault Tree Analysis : 故障の木解析)
の元になるFT図のモデル

介護ベッドの事故についての注意喚起

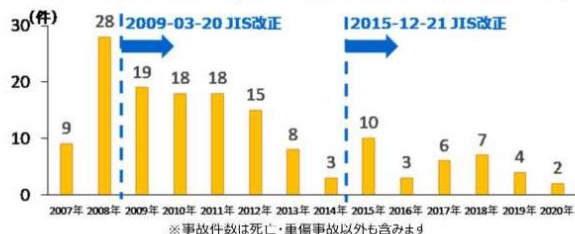
- 令和2年度のNITEリスクアセスメントの成果をもとにリーフレットを作成し、令和3年11月にNITE・METI・関係団体と連携の上で注意喚起を行った。

介護ベッドの事故に注意しましょう！

介護ベッド関連の死亡・重傷事故が発生しています。事故の多くは危険箇所の確認と正しい使い方によって未然に防ぐことができます。

挟み込みの事故	転倒・転落の事故
109件 例： サイドレールとサイドレール（ベッド用グリップ）とのすき間に首が入り込み、挟まった。 ※2007年1月1日～2020年12月30日の累計発生件数（（独）製品評価技術基盤機構（NITE）に報告のあったもの） ※事故件数は死亡・重傷事故以外も含みます	19件 例： ベッドから車いすに移乗する際に、掴んだベッド用グリップが動き転倒した。 ※2007年1月1日～2020年12月30日の累計発生件数（（独）製品評価技術基盤機構（NITE）に報告のあったもの） ※事故件数は死亡・重傷事故以外も含みます
その他 ✓ 電源ケーブルやプラグを破損させショートし発火・発煙 ✓ ベッドの動く部分（背・膝、高さ）を自分で操作して挟まる ✓ 自分で又は介助動作によりベッドなどに身体をぶつける	

介護ベッド及び介護ベッド用手すり/柵の製品事故件数年次推移（NITE事故情報）



介護ベッド関連の事故発生件数は2008年をピークに年々減少していますが、近年は「横ばい」ともいえる状況です。2009年には、介護ベッドに関するJIS規格が改定され、サイドレール周りのすき間の寸法など安全に関わる項目が厳しく規定されました。これにより、死亡事故件数は減少しましたが、引き続き、脚や腕を挟む事故や転倒・転落による事故が発生していますので注意しましょう。



介護ベッドの使用上の注意

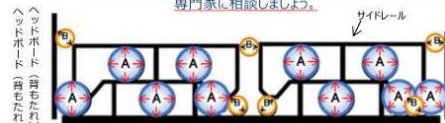
すき間への挟み込みは、とっても危険です！

- ✓ 最新の安全基準を満たした介護ベッドを選びましょう！
- ✓ サイドレールが変形しすき間が広がっていないか等、**定期的**に点検をしましょう！
- ✓ ご利用者の**状態に応じた**サイドレール類を選びましょう！
- ✓ 必要に応じサイドレールを覆う**カバー**をつけましょう！

※JISマーク付きの介護ベッドは最新の安全基準を満たしています。

＜ご自分ですき間チェックをしたい方は・・・＞

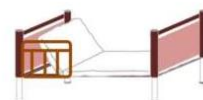
目安として、Aが12cm、Bが6cmより広い場合は、要注意。ただし、独自で判断せず、福祉用具専門相談員、製造事業者等の専門家に相談しましょう。



サイドレールカバー
JIS T 9254
【JISマーク表示例】

転落や転倒に注意！

- ✓ **高さを低くできるベッド**、**衝撃緩和マット**や、**見守りシステム**で転落・転倒時のダメージや、リスクを低減することができます。



高さを低くできるベッド



衝撃緩和マット

安全に正しく使用しましょう！

- ✓ 安全な製品を選び、取り扱い説明書を読んで正しい使い方で使用しましょう。
- ✓ 定期的に点検し、必要時は製造事業者が販売事業者に相談しましょう。



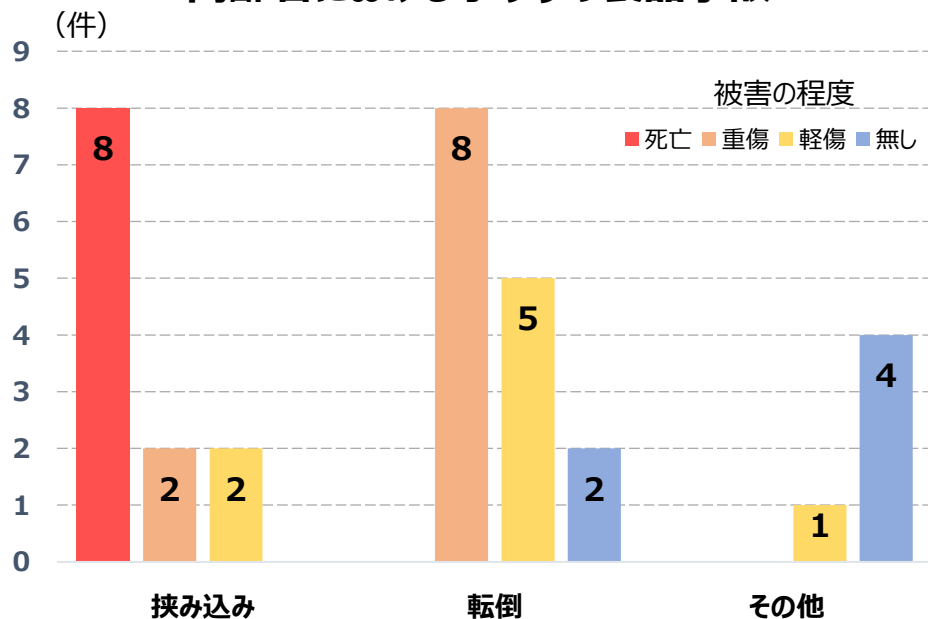
発行（令和3年11月）
一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会
医療・介護ベッド安全普及協議会
経済産業省
独立行政法人 製品評価技術基盤機構



令和3年度リスクアセスメント対象製品 <手すり、脚立、はしご、踏み台>

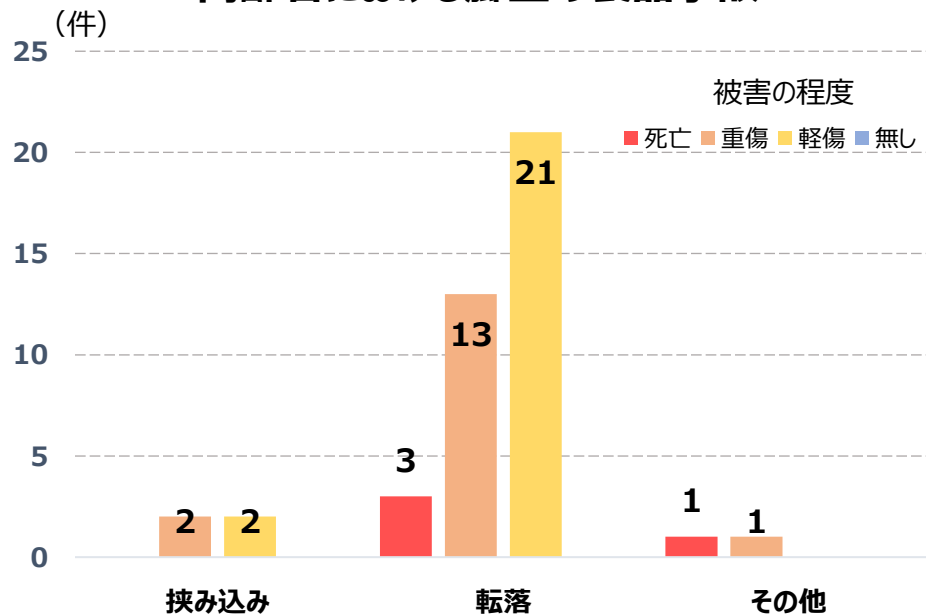
- 身体支持を補助する「手すり」や、庭木の手入れ、戸棚の収納物を取り出すなど高所作業に使用される「脚立」・「はしご」・「踏み台」については、高齢者が日常生活において使用する機会の多い製品。
- 他方で当該製品については、高齢者が被害を受けた重大製品事故が一定数報告されている。
- リスクの高い製品群に属することから、今年度のリスクアセスメントの対象製品とした。

高齢者における手すりの製品事故



「挟み込み事故」において死亡事件が8件発生、また「転倒事故」についても重傷事故が8件と重大な事故が発生している状況。

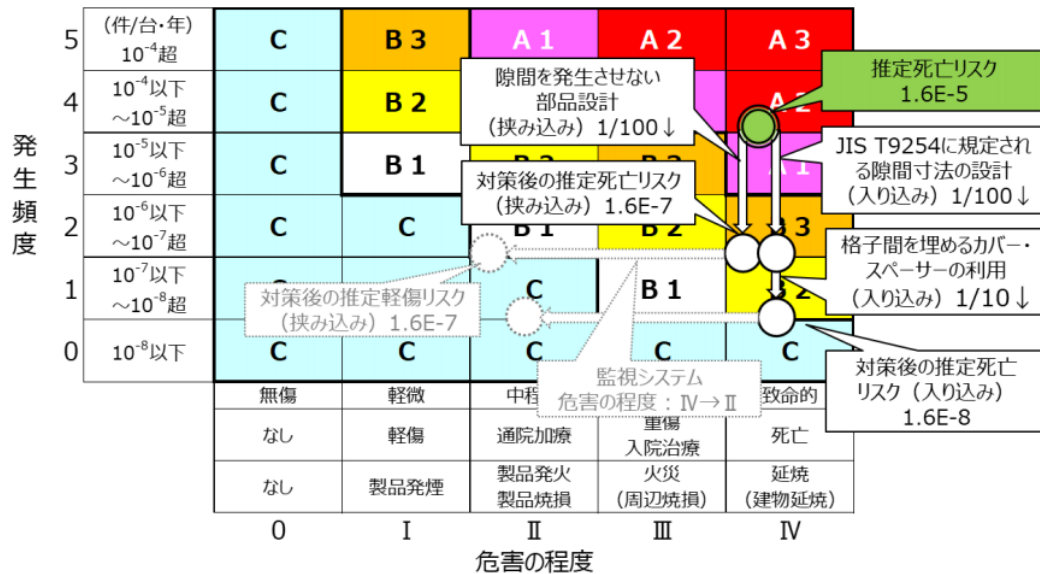
高齢者における脚立の製品事故



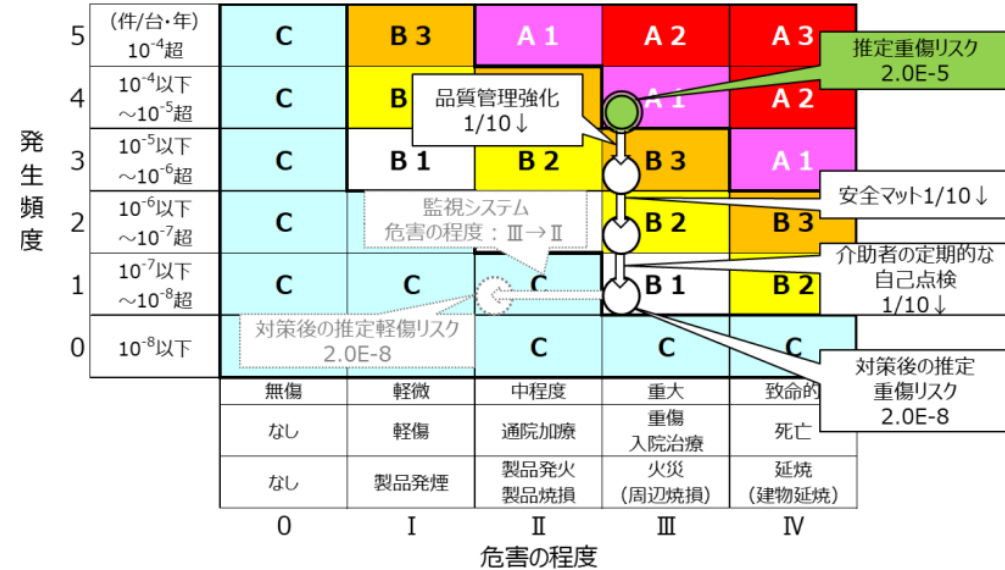
「挟み込み事故」において死亡事件が8件発生、また「転倒事故」についても重傷事故が8件と重大な事故が発生している状況。

手すりのリスクアセスメントについて

- 「挟み込み事故」と「転倒事故」それぞれについてNITEにおいてリスクアセスメントを実施。
- 挟み込み事故については、手すりを介護ベッドに固定し隙間を発生させないことや、介護ベッドとの間にスペーサーを挿入することでリスクレベルの低下が可能。
- 転倒事故については、安全マットの使用、定期点検、品質管理強化により、B1領域までの低下が可能。
- 他方でいずれも許容可能なリスクレベルまで下げるには、監視システムの導入が必要であり、コスト高等の課題が存在する。



挟み込み事故におけるR-Map

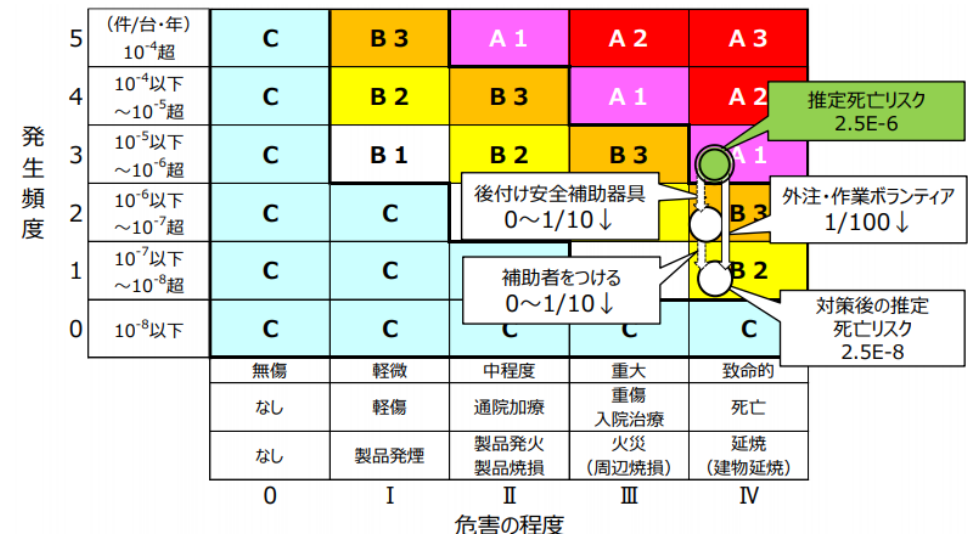
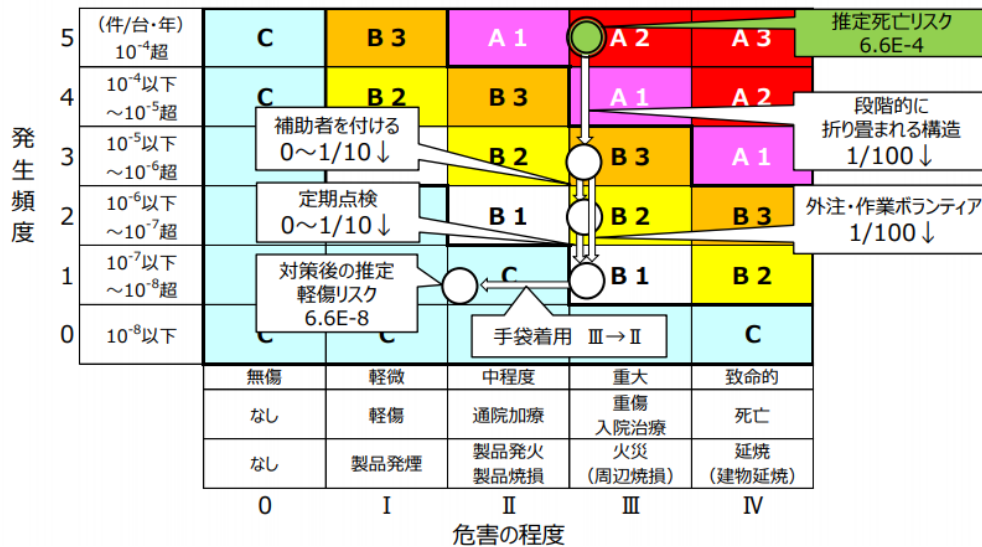


転倒事故におけるR-Map

はしごのリスクアセスメントについて

- 手すりと同様、「挟み込み事故」と「転倒事故」それぞれについてリスクアセスメントを実施。
- 挟み込み事故については、製品の構造変更に加えて、転落事故と同様に補助者・定期点検、外注・作業ボランティアによりB1領域までリスク低減が可能。さらに手袋を着用することで許容可能なリスクレベルまで低減することができる。
- 転落事故については、後付け安全補助器具や作業補助者、または外注・作業ボランティアによって、B2領域までリスクの低減が可能。

⇒今年度の取組を踏まえ、関係団体とも協力し適切な注意喚起等につなげていく予定



高齢者の身体関連データの計測について

- 高齢者の身体保持特性に焦点を当て、必要な計測内容（計測項目、計測方法等）を検討。
- 上記検討を元に、電動昇降式テーブルに身体保持動作に必要な構造物を合体させることにより 1 つのテーブルで多種実験を可能とする計測装置を製作（下図参照）。
- 新型コロナウイルスの影響もあり、高齢者を被験者とした実験を行うことが困難となったため、データの取得には至らなかった。

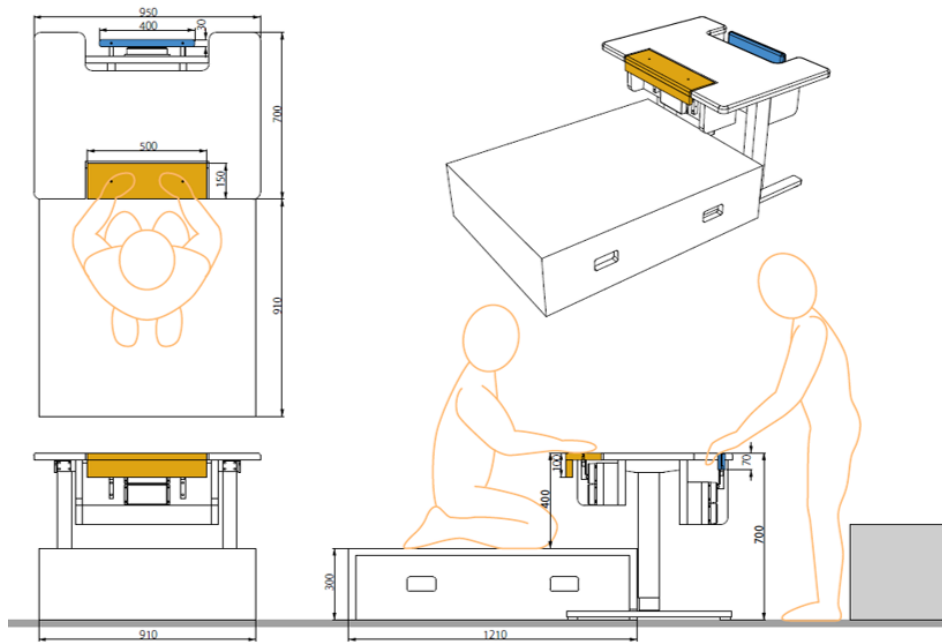
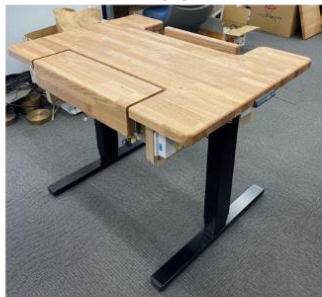
1 手をつくエリア側



2 肘掛・笠木 想定側



斜め

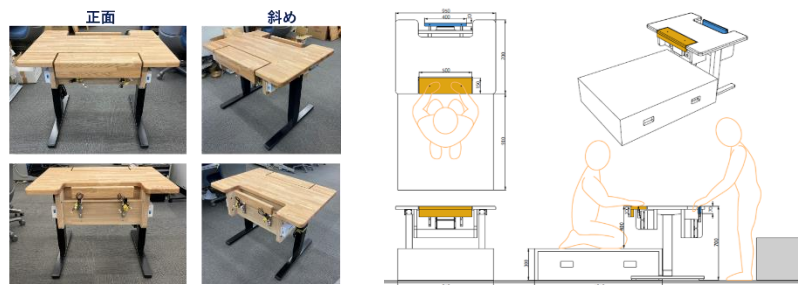


計測実験イメージ

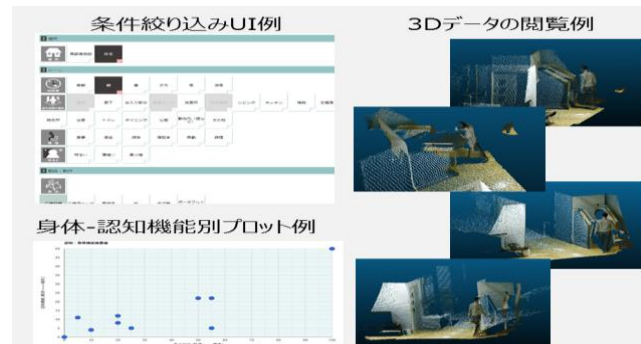
電動昇降テーブル一体式 身体保持構造物

高齢者行動ライブラリ活用と高齢者向け製品の安全性規格等の検討

- 令和4年度は、高齢者が使用する可能性のある複数製品に共通して適用されるJIS規格策定や事故リスク分析への活用を念頭に、車いす、手すり、椅子、脚立及び除雪機について、高齢者の行動特性が十分に配慮された規格が整備されるよう、その基礎となる高齢者の身体関連データを取得・整備を行う。
- 加えて「高齢者行動ライブラリ」の発展的な活用に向け、システムの改修や必要な市場調査等を実施予定。



R2年度事業成果物を活用し身体関連データの取得



行動ライブラリの新たな活用方法の検討等

- ・市場のニーズ調査等も行う
- ・製品安全コミュニティとの連携等

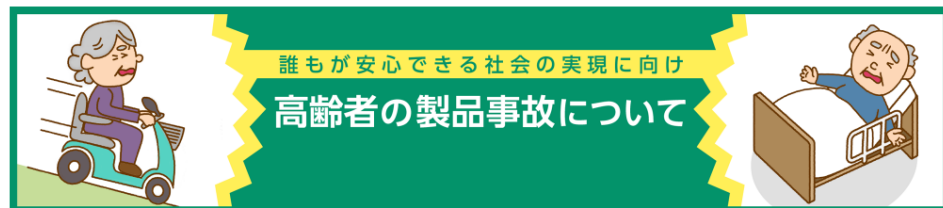
身体関連データと行動ライブラリ上の動作データを掛け合わせ
より安全な製品の開発に寄与する情報を事業者へ提供する

高齢者の製品事故ポータルサイトについて

- 高齢者の製品事故の防止については、NITEや関係団体等から様々な取組を行ってきたが、それらを一元的に紹介するサイトが存在しなかった。
- こうした状況を踏まえ、消費者への注意喚起だけでなく、事業者の皆様に対しても有意義な情報発信を行うことを目的として、昨年12月に高齢者の製品事故に関するポータルサイトを開設。

ホーム ▶ 政策について ▶ 政策一覧 ▶ 安全・安心 ▶ 製品安全 ▶ 製品安全ガイド ▶ 高齢者の製品事故について

高齢者の製品事故について



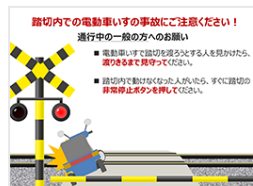
我が国の重大製品事故のうち、高齢者の方が被害に遭った事故が全体の3割以上を占めております。高齢者の製品事故を減少させるため、経済産業省においても関係機関と連携しつつ様々な取組を行っております。

消費者（高齢者・そのご家族）のみなさまへ

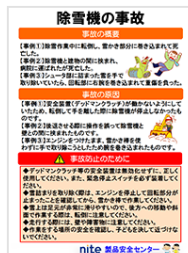
高齢者の製品事故に関する注意喚起リーフレット等



- ▶ 介護ベッドの事故に注意しましょう（2021年11月）（PDF形式：347KB）



- ▶ 踏切内の電動車の事故（2018年10月）（PDF形式：677KB）



- ▶ 除雪機の事故（NITE作成）（PDF形式：135KB）

NITEによる高齢者の製品事故注意喚起映像



- ▶ 「介護ベッドの事故に注意しましょう！」（YouTube）



- ▶ 電動車いす「9.踏切事故（ハンドル型）」（YouTube）



- ▶ 除雪機「2.安全装置（デッドマンクラッチ機構）の無効化で、止まらず走行」（YouTube）

その他関連リンク

- ▶ 医療・介護ベッド安全普及協議会

介護ベッドの事故防止に向けた様々な取組を行っております。
（※令和4年2月に新たな注意喚起動画を公開しております。詳しくは[こちら](#)から。）

高齢者向け製品を製造する事業者のみなさまへ



- ▶ 高齢者の製品事故防止のためのハンドブック（2020年3月）（PDF形式：6,935KB）

製品を選択・使用する高齢者自身や、その周辺のケアラー向けの資料です。高齢者の身体機能・認知機能の基礎情報を掲載しております。



- ▶ 高齢者の生活機能変化に配慮した安全に関するユニバーサルデザインの実現に向けて（2020年3月）（PDF形式：3,190KB）

製品を開発・設計する事業者向けの資料です。高齢者の生活機能の変化、製品の使用環境や周辺の環境等のポイントを整理し、製品を開発・設計するにあたっての留意点をまとめています。

【高齢者の製品事故について】URL：https://www.meti.go.jp/product_safety/koureisya/

PSアワード受賞企業のポータルサイト上への掲載について

- PSアワード受賞企業の中には、高齢者の製品事故対策に関する様々な角度からの取組が評価され、受賞に至った企業が多数存在する。
- 現在、受賞企業の紹介についてはPSアワードのサイト上に存在しているが、高齢者向け製品の様にカテゴリ別の紹介ができていない状況。
- そこで、前述したポータルサイトを活用し、PSアワード受賞企業のうち高齢者の製品事故対策に取り組まれている企業の皆様を紹介し、取組を世間全般に知っていただくことで、「製品安全コミュニティ」の輪を拡大させ、国内の製品安全文化のより一層の醸成につなげていく。



目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
- 6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育**
7. 製品安全における国際連携・協力
8. 製品安全に関する手続の電子化

製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）

- 企業による製品安全の先進的な取組を讃えることで、事業活動や消費生活において**製品安全が重要な価値として定着**し、社会全体で製品の安全が守られることを目的として、平成19年度から実施。

令和3年度の受賞企業

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

優良賞 AGCテクノグラス株式会社

○大企業 小売販売事業者部門

経済産業大臣賞 株式会社ベネッセコーポレーション

○中小企業 製造事業者・輸入事業者部門

経済産業大臣賞 徳武産業株式会社

技術総括・保安審議官賞 株式会社近澤製紙所

技術総括・保安審議官賞 株式会社アテックス

優良賞 サクラパックス株式会社

○中小企業 小売販売事業者部門

経済産業大臣賞 株式会社カインズ電器

○特別賞

ネットモール運営事業者部門 アマゾンジャパン合同会社



（写真）令和3年度の表彰式の様子

★令和2年度より、特別賞に「ネットモール運営事業者部門」を新設。

★令和3年度は、重点課題として「製品安全実現に向けたサプライチェーン全体の管理」、「高齢者における製品事故の未然防止に向けた取組」を設定し特に評価。

製品安全対策ゴールド企業

- 経済産業大臣賞を計3回受賞した企業は「製品安全対策ゴールド企業」として認定。
- 製品安全対策ゴールド企業認定から5年経過ごとに、認定時の取組が引き続き維持されているか、審査委員会でフォローアップを実施。
- ロゴマークにはフォローアップを受けた回数に応じて星マークが追加。

製品安全対策ゴールド企業（認定年度）

○大企業 小売販売事業者部門

上新電機株式会社（平成26年度）★

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

株式会社バンダイ（平成27年度）★

○中小企業 製造事業者輸入販売事業者部門

株式会社相田合同工場（平成27年度）★

○大企業 小売販売事業者部門

株式会社イトーヨーカ堂（平成27年度）★

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

YKK AP株式会社（平成29年度）

○中小企業 製造事業者輸入販売事業者部門

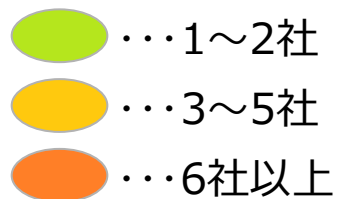
アキュフェーズ株式会社（平成29年度）



（写真）株式会社イトーヨーカ堂フォローアップ通知時の様子
（左）製品安全課 原課長（当時）
（右）株式会社イトーヨーカ堂 三枝代表取締役社長

(参考) 製品安全対策優良企業表彰 (PSアワード)

都道府県別 受賞企業数



東北地方

宮城県 1社
山形県 1社

関東地方

群馬県 1社
埼玉県 3社
千葉県 3社
東京都 46社
神奈川県 3社
新潟県 8社
長野県 3社
静岡県 1社

中部地方

富山県 2社
岐阜県 1社
愛知県 5社
三重県 1社

近畿地方

滋賀県 1社
京都府 3社
大阪府 20社
兵庫県 5社
奈良県 4社
和歌山県 2社

中国地方

鳥取県 1社
岡山県 2社
広島県 1社
山口県 1社

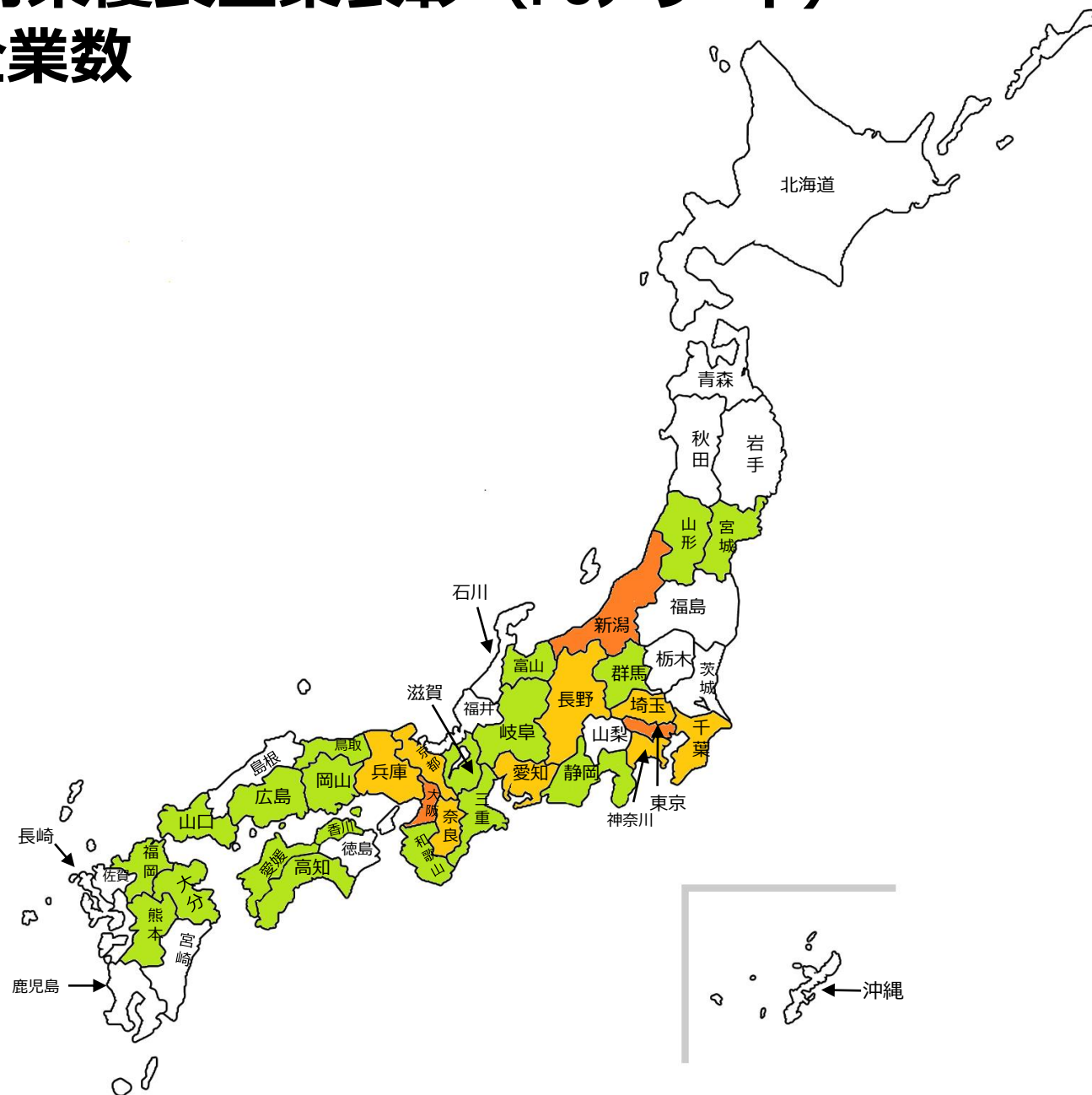
四国地方

香川県 1社
愛媛県 1社
高知県 2社

九州・沖縄地方

福岡県 1社
熊本県 1社
大分県 2社

(令和4年2月時点)



製品安全対策優良企業表彰に関するあり方検討会

- 昨年度、本表彰制度発足から10年以上が経過し、社会状況が大きく変化している中で、将来にわたって本表彰制度の枠組み・立てつけについて検討を行う必要があるため、事業内で「**製品安全対策優良企業表彰制度のあり方検討会**」を設置し、制度設計・広報周知の観点から検討を実施。

「製品安全対策優良企業表彰に関するあり方検討会」における検討内容

制度設計・広報周知の観点から検討会内で議論を行い、以下の観点からアクションプランを取りまとめ、今後から順次反映を予定。

<検討に際しての企業からの声>

- ✓ PSアワードの受賞企業の多くが、「製品安全」をどのように取り組み始めたら良いのか、自社の安全管理体制がこれでよいのか、第三者視点でチェックする仕組みがあればよい。
- ✓ どれくらい頑張れば表彰に値するかのラインが明確に見えない。
- ✓ 社内リソースが限られている中で、応募に向けた体制作りを含めて、社長をはじめとする社内の理解を得ることが難しい。



<2022年度から本格導入予定>

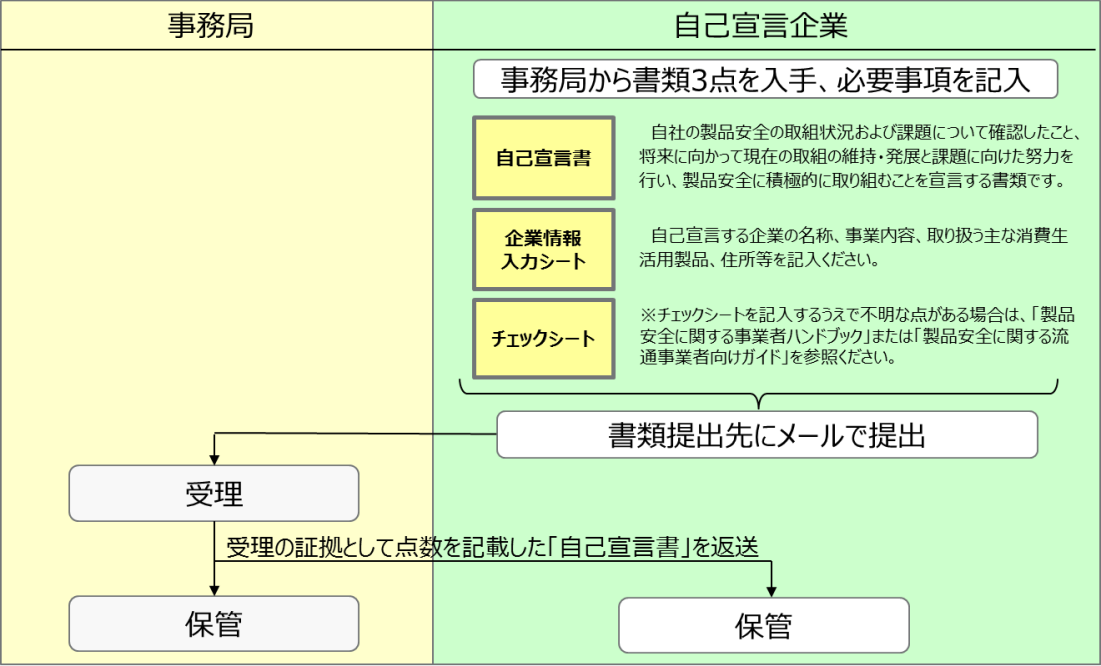
自己宣言制度

- ✓ 製品安全の取組に関するチェックシートにより、自社の現状と課題を確認した上で、将来に向けて製品安全に取り組むことを宣言する。
- ✓ 製造事業者、輸入事業者および小売販売事業者を対象とする。
- ✓ 必要事項を記入し、事務局に登録。宣言の有効期限は3年とし、毎年自社の取組の見直しを行う。

製品安全対策自己宣言（2022年度から本格導入予定）

- PSアワードへの応募はハードルが高いと感じるとのご意見を事業者からいただいているため、そうした企業が製品安全の取組状況を自ら確認（チェック）し、将来のPSアワード応募につなげていただけるよう、「**製品安全対策自己宣言**」の取組を新たに来年度から開始予定。
- **PSアワードへの応募企業の増加**とともに、**自己宣言の普及**にも取り組む。

<利用手順>



【対象事業者：製造事業者、輸入事業者、小売販売事業者】

チェックシート

「製品安全に関する事業者ハンドブック」、「製品安全に関する流通事業者向けガイド」に基づき作成。チェックシートに記入。チェックを入ると点数が集計され、自社の取組度を確認可能。

項目	得点	合計
1. 製品安全に関する取組状況	20	20
2. 製品安全に関する取組状況	20	40
3. 製品安全に関する取組状況	20	60
4. 製品安全に関する取組状況	20	80
5. 製品安全に関する取組状況	20	100
合計	100	67,1875

自己宣言書

チェックシートを用いて自社の製品安全の取組状況および課題について確認したこと、将来に向かって現在の取組の維持・発展と課題に向けた努力を行い、製品安全に積極的に取り組むことを宣言する。

製品安全自己宣言

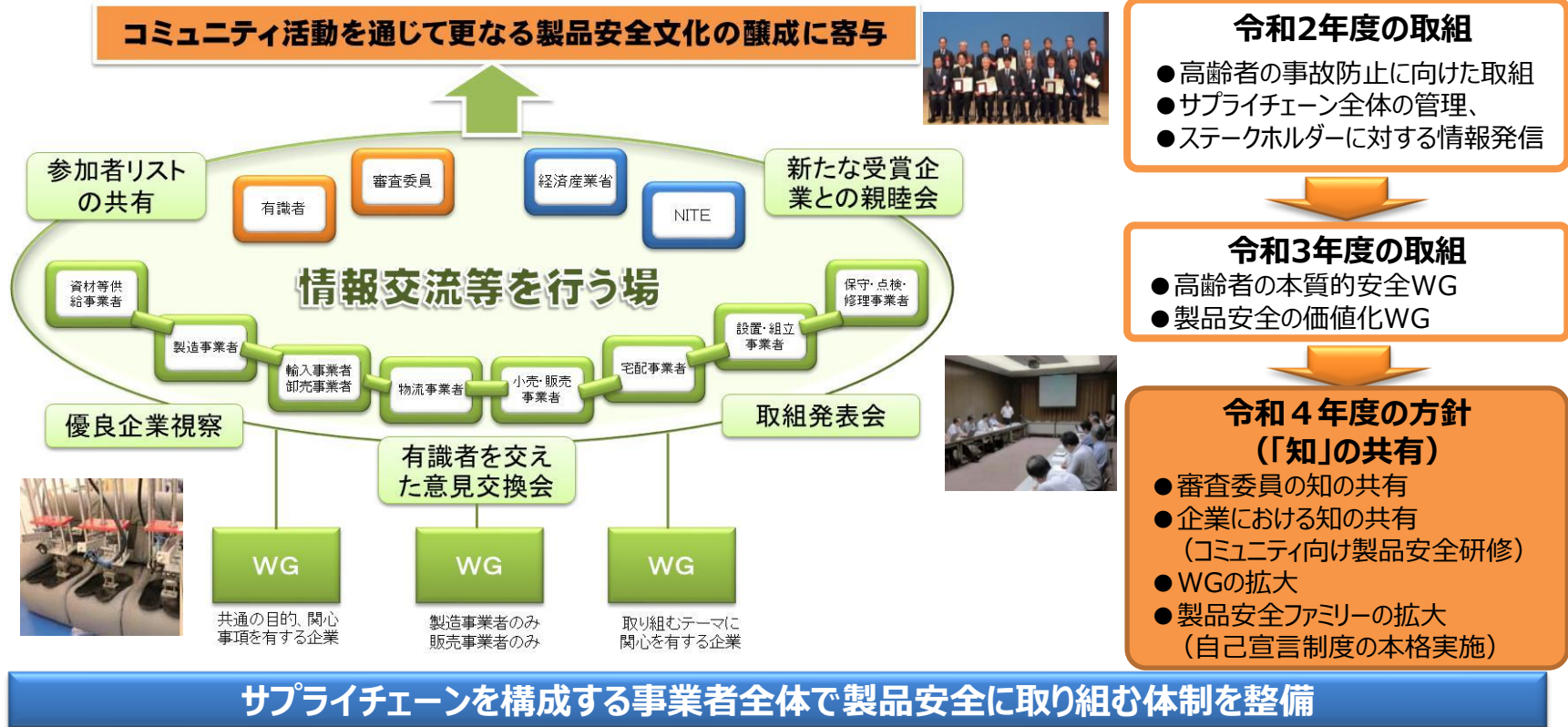
当社は、所定のチェックシートによって、自社の製品安全の取組状況および課題について確認いたしました。今後は、現在の取組を引き続き維持・発展させるとともに、課題に向けても努力し、製品安全に積極的に取り組んでいくことを宣言いたします。

令和〇年〇月〇日

事業者名 役職・氏名（代表権を有する者）

製品安全コミュニティ

- 政府が促進しているサプライチェーン全体で製品安全に取り組む体制構築に向けた先駆けとして、製造・販売の業種・業態の枠や、大企業・中小企業の垣根を越えた受賞企業間での異業種交流の場を提供。
- 自発的な企業間連携が生まれ、ビジネスチャンスの拡大にもつながっている。
- 受賞企業と審査委員等の有識者、経済産業省、NITE等との交流を通じて、先進的な製品安全の取組についての検討と製品安全文化の醸成を図る。



消費者教育について

1. 読売KODOMO新聞の活用

- 小学生およびその家庭をターゲットとし、具体的製品の製品安全のチェックポイントを普及・啓発

2. 製品安全ワークブック

- 「製品安全」を夏休みの自由研究の素材としてもらい、小学生およびその家庭に製品安全を啓発

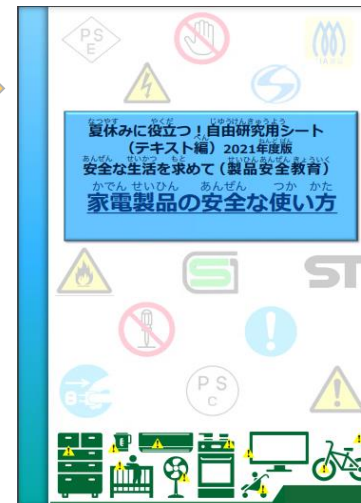


QRコード
による誘導

<経産省HP>

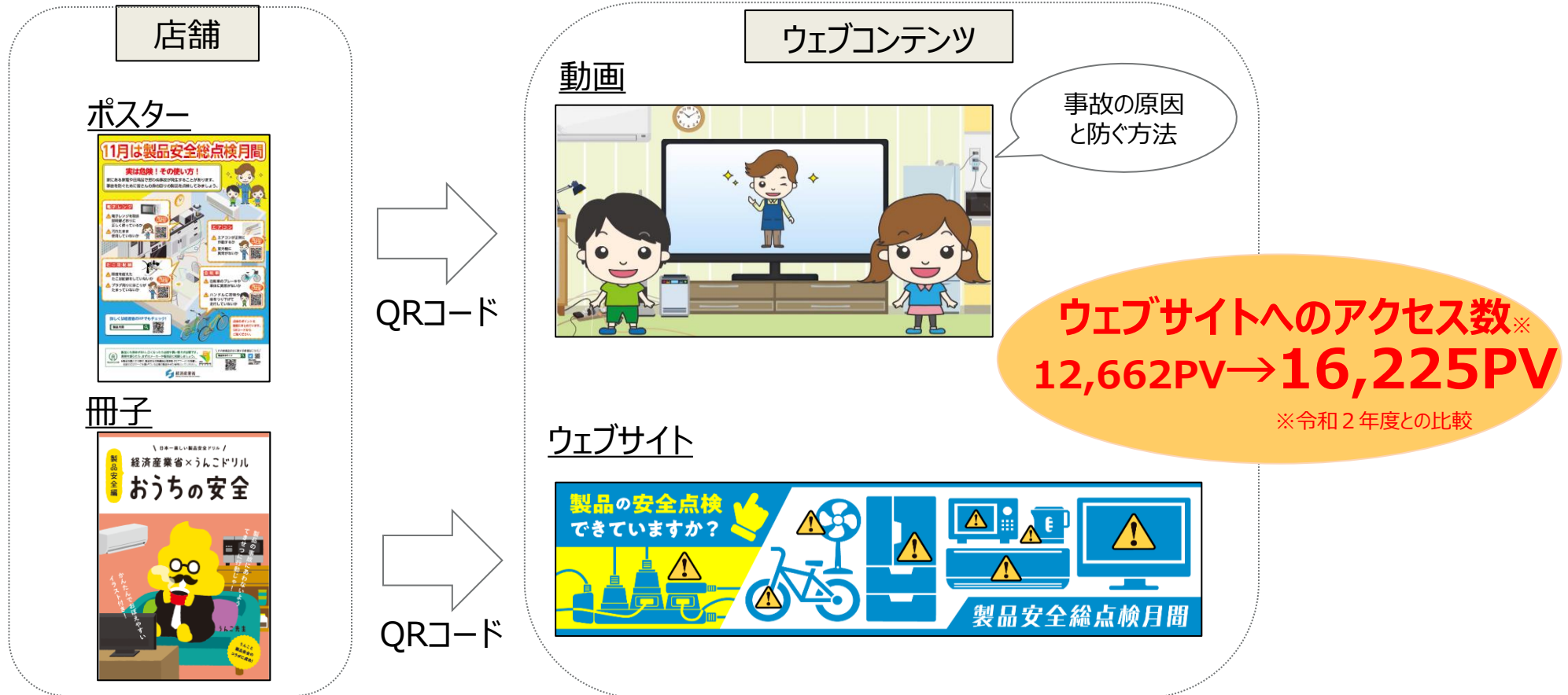
自由研究ワークシート
(家電製品編、自転車編) を掲載

ウェブサイトへのアクセス数 **11倍**
92PV→1,034PV



製品安全総点検月間・自治体や民間等との連携

- 毎年11月の「製品安全総点検月間」に合わせ、製品の安全が持続的に確保される安全・安心な社会の構築を目指して、自治体、事業者等と連携し注意喚起を実施。



○地方経済産業局の主な取組

- ✓ 製品安全に関するイベントの開催
- ✓ 製品安全に関するポスターの掲示等

○賛同民間企業等の主な取組

- ✓ HPや販売店舗での製品安全総点検月間の周知
- ✓ 自社主催イベント等での製品安全に関する情報発信

災害発生時の事故の概要、事故を防止するための呼びかけ

台風や地震などの自然災害が発生したとき、災害そのものによる被害だけでなく、**災害をきっかけに製品事故が発生することがある。**

- **停電時に、屋内でガス・石油機器、小型発電機を使用したことにより一酸化炭素中毒による死亡事故が発生。**

事故発生年月日 2018 年9月8日（北海道、50歳代・男性、死亡）※北海道胆振東部地震発生後事故

【事故の内容】一酸化炭素中毒により1名が死亡し、現場に家庭用の小型発電機があった。

【事故の原因】停電時に小型発電機を換気の不十分な屋内で使用したため、排ガスが滞留し、一酸化炭素濃度が上昇して事故に至ったものと考えられる。

- **停電が終わり、通電した時に、機器や製品の利用再開の手順を怠ることで火災が発生。**
- **消費者庁、NITEと合同で注意喚起を実施したところ。引き続き、自治体や関係団体とも連携し、停電時、停電普及時等に**必要な情報が消費者に的確に届く**ための、仕組み作りを検討していきたい。**

※一酸化炭素濃度3200PPMでは、30分で死亡に至る。



室内で携帯発電機を使用した際の一酸化炭素中毒（提供：NITE）

携帯発電機・カセットこんろ・モバイルバッテリーの使用にご注意ください

-発電機は屋内で絶対に使用しないで下さい。死亡事故も発生しています。-

2021年8月26日

▶ 安全・安心

9月1日は防災の日。台風等に伴う停電の際に役立つ携帯発電機やカセットこんろ、モバイルバッテリーなどの防災用品は、使い方を誤れば重大な事故に繋がります。この機に、改めて正しい使用方法の確認をお願いします。

1. 携帯発電機

災害による停電が長期化する場合の非常電源として、携帯発電機をお持ちのご家庭が増えています。情報源となる携帯電話やテレビに加え、夏の暑さや冬の寒さが厳しい時期には、エアコンや暖房機器の電源確保が欠かせません。

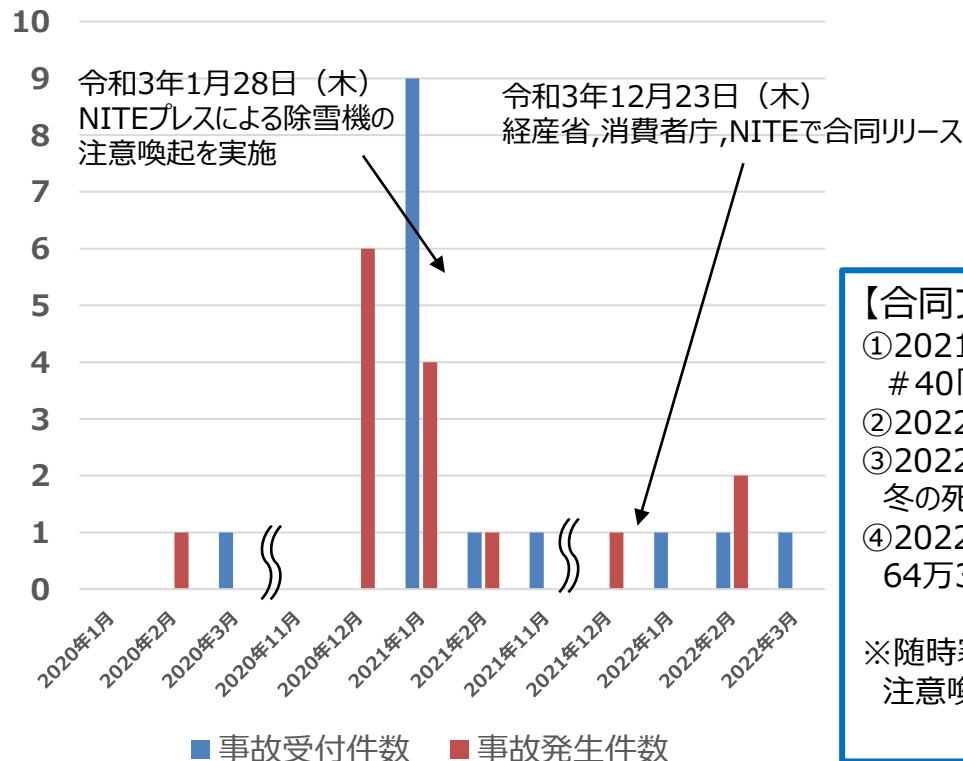
しかし、携帯発電機の排ガスには毒性の強い一酸化炭素が含まれており、屋内での使用による死亡事故も報告されています。以下の注意点に従って、安全にご利用ください。

2021年8月 消費者庁と同時に注意喚起を実施

除雪機による死亡事故への対応状況【再掲】

- 2020年冬季に除雪機による死亡事故が多発したことから、2021年冬季には積極的な広報を展開。
- 2021年12月23日に消費者庁、NITEと合同で注意喚起を実施したことで前年に比べ4.5倍以上のメディアで報道。豪雪地帯を中心とした地方新聞社関連のWeb記事が多く見られた。
- 2022年に入ってから除雪機の事故情報を確認したため、1月14日に、豪雪地帯を含む地方局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国）と連携し再度、注意喚起を実施。
- ⇒ これらの取組の結果、2021年冬季（2021年12月～2022年3月）の除雪機による死亡事故の件数は前年に比べ低い水準といえる。

除雪機の事故による事故受付年月・発生年月



【プレスリリース取り上げ状況（令和2年度）】

○2021年1月28日（木）**報道件数：40件**
テレビ報道13件、Web記事23件、新聞4件

【プレスリリース取り上げ状況（令和3年度）】

○2021年12月23日（木）**報道件数：188件**
テレビ報道24件、Web記事159件、新聞5件

【合同プレス以外の除雪機に関する注意喚起取組】

- ①2021年12月31日BS朝日「宇賀なつみの そこ 教えて！」（お知らせコーナー）#40「除雪機による事故に注意」
- ②2022年1月2日 政府広報ラジオ「除雪機による事故に注意」
- ③2022年1月9日政府広報ラジオ【青木源太・足立梨花Sunday Collection】冬の死亡事故に注意
- ④2022年1月14日～21日 Google広告による注意喚起
64万3千回の広告表示、3,600件のクリックあり

※随時寒波前などTwitterによるタイムリーな注意喚起ツイートを実施



製品安全における広報戦略の強化（Twitter）

- 2010年より、製品安全課では情報発信ツールとしてTwitterを活用。現状のフォロワー4,477人（2022/2/14現在）。
- 具体的な戦略として、①アイコン、背景の変更、②公式マークの取得（7/8取得）、③重大製品事故やリコール情報に関するツイート（“戦時のツイート”）のフォーマット変更、④製品安全に関するオリジナルツイート（“平時のツイート”）の充実、⑤地方局、NITE、消費者庁等と積極的にリツイート等周知連携を2021年4月より実施
- 閲覧数は、前年同月と比較して**平均43万件程度増加（増加率8.66倍）**。**11月の製品安全総点検月間**は特に力を入れてツイートを拡充させたため**前年比9.34倍**の閲覧数となった。

月別Twitter（@kochijiko）インプレッション(※1)数及び遷移

※1：インプレッションとはTwitter上でツイートが表示された回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	AVERAGE
2020年	67,767	58,284	53,702	48,813	29,160	53,524	58,200	28,175	110,826	56,495
2021年	133,753	89,995	192,901	2,456,567	474,421	97,575	478,873	263,254	214,617	489,106
増加数	+65,985	+31,711	+139,199	+2,407,754	+445,261	+44,051	+420,673	+235,079	+103,791	+432,612
増加率(倍)	1.97	1.54	3.59	50.33	16.27	1.82	8.22	9.34	1.97	8.66

製品安全総点検月間（11月中）に最も多くのインプレッション数(45,765)を獲得したトップメディアツイート

11月は製品安全総点検月間

【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室) @kochijiko

【11月は製品安全総点検月間】
清掃や点検をせずに長い間使い続けたり、不具合や違和感を無視して使い続けたり、誤った使い方をすると火災などの思わぬ事故につながるおそれがあります

年末の大掃除が迫ってきているこの時期にご家庭内の製品を今一度確認しましょう

消費者広報連携概略図



【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室) @kochijiko

1/35 件のツイート

リコール・製品事故情報

プロフィールを編集

【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室) @kochijiko

経済産業省 製品事故対策室の公式アカウントです。身の回りの製品のリコールや事故の最新情報、事故対策のお役立ち情報など「製品安全」にかかわる内容発信します。これまでのリコール情報→meti.go.jp/product_safety...

<https://twitter.com/kochijiko>

製品安全における広報戦略の強化（政府広報）

- 安全に配慮した製品が消費者、流通事業者に選ばれるよう、消費者の製品安全に対する意識向上に向けた働きかけを実施。

政府広報等を活用して実施した注意喚起

2021年

- 4月 60秒ラジオ広告 <自転車の製品事故について>
- 5月 インターネット広告 <自転車の製品事故について>
- 8月 政府広報テレビ、インターネット広告、視覚障害者向け広報
<自然災害をきっかけに発生する製品事故について>
- 9月 政府広報ラジオ <高齢者の製品事故について>
- 11月 新聞突き出し広告、オンライン広告 <製品安全総点検月間>
- 12月 政府広報テレビ<除雪機による事故に注意>
- 1月 政府広報ラジオ<除雪機による事故に注意>
政府広報ラジオ<冬の死亡事故に注意>
新聞突き出し広告<リコール製品への注意喚起>

HPへのアクセス数推移

3.8倍

2934

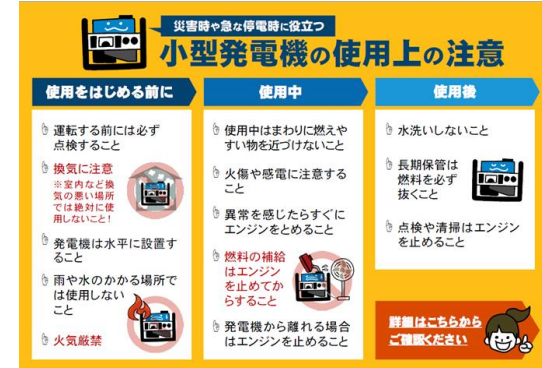
3035

11530

2784

1月第3週 1月第4週 1月第5週 2月第1週
2月第2週

1月第5週に、リコール製品の注意喚起を新聞突き出し広告に掲載したところ、経産省リコールサイトへのアクセス数が **4倍近く増加**。



パンフレットを作成し、当省HP、twitterにて発信



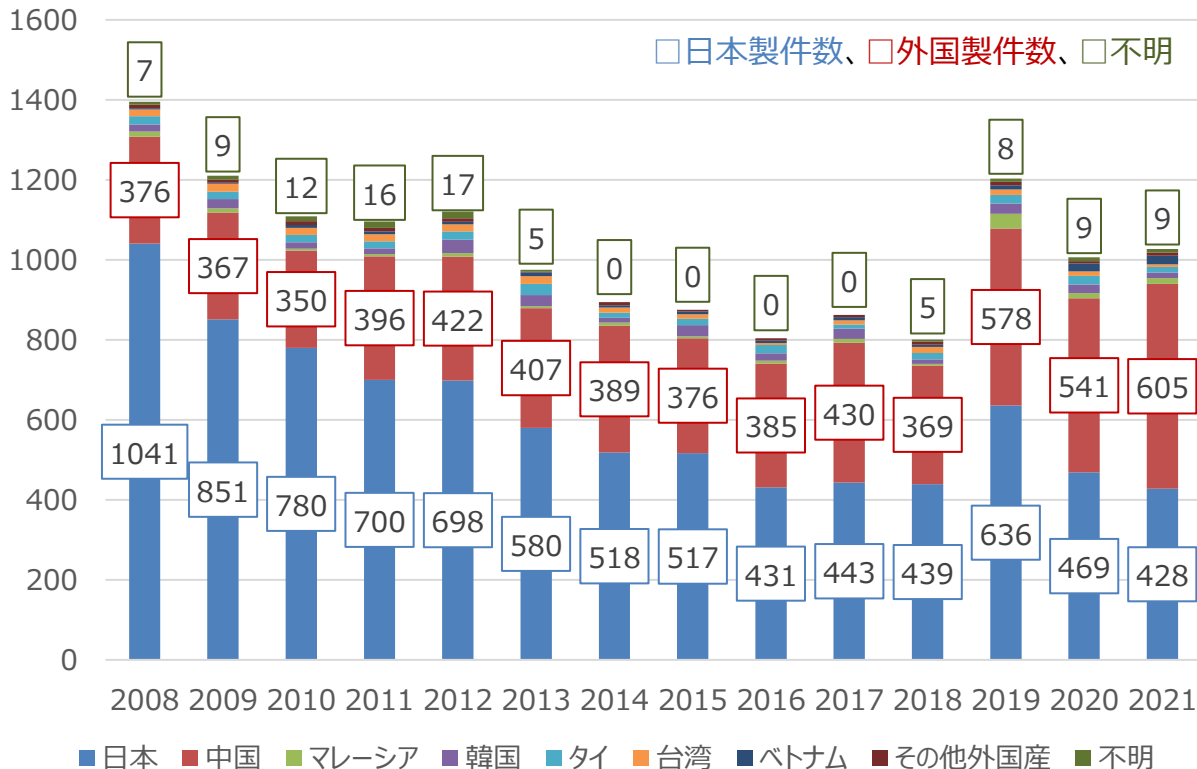
目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
- 7. 製品安全における国際連携・協力**
8. 製品安全に関する手続の電子化

輸入製品の重大製品事故報告件数【再掲】

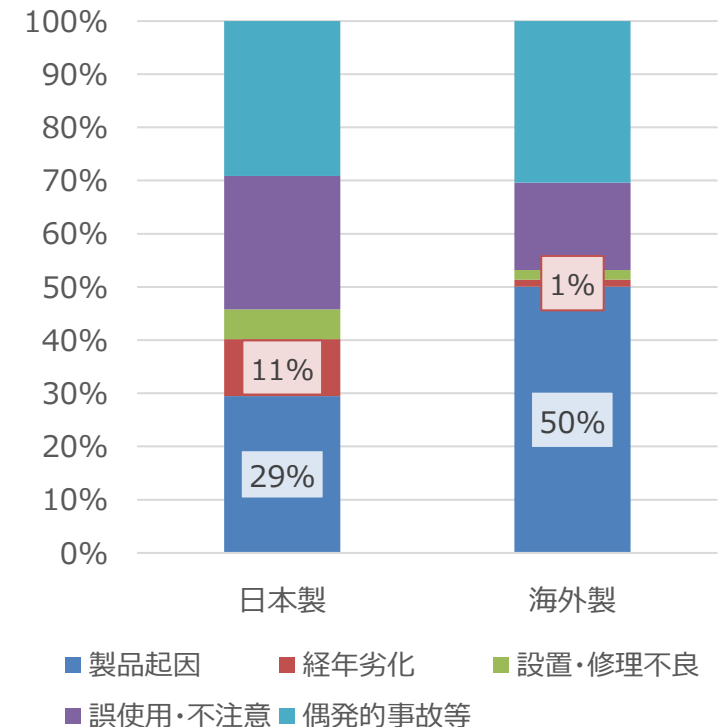
- 国産製品の重大製品事故が減少傾向。なお、2019年は自転車の過去事故報告という特殊要因があった。
- 2020年、2021年と2年連続で輸入製品の重大製品事故受付件数が国内製品を上回った。国別では中国からの輸入製品による事故が多い。
- 輸入製品では国産製品に比べ、製品起因の割合が高く、50%が製品起因となっている。一方、経年劣化による事故が少ない（1%）。

生産国・地域別重大製品事故報告件数



日本製と海外製の製品事故原因

※2007年以降に報告された重大製品事故の累計



製品安全行政における国際連携・協力

- 輸入製品による重大製品事故の件数が近年、過半数を占めている。輸入製品の安全性確保のため、国内外の製品安全機関等の関係者との連携・協力していくことが重要。
- 海外の規制動向を把握し、必要な情報を収集するため、各国・地域の関係機関との連携・協力を継続するとともに、日本の製品安全政策に関する情報の海外発信を強化。
- 2021年は新型コロナウイルスの蔓延によって引き続き海外渡航が制限された状況であったが、オンライン会議やメール等を通じて海外の関係機関と綿密にコミュニケーションをとってきた。
- NITEとも緊密に連携し、引き続き、国際連携・協力の強化を図っていく。

【基本的な考え方】

- 輸入製品の安全性確保のため、海外の規制動向の把握及び海外に日本の政策に関する情報を発信
- 海外との連携では相互・互恵的関係の構築を目指す（先進国間（欧米・OECD等）、中国、東南アジア等）
- 国内輸入事業者等の国内関係者と協力し、輸入製品の安全性確保につながる取組を実施

【具体的な取組】

- OECD等の国際会議への参加や二者間の会合の開催を通じ、製品安全に関する海外の規制動向に関する情報を収集
- 経済産業省ホームページの英語サイトの充実等により、日本の政策に関する情報の海外向け発信
- 国内関係者との協力により国際的枠組みにも資する取組を推進（OECD製品安全誓約）

製品安全分野に係る主な国際連携・協力の現状①

- 海外との連携では、OECD等の国際会議への参加、協力文書等に基づく二者間会合の開催、その他オンライン会議等による情報交換を継続。今後も良好な関係の構築を目指す。

● 米国（CPSC：消費者製品安全委員会）

メールにより製品安全にかかる政策の動向について情報交換を実施したほか、必要に応じてオンライン会議を実施。特に、2022年1月には米国CPSCとIoT化された製品に関する動向や規制についてオンラインで情報交換を行った。

● 欧州（EC：欧州委員会）

メールにより製品安全にかかる政策の動向について情報交換を継続。なお、2019年から実施されている欧州のProduct Safety Awardは、日本の製品安全対策優良企業表彰から発想を得たもの。

● 中国

2019年6月にSAMR（国家市場監督管理総局）とGACC（海関総署）を訪問。NITEと連携しながら今後も継続した交流を目指す。

● タイ

2017年度から2019年度にかけて実施した技術協力の成果として2020年2月、タイ国内の規制当局の1つであるTISI（工業省タイ工業標準局）との間で協力文書に署名。文書に基づき2020年8月に初会合を開催した。また、第2回会合をオンラインで2021年8月に開催し、新型コロナウイルスによる政策への影響や電子商取引等に関して意見交換を行った。引き続き製品安全分野での交流を継続していく。

● マレーシア

2017年度から2019年度にかけて実施した技術協力において構築された交流を継続。マレーシアでは日本の制度を参考にし、2021年からPSアワードが開始され、日本の制度がインスピレーションとなった旨の紹介をされた。

製品安全分野に係る主な国際連携・協力の現状②

●台湾

日台製品安全協力覚書（※）に基づき、2021年12月にオンラインで開催された第5回定期会合に同席。また、NITEは經濟部標準検驗局（BSMI）との事故分析の情報共有などの技術交流を実施。

（※）2016年11月、日本台湾交流協会（日）と台湾日本関係協会（台）との間で締結。製品安全分野における安全の確保及びリスクの低減を図るため、製品安全における協力関係を強化するよう努力することとし、両協会は経済産業省、NITE及びBSMIに対し、それぞれ協力を要請することが明記。

●ICPHSO（国際消費者製品健康安全機構） ※オンライン開催

2021年10月にバーチャルシンポジウムが開催され、各国の政府機関や事業者、検査機関等が参加。新型コロナウイルスの蔓延により加速するオンライン取引に対する各国の製品安全に関する規制や取組の紹介、AIが導入された製品への対応、持続可能性と製品安全等について、プレゼンや議論が行われた。

●OECD会合 ※オンライン開催

2021年11月に製品安全作業部会および消費者政策委員会との合同会合が開催され、出席。同会合では持続可能な消費、オンラインでの情報公開の有効性、製品安全誓約に関するポリシーガイダンスの内容、2021年～2022年に実施する国際共同啓発キャンペーンとキャンペーンに伴う調査、消費者製品安全にかかるOECD勧告の実施に関する課題等に関する議論が行われた。

●OECD消費者国際会議 ※オンライン開催

OECD消費者政策委員会（CCP）の取組が50周年であることを記念して2021年6月15日～17日に公開で開催。産学官から消費者政策に精通した有力者を招き、製品安全やグリーンエコノミーにおける消費者、国境を越えた各国間の協力等について、基調講演やパネルディスカッションが実施された。

また、オンライン市場で安全でない製品のリスクから消費者をより良く保護するための製品安全誓約を作成する上で必要となる、主要なコミットメントを特定した製品安全誓約コミュニケ（声明）が公表された。コミュニケ案に対しては、日本国内のインターネットモールの実情をOECD事務局に伝えるなどして意見提案を行った。

製品安全分野に係る主な国際連携・協力の現状③

- 近年の**国際的な製品安全に関する動きと連動**し、国内関係者と協力した取組を推進していく。
- 今後も情報収集に努めつつ、必要に応じ国内に展開できるよう**関係者と協力した取組を継続**する。

- 2021年6月15日～17日に開催されたOECD消費者国際会議において公表された「製品安全誓約コミュニケ（声明）」を踏まえ、日本国内関係者と連携し、日本も同様の取組を推進できるよう協力。

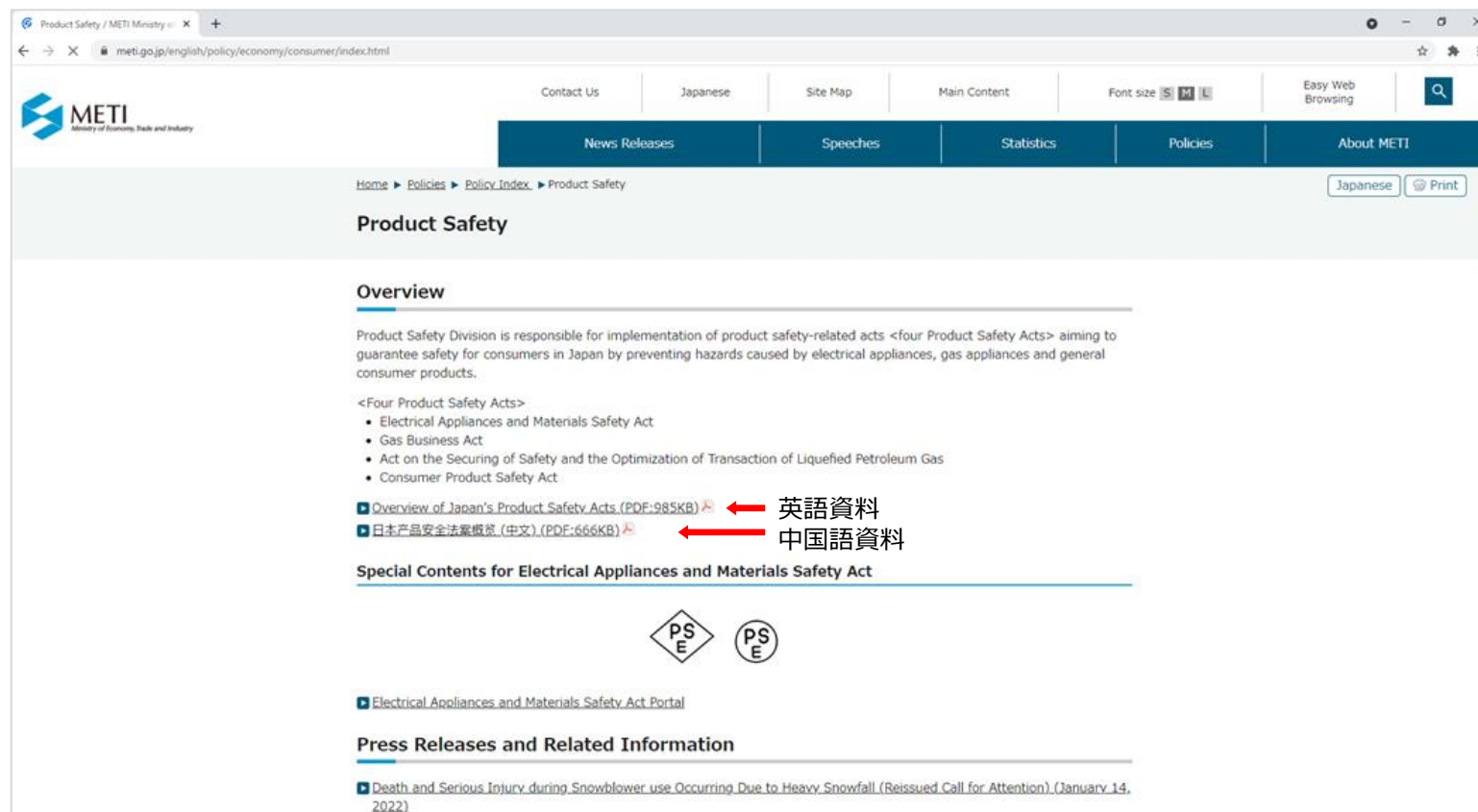
＜製品安全誓約コミュニケで示されたコミットメント（仮訳）＞

- ・ オンライン市場で販売禁止、規準不適合、又はリコール対象である製品を特定する手続と仕組みを設置することにより、安全ではない製品の販売を検出し防止する。
- ・ 消費者製品安全当局と協力し、安全ではない製品のサプライチェーン（影響を受ける消費者グループを含む）を特定し、該当する出品を削除する。
- ・ サードパーティーの販売者による製品安全関連法の遵守を促す措置を執ることにより、サードパーティーの販売者における消費者製品安全に関する意識を向上させる。
- ・ オンライン市場への安全ではない製品の出品を報告する方法を消費者に提供し、消費者製品安全当局やサードパーティーの販売者と協力して、安全ではない製品に関連するリコールや是正措置について消費者に情報提供することにより、製品安全の問題に関する消費者の権限を強化する。

経済産業省ホームページの英語サイトの充実

- 経済産業省ホームページの**英語サイトの充実**により、日本の政策に関する情報を海外向けに発信。**英語だけでなく中国語の資料も追加**することにより海外からの情報収集に活用されるよう改修。

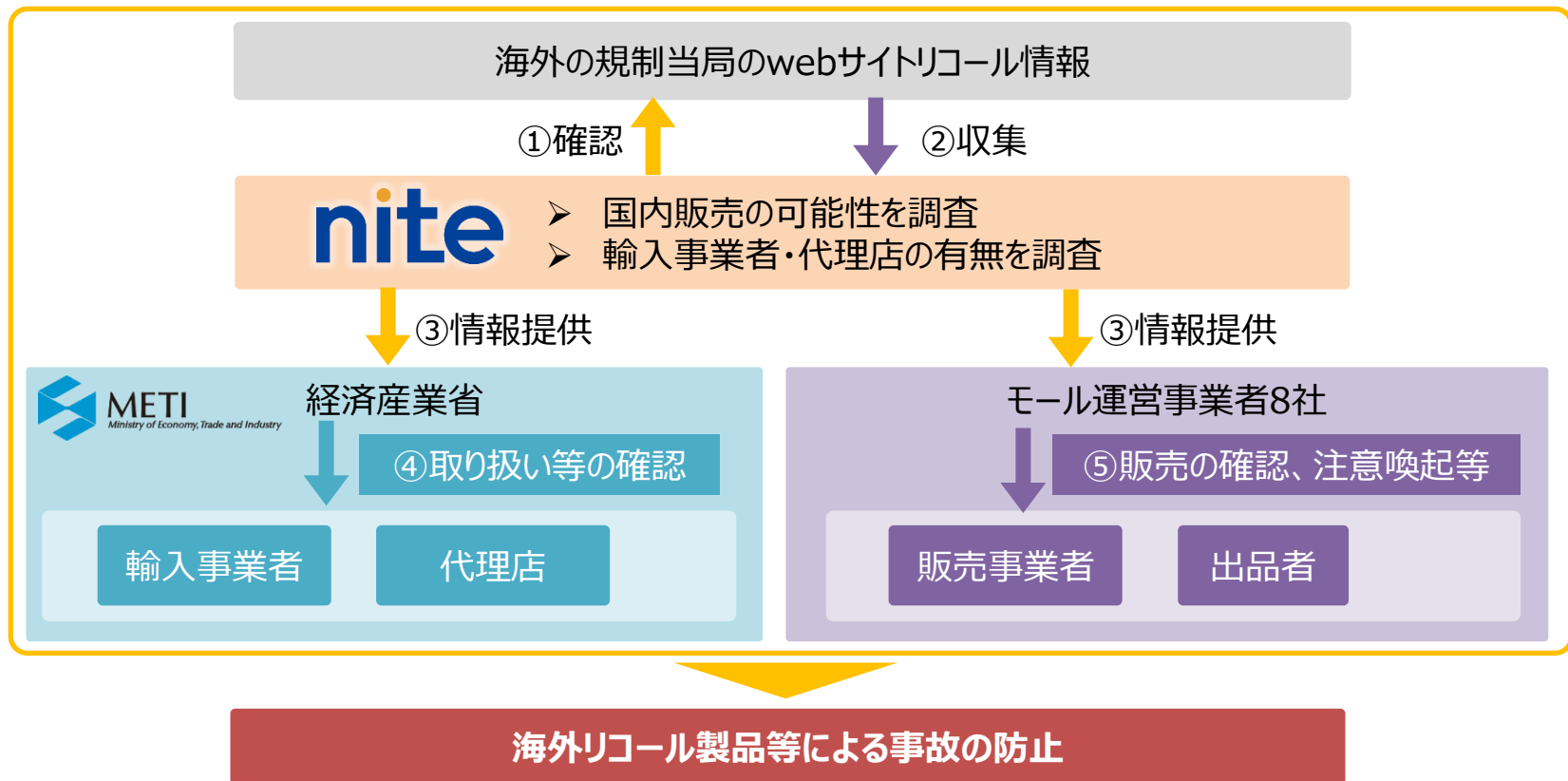
- 経済産業省ホームページ英語サイトの製品安全のページを大幅に改修。英語版の製品安全関係法令やリコール等の情報を集約。
- 製品安全施策の概要やオンライン販売される製品の注意喚起資料を追加し、英語だけでなく中国語の資料も掲載。



経済産業省ホームページ英語サイト

【参考】NITEの取組：海外リコール情報を活用した製品事故防止への取組

- 市場のグローバル化に伴い、海外でリコールされた製品が、インターネットショッピングモールを通して、販売されている可能性がある。
- NITEは、海外の機関が公表しているリコール情報から、日本で販売された可能性がある製品についての情報を収集し、経済産業省及びモール運営事業者提供。
- 提供したリコール情報は、モール運営等事業者8社によって、自社サイトでのリコール製品の販売確認、販売事業者への注意喚起・情報提供等の対応が図られている。
- 海外リコール製品等による事故の防止及び安全な製品の流通に取り組んでいる。

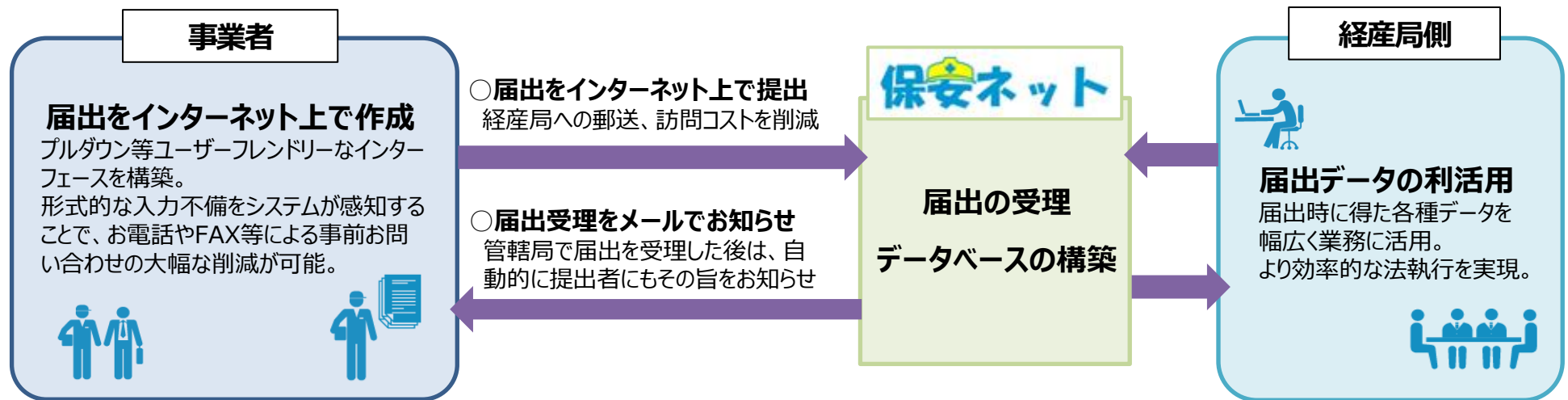


目次

1. 製品事故の発生状況及び課題
2. リコールの動向
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引における製品安全
5. 高齢者の製品事故対策
6. 製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育
7. 製品安全における国際連携・協力
- 8. 製品安全に関する手続の電子化**

産業保安・製品安全関連法令手続の電子申請システム（保安ネット）の概要

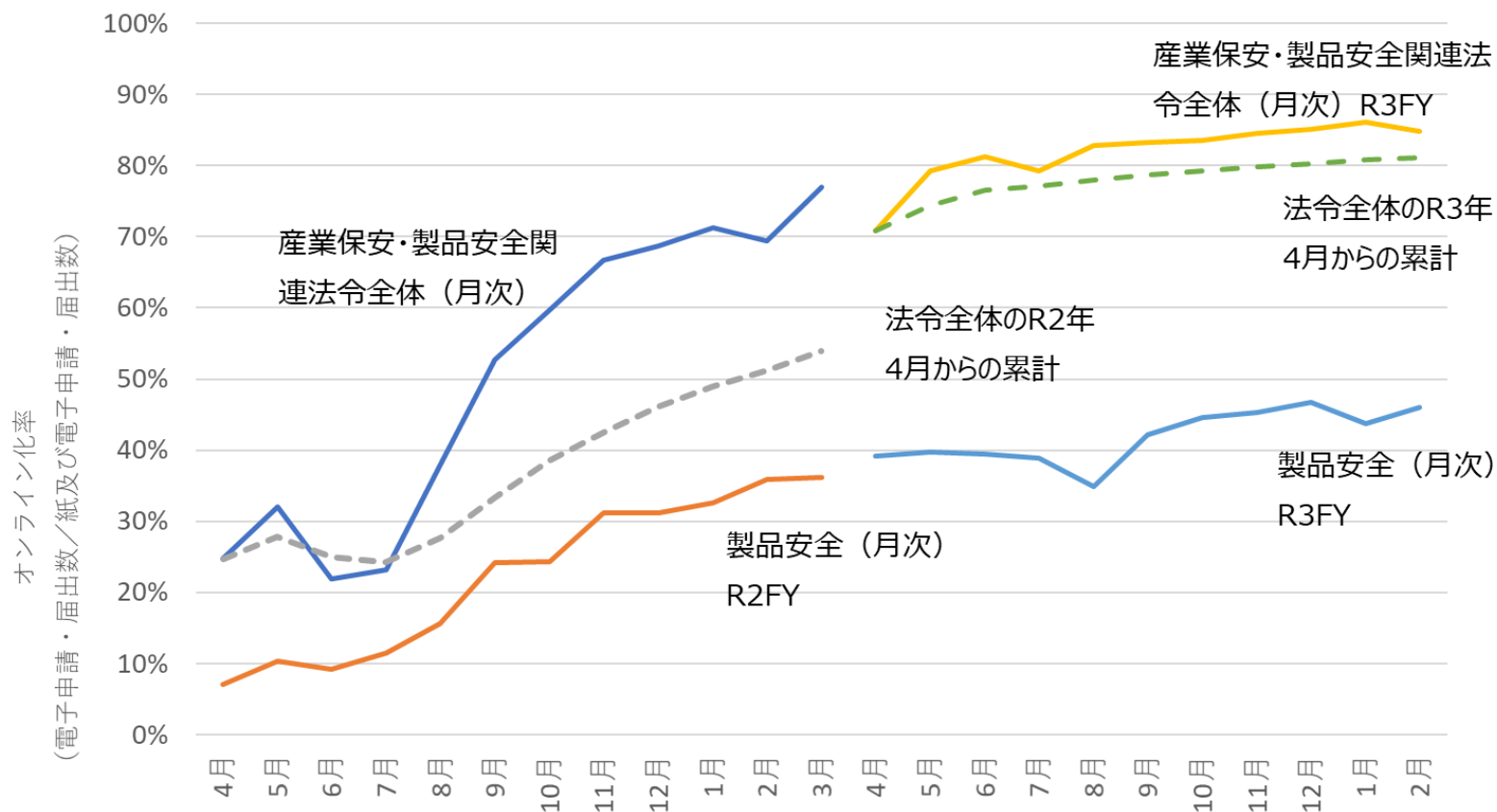
- 産業保安・製品安全関連法令（電気、LPガス、都市ガス、火薬類、鉱山、製品安全）に基づく申請・届出等の件数は年間25万件以上（製品安全は1万件弱）。
- 官民双方における抜本的な業務効率化を図るため、高いユーザビリティを持つ電子申請システム『保安ネット』を2018年度から開発、2019年度にシステムが完成し、製品安全関連法令では2020年2月より運用を開始。
- 事業者においては、届出書の作成や提出がインターネット上で行えるようになり、届出書の内容不備の確認や経済産業局への訪問、問い合わせに係るコストが軽減される。経済産業省においては、一元的に届出書の受理やデータの管理ができるようになり、形式的な業務が大幅に削減される。
- 新型コロナウイルスの感染が終息していない中、一層、規制に係る申請・届出等の電子化を加速していくことが求められており、保安ネットの更なる推進は重要。
- 製品安全分野の2022年2月の届出オンライン化率（電子届出数／紙及び電子届出数；月次）は46%。今後、層なるオンライン化率向上に取り組んでいく。



今年度のオンライン化率の推移

- 産業保安・製品安全関連法令全体（年度累積）でデジタル・ガバメント実行計画※のKPI（2020年度末までに50%）を達成。
- 製品安全分野の届出オンライン化率（月次）も令和2年度当初からは上昇。

申請・届出のオンライン化率の推移



【参考】デジタル・ガバメント実行計画

- コロナ禍を背景に、政府全体で行政手続電子化の更なる推進が求められている。
- デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）では、保安ネットでオンライン化した手続のうち「オンラインによる届出等の割合」を2020年度末までに50%とする、とのKPIが定められているところ。

デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）

別紙 3 更なる利便性の向上を図る行政手続等

Ⅱ 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

22. 産業保安・製品安全法令に基づく手続の利用率向上（◎経済産業省）

産業保安・製品安全法令（電気、LP ガス、都市ガス、火薬類、鉱山及び製品安全関係）に基づく一部の手続について、2020 年（令和 2 年）1 月から順次、産業保安・製品安全法令電子申請システム（保安ネット）によるオンラインによる届出等を開始している。

今後、オンライン利用率向上に向けて更なる周知広報を行うとともに、対象手続の拡大に向けた検討を実施する。

KPI：オンライン化した手続のうち、オンラインによる届出等の割合（2020年度（令和2年度）末まで：50%）

令和3年度に実施した取組①

- 令和3年度は保安ネットによるオンライン化率向上に向け、ウェブサイトの拡充や業界団体等との連携による保安ネットPRの実施、各経済産業局との連携強化等を行った。

① ウェブサイトの拡充

- 保安ネットに関する情報を紹介するページを新たに開設し、分かりやすいガイドを提示するとともに、製品安全課のホームページ「製品安全ガイド」下にある「事業者のみなさまへ」のページから分かりやすく誘導
- 各法令ごとに掲載していた既存のページも整理し、上記ページを活用した案内に変更
- 当該URLを各地方局に共有するとともに、業界団体等への周知にも活用



「事業者のみなさまへ」のページ

「保安ネット」のページ



令和3年度に実施した取組②

② 業界団体等との連携

- ・ 一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会（Mipro）と協力し、同協会の会員向けメルマガに保安ネットの情報を掲載するとともに、会員向けセミナーで当課職員が講演し、保安ネットについて案内
- ・ 日本行政書士会連合会に保安ネットの案内を行い、会報誌に製品安全4法の概要等を寄稿

③ 各経済産業局との連携強化

- ・ 保安ネットの使用実態や各局が認識している保安ネットの問題点を把握し、効率的な保安ネットの改修等を実施するため、各地方局とオンラインによる打合せを実施
- ・ 各局の実態に応じて、さらなるヒアリングや訪問による作業状況の確認などを実施
- ・ 各局からの情報をもとに現状の問題点を把握、改修箇所の優先順位付けと改修を行うとともに次年度以降の改善点を整理

④ 個別事業者への働きかけ

- ・ 紙の届出が続く常連の事業者に対し、個別に直接アプローチを行い、保安ネットを案内
- ・ 保安ネットへの移行が進まない比較的大企業などに対し、手続のオンライン化を検討してもらうための代表者向け文書の発出
- ・ 届出関係の電話問い合わせ対応時に保安ネットについてPR



令和4年度以降も、普及のための周知広報・必要な改修によるユーザビリティ向上等により、更なるオンライン化率の向上を目指す